

平成18・19年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究  
(第4報：2000年代)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究  
第3期 (2000年6月から2004年4月まで)

研究代表者	保坂 亨 (千葉大学教育学部教育実践総合センター)
	吉田 恒雄 (駿河台大学法学部)
共同研究者	鈴木 博人 (中央大学法学部)
	田澤 薫 (尚絅学院大学)
	加藤 洋子 (洗足学園短期大学)
	阿部 純一 (中央大学法学研究科博士課程)
	近藤 由香 (中央大学法学研究科博士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成18・19年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究

(第4報：2000年代)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第3期 (2000年6月から2004年4月まで)

子どもの虹情報研修センター



## はじめに

本研究は、「虐待の援助法に関する文献研究（第3報：1990年代）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究（第2期：1990年4月から2000年5月まで）」に続く研究である。この時期は児童虐待防止法が成立し、児童相談所等関係機関が、より明確な法的枠組みにより児童虐待に対応できるようになった時期である。社会の関心も高まり、児童相談所を中心に児童虐待に積極的に対応するよう求められてきた時期でもある。

しかし、成立した児童虐待防止法には、機関連携や親への指導、さらには強制的手段による介入など、残された課題も少なくなかった。また、警察が徐々に対応を始めてはいるものの、児童相談所等との連携も手探りであり、学校や裁判所はようやく児童虐待問題に着手し始めたにすぎなかった。こうした中で、機関連携のあり方が模索され、より組織的な連携のあり方が検討されはじめた。各地では、都道府県のみならず、市町村においても先進的な取り組みが見られるようになり、それらの事例をモデルに法制化の検討がなされるようになった。

このように第3期は、児童虐待に対する本格的な対応がなされてきたとはいえ、まだ実務的にも法的にも残された課題は多く、次の2004年法改正に大きな期待が寄せられていた時期でもあった。そうした中で、福祉関係者をはじめとしてさまざまな分野からの提言が寄せられ、それらは以後の改正で徐々に結実していくことになる。そうした意味では、この時期は、次の大きなステップのための準備期間ともいえよう。

本報告書では、法律学や社会福祉学に留まらず、多くの分野で虐待された子どもを保護し、支援するための法的枠組みに向けた多様な考え方を示している。本報告書が児童虐待防止関係者にとって児童虐待問題研究の一助となれば幸いである。

2009年3月

児童虐待法学文献研究会を代表して  
吉田恒雄（駿河台大学）

# 目 次

I 序論	1
1 研究の目的	1
2 研究の方法	1
3 研究の時期区分	1
＜略語＞	
II 法令・判例および法学研究の動向	2
1 法令の動向	2
(1) 法律改正	2
(2) 通知	2
2 判例の動向	5
(1) 児童福祉法	5
3 法学研究の動向	6
(1) 児童福祉法分野	6
(2) 民法分野	9
(3) 児童福祉分野	12
(4) 医療・保健・心理分野	28
(5) 非行・教護分野	32
III 主要判例解説	33
1 児童福祉法分野	33
IV 主要文献解説	36
1 児童福祉法分野	36
2 民法分野	41
3 児童福祉分野	47
4 非行・教護分野	58
5 医療・保健・心理分野	59

資料 1	児童虐待関係政令・省令リスト	61
資料 2	児童虐待関係通知	64
資料 3	児童福祉分野判例リスト	68
資料 4	民法（家族法）分野判例リスト	71
資料 5	民法（財産法）・国家賠償法判例リスト	73
資料 6	児童虐待関係文献リスト	74
資料 7	日本における児童福祉に関する年表 - 児童虐待防止を中心に - 2000年～2005年	119
資料 8	児童虐待司法関係統計	124
	表A 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し—全国家庭裁判所	
	表B 児童福祉法28条の事件	
	表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数	
	表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て—全国家庭裁判所	
	表E 児童との面会又は通信の制限の申立て—全国家庭裁判所（特別家事審判規則18条の2）	
	表F 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法28条6項）	
	表G 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法28条2項）	
	表H 嬰兒殺の検挙人員	
	表I 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員	
	表J 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）	
	表K 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）	
	表L 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数	
	表M 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数	
	表N 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（立入調査・警察官の同行）	

# I 序論

## 1 研究の目的

本研究は、2000年6月から2004年4月までの、すなわち児童虐待防止法成立から2004年の児童虐待防止法改正までの児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向をさぐることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を明らかにすることを目的とする。

## 2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法等）文献、判例（民事、児童福祉法関連）および通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献であっても、児童虐待への法的対応の不備を指摘し、その改善を提言するものが少なくないところから、言及された内容がその後と与えた影響の大きさ等を勘案して、適宜、児童福祉、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。

## 3 研究の時期区分

第3期は、児童虐待防止法が成立後の2000年6月から2004年4月の児童虐待防止法改正までを対象とする。内容となるのは、児童虐待防止法・児童福祉法等の施行に関する法改正や通知、成立した児童虐待防止法の課題や次回改正に向けた提言、その前提としての施行状況などの調査研究である。なお、内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今回の研究に密接に関連する資料等も対象に検討した。

第4期は2004年の児童虐待防止法改正から2007年の再改正までの時期を対象に作業を進める予定である。

### <略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

## II 法令・判例および法学研究の動向

### 1 法令の動向

#### (1) 法律改正

第3期の最重要な法律として、2000年5月24日に児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法法律第82号）が制定された。児童虐待防止法は、児童福祉法の特別法として児童虐待の定義、虐待の禁止、国・地方公共団体の責務、児童虐待の通告、被虐待児の保護（立入調査、警察官の援助）、面会通信の制限等を定めた。これまで、1997年の434号通知等により、主として行政解釈により児童虐待への対応がとられてきたが、解釈上の疑義もあったところから、明文をもって都道府県知事の権限等を定めることにより、明確な法的根拠をもって対応できるようになった。これとあわせて、児童相談所長及び児童福祉司の資格、一時保護の期間を原則として2か月に限定する等児童福祉法の一部も改正された。

児童福祉法については、2001年11月30日に、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、保育士資格の法定化、児童委員の職務の明確化等を定める法改正がなされた（法律第135号）。2004年3月31日の改正（法律第21号）では、都道府県及び市町村が設置する保育所の保育の実施に要する費用を国庫負担の対象外とすること、市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用を都道府県の負担の対象外とすること等が定められた。

2004年12月3日の児童福祉法改正（法律第153号）では、市町村の相談体制の充実、都道府県・児童相談所による市町村に対する援助、児童相談所長が受けるべき研修、児童福祉司の資格、地方公共団体における要保護児童対策地域協議会の設置、児童福祉施設のあり方（乳児院及び児童養護施設における児童の年齢要件の柔軟化、児童自立生活支援事業の目的として対象者への就職支援の付加）、里親の権限の強化、要保護児童に対する司法関与の強化（強制入所措置の有期限化、家裁から児相への勧告等）を定める等、児童虐待対策について抜本的な改正が図られた。

次世代育成・子育て支援分野では、2003年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され（法律第120号）、市町村・都道府県、事業主による行動計画等の策定及びその指針、次世代育成支援対策推進センター、次世代育成支援対策地域協議会等について定められた。また、2003年7月16日の児童福祉法改正では（法律第121号）、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等が定められた。

#### (2) 通知

##### ①児童虐待防止法施行関連

2000年5月に成立した児童虐待防止法施行に向けて、「児童虐待防止法の施行について」（平成12年11月20日児発第875号）が発出された。また、同法の施行に鑑み、被虐待児の適切な保護に資することを目的に、一時保護所に心理職員、個別指導担当職員を配置するものとする通知「一時保護児童処遇促進事業の実施について」（平成13年4月2日雇児発第248号）が発出された。



## ②里親関係

この時期、被虐待児保護の受け皿としての施設、里親分野の充実を図る通知が数多く出されている。里親については、「里親の認定等に関する通知」（平成14年9月5日厚生労働省令第115号）、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年9月5日厚生労働省令第116号）、「里親の認定等に関する省令第19条第2項の厚生労働大臣が定める研修」（平成14年9月5日厚生労働省告示第290号）、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号）、「専門里親研修の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905503号）、「里親支援事業の実施について」（平成14年9月5日雇児発第0905005号）、里親に関連して「養子制度等の活用について」（平成14年9月5日雇児発第0905004号）が相次いで発出された。とくに新たに創設された専門里親制度は、要保護児童のうち被虐待児を養育する里親として位置付けられ、一定の研修の受講が義務付けられた。また、里親に関する最低基準では、里子に対する虐待の禁止も盛り込まれた。

## ③施設関係

施設関係では、被虐待児入所の増加に鑑み、小規模施設による養護を目指す通知が出されている。「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成16年5月6日雇児発第0506002号）は、被虐待児の特性に応じてできる限り家庭的環境のなかでの養護の実現に必要な体制の整備を図ることを目的とする通知であり、「児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」（平成16年5月6日雇児発第0506001号）は、その具体的事項を定める指針である。「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児に対する適切な処遇体制の確保について」（平成13年8月2日雇児発第508号）は、母子生活支援施設におけるDV被害を受けた母子、被虐待児の増加に対応するため、カウンセリング等によるケアのための心理療法担当職員の資格や運営基準等を定める通知である。

## ④家庭引き取り

被虐待児の早期家庭引き取りについては、「自立促進等事業の実施について」（平成16年5月11日雇児発第0511002号）、「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成16年4月28日雇児発第0428005号）が出された。後者については、「家庭支援専門相談員」を乳児院等に配置するなど、被虐待児の入所増加に対する体制の整備が図られた。また、家庭引き取り後の支援に関連して、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）は、児童虐待防止法13条の2第1項により保育所入所の必要性が高いケースについて、優先的に入所できるように扱うこととする通知である。

## ⑤岸和田事件——学校・教育委員会との連携

2004年1月の報道により明らかにされた中学生のネグレクトケース（いわゆる岸和田事件）は、ネグレクトケースの対応、とくに学校・教育委員会と児童相談所との連携のあり方や強制立入制度の要否について大きな議論を巻き起こした。また、学校における不登校問題とも関連するところから、社会的な関心事となり、国会における児童虐待防止法改正に大きな影響を及ぼした。厚労省からは、「児童虐待防止対策における適切な対応について」（平成16年1月30日雇児総発第0130001号）が出さ

れるとともに、文部科学省との連名通知として「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（平成16年4月15日初児生第2号）が出された。前者の通知では、児童相談所における情報の共有、学校、警察との連携のほか、養育力不足の家庭の早期発見・対応が求められた。後者の通知では、長期の欠席の背景に児童虐待が潜んでいる可能性があるとの認識のもとに、学校での対応や関係機関との連携に努めるものとされた。また、この通知を踏まえて、「『現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査』結果を踏まえた対応について」（平成16年4月15日雇児総発第0415001号）が厚労省から発出された。文部科学省通知としての「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（平成16年1月30日初児生第18号）は、都道府県教育委員会から市町村教育委員会に対して、教職員による児童虐待の早期発見・対応、不登校児童の状況の把握、虐待通告など関係機関との連携を求める通知である。

#### ⑥早期発見・対応

早期発見・対応について、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号・社援発第0522001号）は、児童虐待相談件数の増加に伴い、児童委員については児童・妊産婦からの相談対応を、主任児童委員については児童虐待の早期発見・対応等を研修内容に含めるものとした。「地域保健における児童虐待防止対策の取り組みの推進について」（平成14年6月19日健発第0619001号）は、保健分野における発生予防のためのハイリスク要因の発見、保健師による訪問指導、ネットワーク会議での役割など、予防に対する組織的取り組みや児童相談所との連携強化を求める通知である。「地域における保健師の保健活動について」（平成15年10月10日健総発第1010001号）及び「地域における保健師の保健活動指針について」（平成15年10月10日事務連絡）は、活動上の留意事項を定めるとともに、児童虐待予防対策において専門的な保健サービスを提供するものとした。後者の指針では、児童虐待に関連する保健師の活動内容として、児童虐待状況の把握、支援の必要性の判断、機関連携、ネットワークの構築等が定められた。

#### ⑦介入

介入面では、児童虐待通告の増加に伴う児童相談所業務の増加に対応して、「児童家庭支援センター運営事業の取扱いについて」（平成14年6月19日雇児福発第0619001号）は、「児童家庭支援センター」を強化するため、その設置要件を緩和した。また、「児童家庭支援センター運営モデル事業の実施について」（平成14年7月17日雇児発第0717003号）は、中核市における児童家庭支援センターの整備を図るモデル事業の実施に関する通知である。

#### ⑧子育て支援

子育て支援については、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」（平成16年3月10日雇児総発第0310001号）が、医療機関から「養育支援を必要とする家庭」の診療情報の提供が行われるようにするための体制整備等について定めている。「育児支援家庭訪問事業の実施について」（平成16年3月31日雇児発第0331032号）は、家庭や地域における養育力の低下に鑑み、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭、施設退所後のアフターケアが必要な家庭等に対して、安定した養育を可能にするために、家庭内での育児に関する具体的な援

助や養育相談・育児相談等、訪問による支援を実施すること求める通知である。『「家庭の養育力」に着目した母子保健対策の推進について』（平成16年3月31日雇児母発第0331001号）は、児童虐待死亡事例の検証により指摘された家庭の「養育力不足」について、「養育力」に応じた適切な支援の強化、新生児期及び乳幼児期における対応の強化、医療機関との連携の強化、ネットワークの構築と対応の強化、専門的・広域的対応の強化を求めている。「つどいの広場事業の実施について」（平成14年4月30日雇児発第0430005号）は、家庭や地域における子育て支援機能の低下状況の中で、子育て中の親の孤立感、閉塞感等から虐待に至るケースにもつながりかねないところから、子育ての負担感の軽減を目的に、子育て親子の交流、相談援助、情報提供等を行う事業実施に関する通知である。

（吉田恒雄）

## 2 判例の動向

### （1）児童福祉法

前期において着実な増加を見せていた児童福祉法28条事件の申立件数は、平成12年を境に更なる増加を見せる。今期公表された裁判例は全13件であり、うち2件は抗告審決定である。この他に、最高裁判所事務総局家庭局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情（平成12年11月20日～平成13年11月19日）」家裁月報54巻7号132頁において、5件の28条事件が紹介されている。

#### ① 代理によるミュンヒハウゼン症候群が疑われた事例

これまでは見られなかった虐待公表事例として、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた2事例がある（宮崎家裁都城支部平成12年11月15日審判【判例1】家裁月報54巻4号74頁、札幌高裁平成15年1月22日決定（原審 釧路家裁北見支部平成14年5月31日審判）家裁月報55巻7号68頁）。宮崎家裁都城支部は、母親がほぼ常に子の下痢量を過大に申告していたこと、虐待告知後に両親が養育態度を改める姿勢を示していないこと等を理由に児童養護施設への入所措置を承認した。札幌高裁は、児童に対する父母の監護養育方法が少なくとも客観的には適切さに欠けていたこと等を理由として児童養護施設への入所措置を承認した原審を支持し、父母の抗告を棄却した。しかし、いずれの事例においても、親子分離後に児童の症状改善が認められるとしながらも、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」は疑いにとどまる、あるいは、その認定は困難であるとされている。

#### ② 児童福祉法28条にいう「親権者の意に反するとき」の意義

次に、千葉家裁市川出張所平成14年12月6日審判【判例2】は、親権者が児童の性非行を理由とする施設入所措置には同意しているものの、虐待を理由とする施設入所措置には同意しない場合には、「親権者の意に反するとき」に該当するとされた事件である。同意に関してはこれまで、申立て時には同意をしていないが申立て後に同意をした場合のように、同意の必要な時期を中心として問題とされてきた。本審判は、同意の内容自体について言及した初めての審判例として注目される。裁判所は、「母が虐待を理由とする施設の入所措置に同意しないということは、結局本件措置が親権者の意に反するときに該当することになると解すべきであり、事件本人の性非行を理由とする施設入所の同意をもって児童福祉法28条による同意と見ることはできない」として、児童を児童自立支援施設に入所させることを承認した。



### ③ 虐待概念の明確化

なお、今期の傾向としては、裁判所による事実認定において虐待の概念がより明確になってきたことを指摘することができる。これまでの審判例においても、「虐待」「体罰」「監護懈怠」等の言葉は散見されたが、特に今期以降は「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」のように、より明確な言葉が用いられるようになっている。虐待問題への一般的な関心の高まり及び2000年11月20日施行の児童虐待防止法が、裁判例に少なからぬ影響を及ぼしていると言われている（阿部純一）

(阿部純一)

## 3 法学研究の動向

### (1) 児童福祉法分野

#### ① 児童虐待防止法の成立

第3期の最大の特徴は、児童虐待防止法が成立し、施行されたことである。同法は、児童福祉法の特別法と位置付けられ、児童虐待の特徴に鑑みて機関連携や虐待通告における守秘義務免除の法定化などが規定された。児童虐待防止法の内容は、そのうちいくつかは厚生省児童家庭局長による1997年の434号通知ですでに行政解釈として示されていたが、同法により法定化されたことで、その後の児童虐待対応の効果的な手段とされた。また、虐待対応には多くの機関が関与するため、同法の施行に関わる関係省庁から通知や解説がなされ（時の動き・2000、厚生・2000、時の法令・2000、岩井・2000）、立法に携わった国会議員による解説等も出版されている（太田他・2001【文献15】、石田・2005【文献14】）。

#### ② 改正法運用上の課題

児童虐待防止法は制定されたものの、現実にはさまざまな課題が残された。とくに次の改正に向けた大きな論点は、①司法関与のあり方 ②強制的立入調査制度 ③児童家庭相談の市町村への移譲であった。

司法関与については、立入調査や一時保護など、行政権限の行使に対する司法からの監視機能が想定される。この点については、平湯論文（平湯・2003）や津崎論文（津崎・2003）があるが、岩佐論文は、弁護士として児童虐待事件を扱った経験をもとに、司法関与による強制開錠の制度化、児童相談所の申立による子の監護内容を変更する裁判の仕組み、親権の一部停止等を提案している（岩佐・2001【文献3】）。また強制立入制度の実現には、児童相談所における保護者等からのリアクションの実情把握が不可欠である。才村報告では、保護者からの物理的・法的リアクションが深刻になっていることが示されており、その後の法改正の議論に重要な資料が提供されている（才村他・2001、西本・2001）。なお、強制的立入調査は、2007年の児童虐待防止法改正により、児童相談所による臨検・搜索制度として実現した。

児童相談所における虐待対応件数増加により、児童相談所の機能不全が強調されるようになってきた。他方で、社会福祉基礎構造改革の延長線上の問題として、従来、都道府県が主として担ってきた児童家庭相談の市町村移譲問題が浮上してきた。日本子ども家庭総合研究所による調査が進められ、

市町村における児童家庭相談体制のあり方が検討された（柏女他・2001、加藤他・2001）。この点については、2004年の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭相談の第一義的窓口とされ、同時に主に虐待問題に対応する「要保護児童対策地域協議会」が設置されることになった。

### ③ 裁判所の取り組み

虐待問題の重度化、深刻化に対応して、児童相談所から家庭裁判所への児童福祉法28条事件申立件数も増加し、裁判所もその対応に追われることになった。

家庭裁判所の体制として、とくに家庭裁判所調査官の役割や児童相談所との連携等、新たな課題が生じてきた。これらの問題についての調査研究が進められ（家庭裁判所調査官研修所監修・2003【文献8】）、児童虐待問題に家庭裁判所が組織的に対応する状況となった。

最高裁は、2002年以降、家庭裁判所が受理した28条事件について定期的にその傾向を報告し、家庭裁判所に現れる事案の特徴を公表している（最高裁判所事務総局・2002）。また、家庭裁判所に現れた非行事件の背景に虐待問題が潜んでいることに注目し、虐待が生じる家族の特性や虐待が非行に転化するメカニズムを明らかにする研究も行われた（橋本・2004【文献6】）。

### ④ 改正に向けての提言等

児童虐待防止法が成立したものの、児童相談所や施設等の現状はますます厳しくなり、同時に介入的ケースワークの必要性が強調されるにつれて、裁判所対応も児童相談所や施設の重要な課題となった。さらに、児童相談所等に対する保護者からの反発も強くなり、被虐待児保護のために、保護者の権利制限や強制権限行使が必要とされる場面が増えてきた。

他方で、子どもの権利条約の視点から家族再統合の視点が強調され、再統合に向けた親指導の重要性が認識されるようになった。しかし、児童相談所等からの働きかけにもかかわらず保護者がその指導に応ずることなく、強行に被虐待児の引き取りを強要するケースも目立つようになった。加えて、保護者の意に反する28条審判にもとづく入所措置に対する保護者の引き取り請求権や子どもの権利の問題が指摘され、それに対する司法関与の必要性が指摘されるようになった。

こうした諸状況から、次回の改正に向けてさまざまな分野から改正の提言が行われたのも第3期の特徴である。たとえば、日本子ども虐待防止学会は、その機関誌で特集を組み、医師や弁護士などからも改正のための意見が述べられた（日本子ども虐待防止学会・2003【文献2】）。法律家からの提言としては、磯谷論文が親子分離中の親の権利制限に言及し（磯谷・2000）、平湯論文が日本子ども虐待防止学会理事会の改正提言を解説している（平湯・2002）。また、国や研究者による立法論的研究（筒井・2002、吉田・2003【文献4】）、比較法的観点からの研究（土屋・2004、松井・2003、才村・2004）、多面的な検討がなされ、次回法改正に向けて大きな関心が寄せられた。

家庭に対する国家の積極的介入は、憲法13条その他人権問題に密接にかかわる問題であり、国による家庭への介入のあり方も憲法上の観点から積極的に議論されるようになった（特別企画・2000【文献7】）。

こうした流れを受けて、国は児童虐待防止法・児童福祉法の改正作業に着手し、社会保障審議会において大幅な見直しに向けて動き出すことになった（厚生労働省社会保障審議会児童部会における児

童虐待防止法制度改正の方向に関する議論については23頁以下を参照とされたい。

## 【参考文献】

- 橋本和明『虐待と非行臨床』（創元社、2004年）【文献6】
- 林陽子「児童虐待防止法を検討する——フェミニズムの視点から——」子どもの虐待とネグレクト2巻2号（2000年）219-224頁【文献13】
- 平湯真人「虐待問題への司法関与：議論状況と理論的実際的問題点」子どもの虐待とネグレクト5巻2号（2003年）308-313頁
- 平湯真人「児童虐待防止法・児童福祉法改正への提言および意見——JaSPCAN理事会案（平成14年11月28日）」子どもの虐待とネグレクト2巻2号（2002年）204-209頁
- 石田勝之『子どもたちの悲鳴が聞こえる——児童虐待防止法ができるまで』（中央公論事業出版、2005年）【文献14】
- 磯谷文明「親の権利主張をめぐる」松原康雄、山本保編『児童虐待——その援助と法制度——』（エデュケーション、2000年）
- 岩井宜子『「児童虐待の防止等に関する法律」制定と今後の課題』警察学論集53巻10号（2000年）97-111頁
- 岩佐嘉彦「弁護士から見た児童虐待事件」家庭裁判所月報53巻4号（2001年）1-32頁【文献3】
- 柏女霊峰他「子ども家庭相談体制のあり方に関する研究（2）市町村保健センターの運営及び子育て相談活動分析」日本子ども総合研究所紀要38号（2001年）49-64頁
- 家庭裁判所調査官研修所監修『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究——深刻化のメカニズムを探る——』（司法協会、2003年）【文献8】
- 加藤曜子他「市町村虐待防止ネットワークの実態と課題について——市町村ネットワーク事例から——」日本子ども総合研究所紀要38号（2001年）297-306頁
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」の取りまとめについて』厚生労働59巻1号（2004年）28-30頁
- 森莞治他「児童虐待に関連する家事事件の調査方法及び関係機関との連携」家庭裁判月報52巻10号（2000年）123-207頁【文献12】
- 松井一郎「児童虐待の国際比較」子どもの虹情報研修センター紀要創刊号（2003年）77-81頁
- 西本美保他「立入調査とケースワークについて考える」子どもの虐待とネグレクト3巻2号（2001年）320-324頁
- 太田誠一・田中甲・池坊保子・石井郁子・保坂展人『きこえますか子どもからのSOS』（ぎょうせい、2001年）【文献15】
- 最高裁判所事務総局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実状＜資料＞」家裁月報54巻7号（2002年）132-152頁
- 斎藤学「児童虐待に対する加害者治療モデル——精神医学の立場から——」子どもの虐待とネグレクト2巻2号229-233頁（2000年）
- 才村純「資料解説 子ども虐待へのとりくみ——子ども虐待対応資料集——」別冊発達26号（2001年）2-9頁
- 才村純他「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」日本子ども総合研究所紀要38号（2001年）
- 才村純「ドイツ・フランスの児童虐待防止制度——視察結果の報告——」子どもの虹情報研修センター紀要2号（2004年）107-113頁
- 坂井聖二『児童虐待防止の防止等に関する法律』は医療現場にどのような影響を及ぼすか？——小児科医の感想的メモ——」子どもの虐待とネグレクト2巻2号（2000年）225-228頁
- 塩見准一「児童虐待が問題となる家事事件における家庭裁判所と児童相談所との連携の実状及びその在り方」調研紀要75号（2003年）47-66頁

- 高橋重宏他「児童福祉司の職務とストレスに関する研究（子ども虐待に関する研究）」日本子ども総合研究所紀要38号（2001年）7-26頁
- 津崎哲郎「親権の制限・回復、立入調査・性的虐待裁判をめぐって」子どもの虐待とネグレクト5巻2号（2003年）301-307頁
- 土屋恵司「児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革－『2003年児童及び家族の安全保持法』による改正後の合衆国法典第42編〔保健及び福祉〕第67章〔児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革〕の規定（アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律）外国の立法219号（2004年）10-66頁
- 筒井隆志「現代家族の危機——児童虐待・DVへの政策的対応——」立法と調査号 2002年230号52-55頁
- 富山 豊「家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて」ケース研究270号（2002年）165-174頁【文献9】
- 吉田恒雄編著『児童虐待防止法制度——改正の課題と方向性』（尚学社、2003年）【文献4】
- （特集）「児童虐待を防ぐ」時の動き44巻8号（2000年）50-83頁
- 「法制定の経緯と概要」（特集 児童虐待の防止等に関する法律の概要）厚生55巻9号（2000年）14-17頁
- 時の法令1625号（2000年）43-54頁
- 特別企画「検証・『民事不介入』の揺らぎ」法学セミナー550号（2000年）【文献7】
- 日本子ども虐待防止学会 特集2「児童虐待防止法をめぐって」子どもの虐待とネグレクト2巻2号219-233頁（2000年）【文献2】
- 日本子ども虐待防止学会「特集 児童福祉に果たす司法の役割」子どもの虐待とネグレクト5巻2号（2003年）
- （吉田恒雄）

## （2）民法分野

### ① 民法学の動向

第3期になると、民法学の領域でも児童虐待に関する議論がようやく活発になってくる。福祉分野や医療分野のように他の領域に比べると、児童虐待をテーマにした論考は少ない。しかし、民法学分野のなかでの議論として見ると、これまでの時期より論文数は増加してきており、また日本における児童虐待対応の法的問題点も明らかにされてきた時期だといえる。

民法学の動向という項目での整理であるが、公表された文献を見ていくと次の点に気づく。すなわち、まず第一に、民法学とはいっても、直接民法の条文に関する議論がなされているとはかぎらないという点である。民法上の制度で児童虐待に関わるのは、親権制度である。民法の親権法条文を直接考察の対象にするものは少なくとも、親子分離のように親の権利制限を伴うときには、親権との関連を論じなければならないことになる。こうしたことから、児童虐待防止法や児童福祉法28条の問題ではあるが、本節で取り上げなければならないものもある。児童福祉法28条審判事件の判例研究や判例紹介は、そのほとんどが民法学者により行われているということにも上の事情は現れている。

第二に、今期は、民法上の問題であるが、「しつけ」や「懲戒」というテーマをめぐって、法律学専攻者ではない、教育学や福祉学専攻者による論考がいくつか見られる。

日本家族<社会と法>学会第17回学術大会が、2000年11月11日に「児童虐待の法的対応」をテーマにして立命館大学で開催された。学術大会開催自体は、本研究の第2期になるが、機関誌である『家



族<社会と法>』第17号の刊行が今期に含まれる。家族法に関する学会が研究大会のテーマとしてはじめて児童虐待問題を取り上げた意義は大きい。このことと並んで、今期は関連するテーマで、いくつかの雑誌特集が組まれている。年代順にあげると、2000年に「児童虐待の実態と法的対応」【文献16】、2001年に上記学会の「児童虐待の法的対応」【文献17】、2003年に「子どもの権利擁護と自己決定—子ども観の転換を基軸に」【文献22】【文献23】である。このように特集が複数回組まれるということは、法律問題としての児童虐待問題という認識が共有されるに至った表れであるといえる。

また、今期も上記特集等に含まれるものも含めて、外国法に関する研究が引続き行われている。主要文献として解説されているもののほかにも、佐藤和英「ドイツにおける「児童虐待」に関わる家庭裁判所の手続及び少年局の活動について」『ケース研究』277号（2003年 179-189頁）、岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳（1）（2）（3・完）」『比較法学』（1）36巻1号（2002年 303-317頁）、（2）37巻1号（2003年 219-231頁）、（3）39巻1号（2006年 267-294頁）を挙げることができる。佐藤の論考は、家裁調査官として平成10年にドイツ連邦共和国・ハンブルクでの実務をレポートしたものである。岩志らのドイツの児童ならびに少年援助法の全訳の意義は、ドイツ民法・福祉法を学ぶ者にとって大きい。ただし、その後の大規模改正により現在では内容が大きく変わっている部分もあり、2007年3月に全面改定訳が公表されている（研究代表者岩志和一郎『平成17年度-18年度科学研究費補助金（基盤研究（C）一般）研究成果報告書 子の権利保護のためのシステムの研究—実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方—』）。

これらの研究の成果として、日本法に足りないものは何かということがほぼ明らかになってきたのが今期の特色といえる。

まず、アメリカ法、イギリス法、ドイツ法と比較して、児童虐待への法的介入に際して、日本法は親の権利保障、適正手続保障（デュー・プロセス）を欠いているという点である。親権への介入の仕方や法的措置をとった後の親権制限、最終的には親権剥奪の効果は、諸外国は迅速かつ強力であるが、他面親の権利を保障する十分な手続的保障を講じている。時として、日本では親権が強すぎるとか、子の保護にあたって親権の壁を乗り越えるのは容易なことではないと主張される。しかし、外国法比較の結果、このような主張はかなり特殊な主張であることが浮き彫りになったのがこの時期であるといえる。

外国法との比較では、親権という名称の変更も含めた親権概念の転換がいわれるなか、子に対する義務性が強調されつつも親の権利性の保障は各国法とも確固たるものがあるという側面が明らかになった。イギリス法の親責任しかり（例えば、【文献17】の家族<社会と法>での鈴木論考や、荒川【文献20】、和田【文献25】によるドイツの状況、許の論考や小泉【文献19】によるイギリスの状況、山口【文献21】や野瀬【文献24】によるアメリカ法の状況等を見ると、日本法の親の権利制限に対する手続的保障が非常に甘いのがはつきりする。また、荒川と和田は、ドイツの親権概念の転換と懲戒権やしつけの問題を論じるが、ドイツ法では懲戒権が否定されたことはないということ、一度懲戒権規定がなくなったのは、父しか懲戒権をもたなかったことから男女同権法の制定に伴い懲戒権規定が姿を消したのであって、懲戒権そのものが否定されたかのような議論は誤りであることを明らかにし

た。

第二の点は、外国法はパーマネンシーの保障、もしくは同じことだがパーマネンシープランニングという考え方の採用が各国で行われ、児童虐待への法的対応もこの援助計画に基づいてなされていることが明らかになった。これに対して、日本では援助計画の策定は児相まかせで法的な規整の対象にさえなっていない。パーマネンシーの保障という考え方は、未だ日本法には採用されていないといえる。最も鮮明な法改正を行ったのは、マーク・ハーディンや山口によるとアメリカ連邦法のASF（養子縁組ならびに安全家庭法）であろう。さらに、ASFに限らず、永続的な家庭の保障ということになると、実親の家庭への復帰を目指す場合の里親制度の利用問題と、家庭復帰が不可能になったときには養子縁組へとつないでいくシステム（たとえば後見制度の充実も含めて）が日本法では決定的に欠けている。この原因は、繰り返しになるが、パーマネンシーの保障という考え方が法律上受容されていないことにある。これは、虐待防止法という法律が制定されていても、民法と児童福祉法といういわば虐待問題に対応するための基本法の連携が依然としてうまく行われていないということでもある。

外国法比較が明らかにした三つ目は、親の権利保障についても子のパーマネンシーの保障についても司法（裁判所）の関与が少ないということである。外国法では、ケースの全体的進行を裁判所が把握し、判断を下すのに、対して、日本の司法関与は部分的であり、パーマネンシーの保障に至っては、そもそも日本法には子にとってのパーマネンシーの保障という視点は組み込まれていない。司法関与は、児童福祉法28条に規定されているように、児童相談所が、親の意志に反して子を保護して里親委託や施設入所させたい場合と、この措置を2年を超えて更新するときに、家庭裁判所の承認を要するという形で登場する。この2年ごとの家庭裁判所による承認という手続きは、次期の冒頭に位置づけられるべき2004年12月の児童福祉法改正によって導入されたものである。この制度の導入により、裁判所が児相の判断の正当性をチェックするという機能は果たされることになる。しかし、ケースの進行全体について裁判所が関与して、児相の判断をチェックすることはない（例えば、一時保護が行われても、それを裁判所が審査する仕組みにはなっていない）。

以上のような仕組みは、ケースの節目ごとに裁判所が関与するようにして、子の福祉の確保と福祉機関の監督を行う欧米諸国の制度とは大きく異なる。

以上のように、第3期は、民法学では、今後日本法が克服していかなければならない非常に大きな問題点が鮮明にされた時期であるといえる。

（鈴木博人）

## 【参考文献】

荒川麻里「ドイツにおける親の懲戒権の明確化—「民法1631条2項の改正に関する法律案」（虐待禁止法案）（1993年）の検討を通して—」『教育制度研究紀要』第2号（筑波大学教育制度研究室）（2001年）45-56頁【文献20】

岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「ドイツ「児童ならびに少年援助法全訳（1）（2）（3・完）」

（1）2002年『比較法学』36巻1号 303-317頁

(2) 2003年『比較法学』37巻1号 219-231頁

(3・完) 2007年『比較法学』39巻1号 267-294頁

岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子『子の権利保護のためのシステムの研究—実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方—』(平成17年度—18年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書)(2007年) 1-141頁

小泉広子「イギリス1989年子ども法における子どもの緊急保護制度」『長崎国際大学論集』第1巻(創刊号)(2001年) 357-367頁【文献19】

「特集 児童虐待の実態と法的対応」『ジュリスト』1188号(2000年11月1日号)(2000年) 2-47頁【文献16】

佐藤和英「ドイツにおける「児童虐待」に関わる家庭裁判所の手続及び少年局の活動について」『ケース研究』277号(2003年) 179-189頁

「特集 子どもの権利擁護と自己決定—子ども観の転換を基軸に」『法律時報』75巻9号(2003年) 4-65頁【文献22】  
【文献23】

日本家族(社会と法)学会 「児童虐待の法的対応」『家族(社会と法)』17号(2001年) 19-198頁【文献17】

野瀬綾子「児童虐待当事者の権利擁護と福祉サービスの管理—アメリカの児童保護システムからの示唆—(一)、(二・完)」

(一) 『民商法雑誌』128巻4・5号(2003年) 161-199頁

(二・完) 『民商法雑誌』128巻6号(2003年) 30-62頁【文献24】

マーク・ハーディン 桐野由美子訳「アメリカ合衆国のAdoption and Safe Families Act of 1997(養子縁組および安全家庭法—養子縁組、里親養育を中心とした児童保護システム)」『新しい家族』39号養子と里親を考える会(2001年) 36-55頁【文献18】

山口亮子「児童虐待法制度をめぐる日米の状況」『山梨大学人間科学部紀要』4巻1号(2002年) 206-220頁【文献21】

和田美智代「「しつけ」と児童虐待—改正ドイツ民法1631条を手がかりに—」『古橋エツ子先生還暦記念論文集 二一世紀における社会保障とその周辺領域』法律文化社(2003年) 229-242頁【文献25】

### (3) 児童福祉分野

#### ① 子育て支援との関連

特殊性を否認しない「児童虐待」という概念から、「マルトリートメント(不適切な養育)」にまで広げて捉えようとする動きがこの期には顕著である。問題意識を全ての子育て家族に共通するものと位置づけることで、児童虐待・マルトリートメントの課題を子育て支援策の一環としやすくする意図もうかがわれる。広く子育て支援の範疇に置いたことで、虐待原因を虐待者の人格の外に求める視点も生まれ、虐待の背景として「わが国経済の歪み」(「第56回全国児童養護施設長研究協議会開催要項・趣旨」・2002)が指摘されるなど、児童虐待が児童福祉の枠を超えた包括的な社会問題であるという理解も広まった。「やめて、きづいて、たすけて。」と訴えた厚生労働省の啓発ポスター(2001年)にも、虐待を当該家族だけでなく、周囲の関心をも巻き込んだ問題として認識しようという姿勢が表れている。広く福祉関係者の読者をもつ月刊福祉は2002年11月に「児童虐待」の特集を組んだが、専門各職からも幅広い実践事例のほかに、社会福祉協議会と保健機関による予防活動、児童と家族への支援の項目を目次立てしており、ここにも第3期の虐待理解の特色が読み取れる。

経済の歪みにまで言及するなど、虐待を当該家族内だけの問題として見ない姿勢は、自ずと視野の



広がりを生じさせた。児童虐待と非行、児童虐待と家庭内暴力、児童虐待と親の失業、児童虐待とひきこもりなど、従来は別個に取り組みられてきた課題が関連性を重視されるようになってきた。その一例として、2001年のDV法の成立前後から、DVを目撃した児童への影響が取り沙汰されるようになり、DVの目撃は心理的虐待にあたるという問題提起がなされはじめた（河合他・2001、二宮・2001）。

第3期には、児童虐待対応のなかでも、児童の保護を目指す従来の考え方から一歩進んで、家族の再統合がゴールに据えられるようになった。いったん虐待が起こった家族に対しても、子育て支援の枠で援助プログラムの可能性が探られる。家族の再統合のモデルを描きやすくなった背景には、いうまでもなく、児童虐待防止法が第11条で虐待を行った保護者の「指導を受ける義務」を明文化したことにある。虐待親の「指導を受ける義務」は、裏返せば、児童福祉行政が虐待親を切り捨てずに「行政指導」によってその子育てを支援していくと約束したことを意味する。この法制化を契機として、具体的な保護者指導の方法が模索されるようになった。こうした流れを汲んで、愛知県で2003年に編まれた『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』は特筆に価する。

一方で、国による児童虐待予防に関する方向性がはっきりと見えてきたのも、第3期の特徴である。まず、2000年に策定された「健やか親子21検討会報告書—母子保健の2010年までの国民運動計画」において、21世紀にさらに深刻化すると予想される課題として「育児不安と子どもの心の発達問題、児童虐待」が取り上げられている。この視点は、2002年6月に出された厚生労働省健康局長・雇用均等児童家庭局長通知「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」（添付資料として「子どもの虐待予防のための保健師活動マニュアル」2001年度厚生科学研究）、ついで2003年5月の厚生労働省健康局長通知「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について」で、児童虐待を含めた親子の心の健康問題への取組強化を21世紀の母子保健の主要課題の一つとして位置づけることで確認された。

また、2003年6月の厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会報告書」で、児童虐待の予防のためには、一般的な子育て支援の充実に加えて、支援を必要とする人にきめ細かな専門的な支援の重点化を図る必要があることが指摘された。これらの鍵となるのは、母子保健活動であるために、母子保健領域に児童虐待防止の役割を負わせたマニュアルが散見される。（一例として、母子保健マニュアル（児童虐待予防編）作成委員会・2004）

児童虐待の予防を視野に入れながら、子育て支援ネットワークの充実を模索する自治体も多い。縦割り行政のあり方が批判対象となってきた日本の福祉行政現場で、従来、ネットワークは有効な機能を果たしてこなかった。そのため、地方自治体現場ではネットワークの必要性の認識が薄く、先駆的な取組の調査から開始する自治体も少なくない。（一例として、広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室・2004、：なお先駆的取組の市町村としては、神奈川県藤沢市・静岡県沼津市・同浜岡町・大阪府泉大津市・同門真市・同和泉市・同堺市・福岡県中間市・同水巻市があげられている／加藤他・2002）

児童虐待の予防と広く一般家庭への子育て支援をねらいとして、児童相談の枠組みを主任児童委員からさらに大きく広げた「地域協力員」制度が各地で見られるようになって来たのも、今期の特色で



ある。自治体ごとに規定はさまざまであるが、主任児童委員や保育士・教師等の児童に関する有資格者を対象に一定の研修を経て認定し、地域での児童虐待事例の掘り起こしと児童相談所への通告、児童相談所から委託された事例の支援・援助活動と、より地域に根ざした組織として活動することが期待されている。地域社会の崩壊が指摘されて久しいが、以前の日本社会にあった地域共同体の子育てネットワークを人為的に再生させようという試みであろう。しかしながら、人為的なネットワークの有機的機能が困難なことは、「地域協力員」マニュアルが各地で多く作られていることから容易に想像される。専門知識・専門職資格を典拠に行政から認定された「地域協力員」はマニュアルに手がかりを求めながら、本来プライベートな領域である近所の子育てに関わっていくのが今日の限界である。その構造的な矛盾を物語るかのように、マニュアル自体が、地域協力員には児童相談所への通告を第一に求めながら、一方で弁護士会や警察の虐待対応機能を紹介しこれらに連絡をとることを勧めるなどスタンスが判然としない例も少なくない（一例として、札幌市児童福祉総合センター相談判定課・2001）。

こうした地方自治体ごとの取り組みが活発化するなかで、改めて自治体行政の限界が浮かび上がってきたのも今期の特色の一つであろう。森望はこの期に見られた各領域の取り組みに広く目配りしながら、課題を列挙している（森・2001【文献27】）。

加えて指摘しておかねばならないのが、この期にみられた、児童養護施設恩寵園の事件への取り組みである。児童虐待をうけた児童の親子分離後の受け皿として主要な役割を担うべき児童福祉施設の現場で長年にわたり施設長や職員による児童への虐待が行われていた事実は、施設が次の児童虐待の現場ともなりうる構造的な危険性を改めて示すものである。その現実をどう乗り越えていくかが、児童福祉施設現場の今後への課題であろう。

児童の健全な育成を保障する児童福祉の観点からは、これまでに概観したとおり児童虐待の防止と対策が展開されていく一方、同じく児童の健全な育成を支援する教育の領域が、こと児童虐待対策に対しては後ろ手にまわっていることを露呈させたのが岸和田事件であった。大阪府岸和田市で不登校児童が自宅で保護者からの虐待を受けていたことが発覚したこの事件では、不登校の事実を学校がつかんでおり、家庭訪問をしながら虐待の事実気がつかなかった。学校が、児童本人に直接会って安否を確認する等の初歩的な対応も果せず時間を経過させたことが虐待の重篤化を招いた。福祉的視点に立ったアセスメントが出来ていれば早期に救済できた可能性が高いと考えられ、教育分野の生徒指導の領域に福祉分野の対人援助の方法論が全く生かされていないことが悔やまれた。

その背景としては、「これまで学校は虐待の切り口で子どもの問題行動に取り組んだ経験がない」という教育現場の実態が指摘されている（兼田・2004：332頁）。児童虐待が社会問題として広く関心を引いた後にも、児童虐待防止法が編まれ教育関係者が早期発見の努力を求められる者として掲げられた後でも、「虐待問題に関して学校関係者の関心は薄い」現実是不変わらず、「その実態として2000年に愛知県で行われた日本子どもの虐待防止研究会学術集会（あいち大会）当時、会員名簿で小・中・高校・養護学校の関係者を拾い上げたが、1000名の会員中にたったの10名程度であった」（兼田・2004：334頁）という報告もある。教育の領域で主要な雑誌の一つである『教育』（教育科学研究会編、国土

社)は、2002年10月号で「児童虐待と支援・援助の諸相」という特集を組んだ。教育現場からの実践報告、被虐待体験者の報告等、虐待問題に向き合う教育分野の姿勢を模索するうえで貴重な論考が集められている。しかしながら、論文表題に「虐待」の用語を含まないためにキーワード検索の対象から外れるなど、虐待対応の経験や学びを専門領域をこえて広く共有しようという共通認識が確立しているとはいいがたい。

社会的には既に児童福祉の領域を中心に、児童虐待の専門家でなくとも子どもと向き合う職業の人が児童虐待を発見し、専門機関につなぐ方法論が具体的に構築され、啓蒙活動が展開されはじめている。こうした現状に鑑みて、教育領域の意識の変換が求められよう。教護・非行の領域が、後述のように、非行原因としての虐待という視点をもつことで、児童理解が深まり問題の本質に近づき得るようになったのと同様に、教育もまた児童福祉の成果を取り入れることで、児童の問題行動の原因としての虐待という視点をもち児童・生徒指導の質的向上が望めると期待される。

## 【参考文献】

- 愛知県『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』（2003年）愛知県【文献32】
- 母子保健マニュアル（児童虐待予防編）作成委員会編『母子保健マニュアル—児童虐待予防編—（乳幼児健康診査マニュアル別冊）』（北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室、2004年3月）
- 広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室『児童家庭地域相談システム開発事業 調査研究プロジェクト（市町村育成）報告書～子どもや家庭へのネットワーク型支援～』（広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室、2004年3月）
- 兼田智彦「岸和田事件をめぐる」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（2004年12月）332頁
- 加藤曜子ほか『市町村児童虐待防止ネットワーク調査研究報告書』（平成13年度児童環境づくり調査研究事業、2002年）
- 河合容子ほか「ドメスティック・バイオレンスと子ども」『子どもの虐待とネグレクト』3巻1号（2001年7月）138-140頁
- 教育科学研究会編「特集 児童虐待と支援・援助の諸相」『教育』2002年10月号（国土社、2002年10月）
- 森望「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム—」『社会福祉研究』82号（2001年10月）27-35頁【文献27】
- 二宮恒夫「ドメスティック・バイオレンスの目撃による心的外傷の2例」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年12号）313-319頁
- 札幌市児童福祉総合センター相談判定課『児童虐待予防地域協力員活動ハンドブック』（札幌市児童福祉総合センター相談判定課、2001年1月）

## ② 児童虐待防止のための「マニュアル」

第3期には、市町村レベルでのマニュアル作成が相次いだ。それぞれの自治体で、目的別・対象者別に何種類かのマニュアルを作成しているのが特徴であり、通常、幼稚園・保育所職員向け、学校教職員向け、民生委員・児童委員向け、児童福祉施設・機関向け等の区分がなされている。いずれの場合も、既存の各領域の行政サービスをいかに駆使して児童虐待の予防と対応に向き合うかを主題としており、必ずしも法的手段の周知・活用に積極的ではない。よく工夫された虐待チェックリストが整

備されているものが多い点に象徴されるように、関係職員一人一人の対応能力を養成するというよりは、経験や能力によらず誰しもが虐待事例に出会った際に業務を果たせるようにという、差し迫った必要に応じることをねらいとした「広く・浅い」マニュアルであるといえる。

新潟県福祉保健部・新潟県医師会で編集した『乳幼児健康診査の手引 改訂第4版』（新潟県福祉保健部健康対策課・新潟県医師会・2002）は、表紙の表題の下に「疾病の早期発見・健康の保持増進とともに 児童虐待の早期発見と子育て支援の充実に向けて」と添え書きされており、内容にも「児童虐待の予防と早期発見の視点」の章を設けるなど、乳幼児健診マニュアルが児童虐待マニュアルの側面を明確に持たされている一例である。本手引きには、「虐待の重症度判断基準」「虐待の重症度の判断のための評価指標」などの資料も掲載されており、健診現場での視点に加えて、虐待が疑われる事例に接した際に、健診直後からの事後フォローの具体的方法についても言及されている。フォローの中にはもちろん児童相談所への通告に始まる法的対応も位置づけられてはいるが、保健師や医療者のネットワークを駆使した育児支援で乗り切る方法が主体と考えられている。巻末に参考文献が掲げられ、2001年までに刊行された他県等のマニュアルもリストアップされている。

### 【参考文献】

新潟県福祉保健部・新潟県医師会編『乳幼児健康診査の手引 改訂第4版』（新潟県福祉保健部健康対策課・新潟県医師会、2002年3月）

（田澤薫）

### ③ 行政と民間組織におけるネットワークの整備

#### （協定書・相談援助に関する覚書について）

児童虐待防止対策からすると、第3期は、虐待対応の要となる「児童虐待の防止等に関する法律」（2000年11月）が施行された時であり、虐待に関する相談件数が大幅に増え、それに伴い関係機関との具体的な連携が重要視され、整備が進められた時期でもあった。そして、その連携は、民間機関と行政機関（児童相談所等）による虐待防止活動を目的とした「協定書の締結」という形で残されていく。協定書が交わされるようになったのは、この期からであり、全国で最初に協定書を締結したのは、子どもの虐待防止センター（東京）と東京都児童相談センターであった。第3期以前に、協定書という名称ではないが、北海道児童相談所と北海道子どもの虐待防止協会との間で、1997年に交わされた「被虐待児童の相談援助に関する覚書」がある。

協定書・覚書の目的は、時期により違いがあり、様々な段階を経ていく。第1段階は、通告とその受理に関する取り決めを目的としており、第2段階は、連携をする上での個人情報扱い（主に守秘義務）について、第3段階は保護に関する取り決めが目的とされていた。また、第4段階に入ると、ネットワーク作り・ケース検討会への出席に関する取り決めが目的の中に記載されていく。第4段階の時期は、この第3期には含まれておらず、2005年に締結した、ながの子どもを虐待から守る会と長野県中央児童相談所との間の「児童虐待の相談援助に関する協定書」から確認することができる。こ



のように協定書・覚書は、その時に生じている虐待防止に関する問題の解決や、制定された法制度の影響を受けながら変遷する。

そこで、ここでは、第3期の2000年から2004年にかけて交わされた5つの協定書について、その特徴と概要を確認する。この時期は、目的の変遷においては、第2段階と第3段階にあたり、(1) 機関同士の情報共有と個人情報の適切な取り扱いが、協定書の主な目的とされ、(2) 保護についての取り決めも確認することができる。以下が具体的な内容である。

A. 東京都福祉局「児童相談所と子どもの虐待防止センターとの協定書締結について」（東京都福祉局 平成12年11月7日）によると、協定は「児童虐待の防止等に関する法律」（第4条）の「国及び地方公共団体と民間団体との連携の強化」が規定されたことを機に、2000年11月6日に締結したと述べられている。上記の法律規定は協定書締結のきっかけとなっはいるが、以前から、行政機関と民間機関との間の個人情報の扱い（守秘義務）に関する様々な課題が存在していたことも締結の契機となっている。今回の協定書締結の目的は、個別具体的な児童虐待ケースの解決のためには、児童相談所（以下「児相」という）と社会福祉法人子どもの虐待防止センター（以下「防止センター」という）との相互の密接な協力関係が不可欠であるとの認識に立ち、積極的に連携を進めていくこととされている。協定書には、連携に関しては相互の情報交換が不可欠であるため、相談者との信頼関係やプライバシー保護に配慮した上で、ケースへの援助のために相互に情報提供を図っていくことが記されている。そして「情報提供及び人の秘密の取り扱い」についての規定は7項目にも及んでいた。また、具体的な連携について以下の3点を示していた。

(1) 虐待する親からの相談の受け止め（児相では虐待する親本人からの相談は少なく、近隣や関係機関からの通告に基づいて強制的に介入することが多い。他方、防止センターには親からの相談を中心に年間約4,000件の相談が寄せられているため、児相が関わるのが適当なケースについては児相へつなげてもらい、両者が連携して家族への援助に当たる。）(2) 治療プログラムの一つとしてのMCG（虐待する母親のための治療グループ）との連携（虐待する親への援助については、児相としても取り組むべき課題であるが、児相に拒否的な親の場合には、子どものケアは児相が行い、親のケアはMCGが受け持つという役割分担を期待している。）(3) 専門スタッフによる助言（児相が強制的な介入機能を果たすことにより、親と対立関係になることが多く、弁護士や医師など専門的な立場からの判断は欠かせない。防止センターの医師、弁護士、大学教員等専門スタッフの助言を必要とするケースは多い。）このように、協定書を締結することで、お互いの機関の役割・活動の範囲を明確にし、親・子への支援の具体的な資源を有効に活用すること、その上で協働し児童虐待防止に関わることを明らかにした点が、この協定書の特徴といえよう。防止センターは2000年に協定書を締結したことを受け、2001年6月6日に、児相に情報提供を求めることができる防止センターの構成員の範囲を定め、彼らが守るべき守秘義務について「守秘義務誓約書」を東京都児童相談センター所長宛に提出した。また、『CAPニュース号外2002年』には、東京都の虐待対策課が、防止センターのケースカンファレンスに毎月参加し、連携が以前より多く行われている状況が記載されていた。

B. 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）

は、1995年10月設立のNPO（特定非営利活動法人）〔法人格取得2000年3月〕であり、協定書については2000年12月25日に、愛知県所管の児童・障害者相談センターと締結している。協定書には、「児童虐待の予防や解決のため、有効に連携していく必要性について認識を共有し、情報の提供と秘密保持の取り扱いならびに技術援助等の強力について次のとおり合意する」と記載され、8項目について取り決めを行っている。その内容は、1.連携 2.個人情報の提供 3.第三者への個人情報開示の禁止等 4.情報提供先に対する措置請求 5.個人情報を請求できるCAPNA会員の範囲と情報の取扱い 6.技術的援助等の相互協力 7.手続き 8.その他の事項から構成されている。2000年度に入ってから協定書締結としては2番目となり、この協定書の特徴は、子ども及びその家庭に関する情報についての扱い方に関して、詳細にわたり規定されている点にある。

C. 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）と名古屋市児童相談所は、お互いの機関が連携し、情報交換や連絡調整を行うことによって、児童虐待の早期発見・早期対応を図ることを目的として、2002年3月に「子どもたちを虐待から守るための覚書」を締結している。そして、その翌年の2003年1月22日に「情報提供及び情報の守秘義務に関する協定書」を交わした。協定書では、「子どもたちを虐待から守るための覚書」3（2）」で定める情報提供及び情報の守秘義務に関する取り扱いについて、個人情報の提供や第三者への個人情報開示の禁止等、7項目について合意している。これらから、名古屋市児童相談所と子どもの虐待防止ネットワーク・あいちの間では、機関同士の連携について徐々に整備されていった過程が読み取れる。

D. 「“あい”と県内3児童相談所がケース取扱いの協定」締結 『ニューズレター 第8号』（いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”2003）によると、いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”（以下「“あい”」という）は、茨城県内の3つの児相と、2003年8月4日にケースの取り扱いについての協定を締結したと記されている。“あい”は、2000年10月に設立された茨城県内初の子どもの虐待防止のための民間団体である。設立後、ケース対応の際には、児相に通告し連携していたが、児相側には守秘義務があるため民間団体に情報を出せないという制約があり、一方“あい”には相談者や通報者から多くの情報が入ってくるという事態が生じていた。上述した通り、児童虐待防止法第4条は、民間団体と児相との連携の必要性を謳っており、それを機に茨城県と“あい”は、2002年11月より協議を重ね、具体的な個別ケース解決のために協定を締結した。茨城県福祉相談センター、土浦児童相談所及び下館児童相談所は、“あい”との情報の提供と秘密保持の取り扱い並びに技術援助等の協力に関して、以下の内容について合意している。その内容は、第1条（連携）、第2条（個人情報の請求及び提供）、第3条（第三者への個人情報の開示の禁止等）、第4条（情報提供先に対する措置請求）、第5条（個人情報を請求、また提供を受けることができる“あい”会員の範囲と情報の取扱い）、第6条（技術的援助等の相互協力）、第7条（連絡会議の開催）、第8条（手続き）、第9条（その他の事項）、附則となる。このように、当協定書の特徴は、条文の中で機関同士の連携の規定を細かく定めているところにある。

E. 東京都は、カリヨン子どもセンターとも連携のための協定書締結を2004年6月11日に実施している。「福祉局報道発表（カリヨン子どもセンターとの協定締結）2004年6月掲載 東京都児童相談

センター事業部」によると、東京都の児相では、児童虐待や非行などへの対応強化の一環として、その問題に取り組んでいるNPO・民間団体との連携・強化に努めており、全国初の子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」を運営するNPOカリヨン子どもセンターと協定を結び、密接に連携・協力していることを表明した。カリヨン子どもセンターは2004年2月に設立され、虐待を受けて家庭で暮らせない子ども、児童養護施設を退所して自立したものの、困難に直面し帰る場所がない、あるいは少年犯罪を起こし少年院に入る必要はないのに、引き取る保護者等がないために行き場所が見つからない子ども等を弁護士の支援の元に保護する機関である。この協定書の概要は、(1) カリヨン子どもセンターへの一時保護委託。これはNPO法人では全国初の試みである。(2) 多人数での集団生活に馴染めないなど、児相の一時保護所での一時保護が難しい子どもをカリヨン子どもの家に一時保護委託する。(3) 児相への一時保護の要請（児童福祉施設への入所などの法的対応が予想される子どもをカリヨン子どもの家からの要請により、児相が一時保護する。(4) 相互の情報提供・秘密保持を義務化する。この締結の意義と特徴は、NPO法人への一時保護委託の取り決めが協定書という形で交わされている点にあり、また、この取り組み自体、近年の首都圏の一時保護所が満杯で深刻な過密状態であり（西日本新聞 2006年12月16日掲載）、また非行少年と幼児との共同保護という状況の悪さを打破するための策を規定したという点にもあるといえよう。

以上のように、第3期は行政と民間機関の協力が具体的に進み、協定書という形で残され始めていった時期である。その切っ掛けとなったのが、前述した通り2000年の児童虐待防止法第4条であった。そして、この流れは、個々の職員同士のやり取りでの連携という形から一歩進んで、虐待防止のネットワークが各自治体（行政）と民間機関という組織同士で整備されていく過程に入ったことを示している。

最後に、これらの動向の先駆けとなった北海道児童相談所と北海道子ども虐待防止協会との「被虐待児童の相談援助に関する覚書」について述べる。この覚書は、1997年1月14日に交わされたもので、被虐待児童の相談援助について、以下の4事項に基づいて連携することを明らかにしている。第1条（通告）、第2条（通知）、第3条（相互協力）、第4条（プライバシー保護）。そして、この覚書は1990年代後半、虐待への社会的関心が高まる中、交わされたものであり、関係機関・団体等からなるネットワークの有効性が認識されはじめたという初期段階で締結された点に着目する必要がある。

その当時の行政の動向を確認すると、1996年にネットワークの活動を促進する通知「児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について」（平成8年5月15日厚生省児童家庭局長通知児発第516号・厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号）が出され、そして、翌年の1997年には「児童福祉法の積極的な運用による児童虐待への対応－児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日厚生省児童家庭局長通知児発第434号）が発出されている。

当時としては、児相に対して、通告義務の周知や、児相における即応体制の整備、組織的対応、立入調査および家庭裁判所への申立等の積極的対応が求められ、虐待という問題について、児童に関わる行政機関が本腰を入れて取り組まざるを得ない状況下であったこと、また一方で、連携を促進する流れが徐々に構築され、虐待防止に関係する機関全てがネットワークを組み、虐待対応を行う必要が



出てきたことが挙げられる。そして、その取り組みが8年の歳月を経て、2004年の児童虐待防止法第4条（連携の強化）、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）（要保護児童対策地域協議会設置）の規定に繋がっていった点にも注目しなければならない。

そして、その翌年の2005年7月に、ながの子どもを虐待から守る会と長野県中央児童相談所との間で、交わされた「児童虐待の相談援助に関する協定書」では、2004年児童福祉法改正での要保護児童対策地域協議会設置規定の影響を受けてか、ながの子どもを虐待から守る会による児相に対しての「ケース検討会等への出席要求」が条文の中に盛り込まれ、その逆側からの支援要求として、児相は、ながの子どもの虐待から守る会へ「会員の専門知識の提供やネットワークづくりなどへの支援要請をすることができる」旨が記載されていた。このように連携に関する協定書・覚書は、時代により規定される内容や目的が変遷してきたという特徴がある。

### 【参考文献】

- 愛知県所管の児童・障害者相談センター及び児童相談センター 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）「協定書」（2000年12月25日）
- 北海道児童相談所 北海道子ども虐待防止協会 「被虐待児童の相談援助に関する覚書」（1997年1月14日）
- いばらき子どもの虐待防止ネットワーク「あいち」「あいち」と県内3児童相談所がケース取扱いの協定」締結『ニューズレター 第8号』（2003年）
- 茨城県福祉相談センター 土浦児童相談所 下館児童相談所 いばらき子どもの虐待防止ネットワーク「あいち」協定書」（2003年8月4日）
- 子どもの虐待防止センター『CAPニュース号外2002年』（2002年）
- ながの子どもを虐待から守る会 「会報第24号 2005年7月」（2005年）
- 長野県中央児童相談所・ながの子どもを虐待から守る会 「児童虐待の相談援助に関する協定書」（2005年7月1日）
- 名古屋市児童相談所 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）「子どもたちを虐待から守るための覚書」（2002年3月）
- 名古屋市児童相談所 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）「情報提供及び情報の守秘義務に関する協定書」（2003年1月22日）
- 西日本新聞「一時保護所－東京、神奈川など都市部でパンク状態が続いている。2005年度に一時保護した件数は過去最高の9043件で、前年度より約600件増。」（2006年12月16日掲載）
- 東京都福祉局「児童相談所と子どもの虐待防止センターとの協定書締結について」（平成12年11月7日）（東京都福祉局、2000年）
- 東京都福祉局「福祉局報道発表（カリヨン子どもセンターとの協定締結）2004年6月掲載 東京都児童相談センター事業部」（平成16年6月）（東京都福祉局、2004年）
- 東京都児童相談センター カリヨン子どもセンター「協定書」（2004年6月11日）
- 東京都児童相談センター 子どもの虐待防止センター「協定書」（2000年11月6日）

（加藤洋子）

#### ④ ネットワーク整備強化の中での学校との連携

第3期は、ネットワーク構築について活発な議論が進められ、各機関がネットワーク構築上で、具体的に何が問題であり、何を必要とし、何を改善すべきかを検討する時期に入っていく。その一例が、学校関係者の虐待に関する研究といえよう。玉井他による『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究』（平成14年～平成15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫他）は、全国規模で実施された学校現場に対する児童虐待への認識・現状を明らかにした初めての調査報告書（2004年）であり、文部科学省が行った虐待に関しての包括的な報告としては初期のものである。

この調査報告書によると、「学校現場では、すでに教員の5人に1人は、虐待事例に対応した経験があり、教育現場での虐待防止対応は、特殊な課題ではなくなっている。そのための取組の1つとして、教師ができることとしては、子どもが発する信号を鋭敏に感知するとともに、虐待の子どもは、『自分の学校や学級にも存在している可能性がある』という危機感を持って対応することが必要である。」（玉井・2007：7頁）

また、教育行政の虐待防止対応については、「児童虐待防止法の施行以降、法の趣旨の周知活動という形で実施され、その成果は、都道府県や政令指定都市では98パーセント、市町村では75パーセントが、学校等への周知を行っており、その結果、約9割近くの教員が児童虐待の早期発見努力義務や通告義務があることを承知している」（玉井・2007：7頁）という。

しかし、「学校が、児童虐待を発見しても関係機関への通告をせず、可能な限り自力で対処しようとする傾向があることが示された。」（玉井・2007：7頁）その理由として、「学校が、伝統的に教育的指導の観点から限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによるところが大きい」ことが挙げられている（玉井・2007：7頁）。それを踏まえて、今後の日本の虐待対策として、「学校は、地域において一定の年齢の子どもに対して網羅的に対応できる唯一のシステムであり、『学校』というシステムが持っている特性を活かせるような対応システムが構築されるべきである」と提言している（玉井・2007：7頁）。

一方で、学校の児童虐待防止に向けた取り組みの課題として、以下の内容も挙げている。「ア：教師向け指導資料・啓発資料の作成状況を見れば、都道府県等での作成は進んでいるものの、市町村の作成は進んでいないこと、イ：同啓発資料を『読んでいない』又は『存在を知らない』教師が約5割もいること、ウ：教員研修は、都道府県で約4割、市町村で約1割が実施されているに過ぎないこと、エ：被虐待児童生徒の在籍校に対する特別な人的措置を行っている市町村は4パーセントに過ぎないこと、など、児童虐待防止に向けた行政の取組は、『周知徹底』の段階ではかなり進む反面、『具体的な学校現場への支援』の段階ではまだまだ取組が緒についたばかりの状態にある。また、学校等への児童虐待防止法の趣旨等の周知徹底はかなり進んでいるが、肝心の家庭（保護者）に対する広報は十分であるとは言えない状況にあり、この部分についての行政の充実が必要となっている」と記している（玉井・2007：7頁）。

この報告書を踏まえて、玉井他は2006年に『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』



を出している。この報告書は、具体的な学校の対応に踏み込む目的で作られたものであり、2004年の児童福祉法・児童虐待防止法の改正についてもそれに合わせて学校側がどのように対応すべきかについて言及している。そして、これらの報告書は、第4期に入ると2007年に発刊された玉井による『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き』や文部科学省による『養護教諭のための児童虐待対応の手引』の作成に繋がっていく。

2003年に起こった岸和田事件を契機に、学校と児童相談所、その他機関との連携の重要性に関する議論は喫緊のものとなり、文部科学省からは、2004年の1月に「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（平成16年1月30日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知15初児生第18号）と同年4月に「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（平成16年4月15日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知16初児生第2号）が発行された。16初児生第2号通知では「当該児童生徒に会うことができず保護者から協力が得られないなど、学校関係者のみでは当該児童生徒の状況把握が困難である場合には、学校だけで対応しようとせず、早期に教育委員会への連絡、相談を行うとともに、地域の民生・児童委員、主任児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察署、少年サポートセンター、少年補導センターなどの関係機関等の協力を得て状況把握に努めること」という文言が記載されている。

また、岸和田事件に関する特集が学会誌に生まれ、学校の対応に関して様々な分野から提言がなされている（兼田・2004、峯本・2004）。兼田は「これまで我が国の学校には、虐待を受けている子どもたちがいなかったことになっている。そんなことはあり得ないのだが、多くの教師達は虐待に気づくことは少なかった。運よく気づいてもどのように対処してよいかわからず、1人で抱え込んで悩んでいた教員もいたはずだ」と述べている（兼田・2004：332頁）。そして、子どもの安否確認の重要性について、岸和田事件以前に発生していた1996年の名古屋市内で6年生の女兒がネグレクトにより死亡した事件を例にして論じている。「半ばゴミの中に埋もれた劣悪な環境の中で医療を受けられずに寝たきりで死亡」（兼田・2004：333頁）した女兒の事件は、岸和田事件同様に、教師は何度も家庭訪問を実施していたが、母親に面会を拒否され本児に会うことはできなかった。児童相談所（児童福祉センター）の職員の状況も同様であり、唯一、本児の様子を見ることができたのは警察官であったが、「病院に連れていったほうがいい」（兼田・2004：333頁）と母親に言い残したのみで、結果的に、保護者が養育に関して適切な対応が出来ないまま女兒は死亡する。事前に何らかの情報を得ながらも、岸和田事件と同様にネットワークが上手く機能せず、介入が効果的に行われなかった事例である。兼田は「岸和田事件を契機にして、学校での虐待の発見と対応についての認識はかなり高まってきている。」（兼田・2004：336頁）そして、文部科学省が毎年実施している学校基本調査の中に、「虐待の認知件数」「虐待の種類」「措置の状況」等についての調査項目を入れ、そのことにより学校における虐待実態を把握し、予算措置が取れるように働きかけることが必要であると提案している。また、このことは、改正された児童虐待防止法の第4条第2項の措置（児童の福祉に職務上関係のあるものが児童虐待を早期に発見して、虐待防止に寄与できるよう研修等必要な措置を講ずるもの）にあたることも論じている（兼田・2004）。

このように、今期はネットワーク構築上の様々な課題が緊急なものとなり、また、子どもを虐待から守る上で、学校・教職員においても虐待対応に積極的に関与すべきとする議論が実務者レベルで展開されるようになった。しかし、学校現場での子ども達からのSOSのサインがどのようなタイミングでキャッチできるかは、それぞれの担当者や、学校側の判断に委ねられるケースが多く、虐待の専門機関に通告しないことによる罰則規定がない上での防止活動には限界がある。岸和田事件のように重篤な事例後に調査が行われ、虐待対応の通知が発行されることにより、以前よりは実務的に動き易くなっているものの、乳幼児とは違い、言葉による説明、また虐待場面からおそらく逃げる事が可能であろうと思われる学童期に入った子ども達の声、どこまで拾い上げられるかという部分においては疑問が残った。具体的には、子ども・保護者の状況について「様子を見る」という言葉の影に、虐待の実態が隠れることによる判断の遅れが発生するというリスクを抱えていることが周知されなかったということである。そして、残念ながら、その課題があることを、この期では十分に議論されるには至らなかった。

#### 【参考文献】

- 兼田智彦「岸和田事件をめぐって・・・学校関係者として」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（2004年）332-336頁
- 峯本耕治「岸和田児童虐待事件が学校・教育委員会に問いかけたもの」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（2004年）337-341頁
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（平成16年4月15日16初児生第2号）（2004年）
- 文部科学省スポーツ・青年局『養護教諭のための児童虐待対応の手引』（2007年）
- 玉井邦夫他『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究』（平成14年度～平成15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫他）（2004年）
- 玉井邦夫他『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』（平成17年度～18年度文部科学省委託研究）（2006年）
- 玉井邦夫『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き 子どもと親への対応から専門機関との連携まで』（明石書店、2007年）

（加藤洋子）

#### ⑤ 児童虐待対策の動向

児童虐待防止対応では、「欧米の例を見ると大きく時計の振り子が揺れるように変化しており、ある時には非常に介入的な政策が取られ、それに対する社会的な反動があり、また今度は抑制的な方向に走るという振り子の中で、制度が揺れてきている」（社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」第1回議事録 吉田委員）とあるように、防止対策をどのような方向で整備していくかは、その時の虐待発生の状況、また死亡事例など重篤な虐待事例の分析などにより変化している。日本においては、児童虐待防止法が2000年11月に施行され、その後2004年の改正に向けてどのような動きがあったのか3つの報告書から、その動向を確認してみたい。

児童虐待防止法の附則において、法律の施行後3年を目途とした見直しの検討を求めていることを

契機として、社会保障審議会児童部会（以下「児童部会」という）の下に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」が2002年12月設置され、2003年6月18日に報告書の1つ目を取りまとめた。そして、「児童虐待の防止等に関する専門委員会」において、「児童相談所のあり方や市町村の役割」、「児童福祉施設の体系や里親のあり方」などについて、児童虐待への対応という観点のみならず、広く要保護児童および要支援家庭に対する支援も含めた観点から検討を深めることが必要であるとの結論に至ったことから、児童部会の下に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が2003年5月に設置され、同年10月27日に「児童福祉施設の体系や里親のあり方」について、報告書が取りまとめられた。それが2つ目の報告書となる。また、児童部会は、それぞれの委員会での結論を踏まえながら、「児童相談所のあり方や市町村の役割」について議論を重ね、3つ目の報告書を発行している。これらの報告書は、2004年の児童虐待防止法・児童福祉法の改正内容の基盤となるものであり、それ以降のわが国の虐待対策の方向性を定めたものとなった。

### (i) 社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書

(2003年6月)

本報告書は、児童虐待の対応が①発生予防 ②早期発見・早期対応 ③保護・支援の3段階に整理されることから、段階ごとに3つの検討チームに分かれて議論を重ね、検討チームにおける9回の会合を含め、14回にわたる検討を経て、当面早急に取り組むべき課題を中心に、取り組みの具体的な方向性についてまとめている。出席した委員は、社会福祉、医療、保健、心理、司法（家庭裁判所含む）、報道など、虐待に関わるあらゆる分野から、研究者や第一線で活躍している現場の職員が参加している。以下が報告書の主な内容である。

1. はじめに（3段階について ①発生予防 ②早期発見・早期対応 ③保護・支援）
2. 児童虐待防止制度の見直しの基本的な視点「子どもの最善の利益」の重視
3. 具体的な取り組みの方向性

#### I. 発生予防における取り組み

- ① 一般の子育て支援の充実（子育て支援サービスの情報提供、ボランティアによる育児支援等）
- ② 虐待リスクのある家庭の把握（母子保健事業、積極的なアプローチ、虐待リスクの把握等）
- ③ 虐待リスクのある家庭のリスク低減（市町村の相談機能の強化、保健師、助産師、看護師、保育士等の虐待予防に関する研修による資質の向上等）
- ④ 連携による支援体制の確保（市町村における虐待防止ネットワーク体制の充実等）
- ⑤ 虐待を認めない社会づくり（子ども人権擁護の理念の明確化、子どもへの暴力防止プログラム、ペアレンティング「親業・親になること」の体験的な学び等）

#### II. 早期発見・早期対応における取り組み

- ① 対応機関の機能、システム

- ② 虐待の早期発見・通告・早期対応のシステム（自治体とNPO、民間団体との連携等）
- ③ 児童相談所の行政権限、裁判所の関与（立入調査、一時保護、保護者の意に反する施設入所等の措置、保護者への指導、親権喪失等）

### Ⅲ.保護・支援等における取り組み

- ① 児童福祉施設、里親等の機能、システム
- ② 児童福祉施設職員、里親等の資質向上、資格要件、人材確保、メンタルヘルス
- ③ 在宅支援の強化
- ④ 子どもに対する治療・援助法の確立（福祉・医療・保健機関等）
- ⑤ 保護者に対する治療・指導法の確立（福祉・医療・保健機関等）
- ⑥ 医療機関の機能、システム

### Ⅳ.その他（全体を通じた指摘事項等）

#### 4. さいごに（取り組み全体の考え方）

I.発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援

II.「待ちの支援」から要支援家庭への「積極的なアプローチによる支援」

III.家族再統合や家族養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援

IV.虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化

## (ii) 社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書

(2003年10月)

社会的養護のあり方に関する専門委員会は8回の検討会の開催を経て、主な検討課題7項目を発表した。

社会的養護のあり方の取り組みの方向性として、「社会的養護については、子どもの権利擁護を基本とし、今後とも国、地方公共団体、保護者、関係団体などの関係する主体が、それぞれの責任を適切に果たしていくことが必要である。・・・(中略)・・・現在の仕組みのもので何ができるかということではなく、制度や意識を転換し、ケア形態の小規模化、親や年長児童に対する支援、さらにはケアに関する児童福祉施設の創意工夫を促す仕組みの導入など、子どもの視点に立って、子どもや家族の要請に応じていくことが必要である。・・・(中略)・・・これまでの社会的養護は、保護を要する児童を対象とするものとして、いわゆる子育て支援とは別個のものとして進められてきたが、今後は両者を連続的なものとして捉え、一体的な施策の推進を図ることにより、より効果的な子どもの健全育成や児童虐待の防止等につなげていくことが必要である」とし、子どもの権利擁護の観点の重視と従来の施策からの意識転換（要保護児童から子育て支援の一体的な施策）を示した。以下が、主な検討課題（7項目）である。

#### 1. 社会的養護のあり方について

- 社会的養護の目的



- 施設養護と家庭的養護の果たすべき機能と協働等
  - 多様なニーズに応えるサービスのあり方
  - その他
2. 家庭的養護（里親・里親によるグループホーム等）のあり方について
- 里親制度の普及・啓発
  - 専門性の確保
  - 里親機能の拡充
  - 里親支援の強化 等
3. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について
- ケア形態の小規模化（子どものニーズに対応する家庭的・個別的ケア等の強化）とその支援のあり方
  - 施設サービス体系のサポートのあり方
  - 生活機能、治療機能及び教育機能などのケア機能強化
  - 子どもに対する連続的なケアの提供
  - ケア担当職員の質的・量的な確保
  - 地域支援機能などの在宅支援機能強化
  - 一時保護機能のあり方 等
4. 家族関係調整及び地域支援について
- 家族への支援や親権者との関係調整
  - 関係機関との連携、地域におけるサポートシステムの確立 等
5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について
- 年長の子どもや青年に対する支援（自立生活・住居・就労・進学等）のあり方
  - 自立援助ホームの機能や役割の強化 等
6. 社会的養護の質の向上
- 子どもの権利擁護の強化
  - 施設入退所等に関するアセスメントの策定
  - 支援プログラムのあり方（個々の状況に応じた支援計画の策定等）
  - サービス評価の実施
  - 社会的養護関係者に対する養成、研修の拡充 等
7. 学校教育など関連分野との連携
- 学校教育との連携 等

(iii) 社会保障審議会児童部会報告書

「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」（2003年11月）

前記の2つの委員会と児童部会における議論を踏まえ、児童虐待への対応と要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方について、2004年の改正（児童虐待防止法・児童福祉法）に向けて報告書をまとめている。主な内容は以下の通りである。

1. はじめに
2. 今後の児童虐待防止対策のあり方について
  - (1) 基本的考え方
    - ① 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援
    - ② 待ちの支援から要支援家庭への積極的なアプローチによる支援へ
    - ③ 家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援
    - ④ 虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化
  - (2) 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至る具体的な取り組みの方向性
    - ① 発生予防における取り組み
    - ② 早期発見・早期対応における取り組み
    - ③ 保護・自立支援における取り組み
3. 今後の要保護児童および要支援家庭に対する「都道府県・市町村の役割、児童相談所のあり方」等について
  - (1) 基本的考え方
  - (2) 今後の児童相談所、市町村が果たすべき役割、あり方
  - (3) 児童相談所および関係機関に関する個別の論点についての方向性
    - ① 児童相談所の必置規定
    - ② 中核市による児童相談所の設置
    - ③ 障害相談、障害判定、障害児施設入所措置
    - ④ 非行児、不登校児等への対応
    - ⑤ 児童福祉施設や里親との連携、協働
    - ⑥ 児童相談所職員の配置の充実、専門性の確保・向上
    - ⑦ 児童福祉司の必置規制、任用資格のあり方
    - ⑧ 心理判定員の業務および名称の見直し
    - ⑨ 一時保護所のあり方、混合処遇緩和のためのシェルター機能の分散
    - ⑩その他関係機関の役割、あり方
4. 今後の要保護児童および要支援家庭に対する社会的養護のあり方について
  - (1) 基本的考え方
  - (2) 家庭的養護、施設養護、年長の子どもや青年に対する自立支援などのあり方についての方向性

- ① 家庭的養護（里親・里親によるグループホーム等）のあり方
- ② 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）
- ③ 家族関係調整及び地域支援
- ④ 年長の子どもや青年に対する自立支援
- ⑤ 社会的養護の質の向上
- ⑥ 学校教育など関連分野との連携

## 5. 今後に向けて

### 【参考文献】

社会保障審議会児童部会「第1回児童虐待の防止等に関する専門委員会 議事録」（2002年12月3日）

社会保障審議会児童部会 報告書 「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」（2003年11月）

社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書（2003年6月18日）

社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書（2003年10月27日）

（加藤洋子）

### （4）医療・保健・心理分野

#### ① 被虐待児への治療に関する事例研究

医療・保健・心理分野では、第3期においても第2期で関心の高かった治療に関する研究が継続して行われるが、その中でも顕著に現れてくるのは、現場において実践されるようになった治療に関する事例研究である。『子どもの虐待とネグレクト』（3巻2号・2001）では、「虐待を受けた子どもの治療を考える」という特集が生まれ、5つの事例研究が記載されている。以下にその5つの研究を紹介する。田中・横湯による「登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生」では、心理療法家と児童精神科医がそれぞれのスタッフとともに5年余かかわったケースについて、その家庭への危機介入の経過を報告している。西澤の「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー」では、慢性的なネグレクトと深刻な身体的虐待を受けて、入院を経て施設への入所となった児童のトラウマ・プレイセラピーのあり方（西澤のモデル）が検討されている。大黒・安部の「虐待を受けた子どもの治療」では、児童養護施設における心理士の実践を通して、心理士と施設職員相互の役割を検討している。心理士自身が心理療法を直接行うだけでなく、被虐待児の担当職員が、その児童にとっての愛着対象になるように働きかけること、施設職員が治療的養育者として関わることの重要性を主張している。

太田・斎藤の論文「虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例」では、「虐待をする母親」とはどのような人々であるかについて検討され、その事実に基づいて行われた「加害者母と被虐待児」に対する介入と治療の実際を紹介している。「虐待する母」（虐待する母たちのうち、精神科クリニックを受診するもの）の特徴として、第1に母たちの多くが虐待された子ども時代を送っていたこと、第2に成育家族に顕著な問題（混乱）が見られたこと、第3に母たちの中には、かなりの割合でバタード・ウーマン（配偶者からの虐待被害者）が含まれていた。また、家族内外の性的虐待を受

けていた者が多かった点も注目すべき点として指摘されている。結論として、児童虐待の加害者と被害者が適切な治療的關係の中では大きな変化を遂げることができ、親子關係の修復もあり得ることを提示していた。そして、治療・介入パラダイムに欠かせぬ要素としての加害者母たちによる自助グループの存在も重要であると示唆している。

池田による「虐待を受けた子どもの経過と予後」は、3歳5か月の男児に対して、実父による身体的虐待があり、それに対して実母がネグレクト的な態度をとったが、約2年間の治療により虐待は止まり、その後再発せず、虐待された子どもたちも問題なく成長した事例が記されている。本児と妹、そして母親・父親への治療・援助の経過を知ることができる。

このように、特集「虐待を受けた子どもの治療を考える」が組まれたことにより、様々な事例から専門機関・専門職（医療・保健・心理分野）が、困難なケースに対して、諦めず地道な取り組み・研究をしていることが理解でき、さらに、その治療・援助の内容を見ると、虐待を受けることの精神的なダメージの深刻さを再認識することとなった。被虐待児の治療を中心に置きながら、その保護者への治療・介入が如何に重要であるか、それに対する関心の高さも同時に窺えた。確かに、家族の再統合が虐待解決の最終目的の一つであるが、一方で、再統合が困難なケースの場合は、親子分離をした上で、子どもの自立支援を目標にして援助する。しかし、どちらのケースにしても、心に傷を負った子ども、そして何らかの精神的な援助が必要な保護者について治療という行為がないままに、その解決は望めない。第3期における児童虐待防止法改正（2004）において、児童虐待を受けた児童等に対する支援（第13条の2）、児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条）規定が盛り込まれたのは、まさしくこれらの議論と研究・実践を踏まえた結果ともいえよう。

## 【参考文献】

- 池田由子「虐待を受けた子どもの経過と予後」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）263-271頁  
西澤哲「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー - ト라우マ・プレイセラピーのあり方の模索 -」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）234-242頁  
大黒剛・安部計彦「虐待を受けた子どもの治療 - 愛着対象としての施設職員のかかわり -」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）243-249頁  
太田真弓・斎藤学「虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）250-262頁  
田中哲・横湯園子「登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生 - 関係領域の専門家の協同による危機介入を含めたかかわり -」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）224-233頁

（加藤洋子）

## ② 親への治療命令（治療に対する司法介入についての議論）

第3期は、上述したように被虐待児への治療に関する事例研究の特集が生まれ、治療方法・治療経過が議論されてきた。その一方で、3年後の改正に向けて、「家族再統合」というキーワードの元に、親への治療に注目が集まった時期でもある。



研究動向を確認すると、児童虐待防止法が施行された2000年や翌年に、様々な分野において、児童虐待防止に関する特集が生まれ、新しい法律について議論が交わされたことが分かる（平湯・2000、斎藤・2000、田中・2000、前橋・2001、吉田・2001）。そして、3年後の見直しの時点で改善されるべき内容に早くも的を絞り、論述されている著書・論文が、制定後すぐに散見されたのも第3期の特徴といえよう。その中から、親への治療に焦点を絞ったものを以下に述べる。

斎藤は、2000年の児童虐待防止法を「精神科医の立場から評価するには、通告義務に関する問題（第5条）と加害者の指導の問題（第11条）とが焦点になると思われる」（斎藤・2000：229頁）と指摘する。家族再統合に向けて、如何に保護者を支援していくかという観点からの議論は、現実には虐待の加害者でもある保護者に、どのような指導をしていくかという問題になる。

当時の議論を確認すると、専門家・研究者の多くがその壁に突き当たっており、第11条に関して、「『加害者に対してどのような“治療”があり得るか』という視点が現在のところまったく欠けている」（斎藤・2000：229頁）と、斎藤が田中と岩佐の第11条に関する意見（JaSPCAN News Letter No.9、2000年）を取り上げて賛同し、具体的なサービスの整備や指導への強制力が殆どなく、様々な課題が残ったままの法施行となった難しさを指摘したように、多くの論考が同様な内容を示している。そして斎藤は「これでは3年後の見直しといっても、どう見直すかという議論さえできない。ここでは専ら、あり得る加害者治療モデルについて検討」（斎藤・2000：229頁）するとして、虐待の加害者へのアプローチについて議論を展開している。

斎藤は田中の説を例に挙げ、加害者への対応として第11条に関しては、「児童福祉法27条1項2号の指導として、具体的にどのようなことができるのか明確にする必要がある」（田中・2000：6頁）、そして「児童相談所への通所の義務づけ、関係機関の援助を受けることの義務づけ＜カウンセリングを受講する、保育所に児童を入所させる等＞が可能か、さらに同号の指導内容として、保護者の同意を得て児童を施設措置する場合に保護者の面会等を制限できるか（制限できるとすると第12条による制限との関係はどのようになるのか）について明確にする必要がある」（田中・2000：6頁）と記している。

斎藤によると「カウンセリングの受講」とは、加害者の強制治療を含むものと考えられ、「ただし加害者の強制治療は、加害者の処罰規定を前提として発生する。まず児童を虐待した成人についての罰金、刑務所への収容、そして強制治療の指示が法廷でなされる必要がある」とする。そして、「第14条（親権の行使に関する配慮等）には『児童の親権を行う者は児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。2. 児童の親権を行う者は児童虐待に係る暴行罪、傷害罪、その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない』と記されているので、その『責め』の一部に治療的処遇があり得ることを何らかの形で明記する必要がある」（斎藤・2000：229-230頁）とも指摘する。

さらに斎藤は、岩佐が「児童虐待防止法第11条（指導を受ける義務）及び第12条（面会または通信の制限）はこれまでにない新たな権限を設けた規定といえます。第11条は児童福祉司等による児福法27条1項の児童措置に強制力を持たせることを可能にしました。必要と認める場合に保護者にカウンセ

セリングを受けることを義務づけること等を念頭に置いているようではありますが、カウンセリングでできる十分な体制がない上、行政が『義務』だといったところで、保護者に対する援助が功を奏するとは考えにくいです」(岩佐・2000：7-8頁)と示したことについて、「確かにその通りであるが、『カウンセリングでできる十分な体制がない』ことを現状でどのように補完していくかが考えられなければならない。岩佐のこの文言はおそらく現在の児童相談所の能力をさしているものと思われるが、この問題の全てを公的機関に委ねようとする自体に無理がある。」(斎藤・2000：230頁)また、「現代のところ、虐待する親を治療対象にしている機関は極めて乏しいが、これは需要が拡大すれば解消可能な問題である。治療を求める加害者の来院が増えれば、それに対応する技術の発達も進むし、治療後の受け皿となる自助グループの動きも活性化するであろう」(斎藤・2000：230頁)とも述べている。

民間の医療機関での加害者の治療は、費用の問題、また彼らに治療への動機づけをどのように行うかが、現在の法律の規定では十分ではない。斎藤は、「致命的な傷を子どもに与えるような親たちの全てにクリニックへの自発的な来所を促すのは困難である。特に暴力的な父親のほとんどは、我が子にふるう暴力に躰という美名を与えていて、これが治療に値する行為であると説得することさえ難しい」(斎藤・2000：230頁)。そして、家族再統合への期待が男たちを治療に動機づけることもあるとした上で、妻子が同居を拒んだ場合に、父親が治療場面からドロップアウトしてしまうことにも危惧している。「こうした父親たちを治療に参加させるためには、加害者としての刑の執行の中に専門治療機関への受診というオプションを織り込む必要がある。法廷は加害者に家族への接近禁止を命じるとともに、刑務収容と外来治療とを選択させる。・・・(中略)・・・刑務収容の免除ないし短縮という動機づけがない限り、加害者(特に男性)は治療の場に登場しない」(斎藤・2000：230頁)と示唆した。

そして、当時議論されたこの内容は、2004年の改正「司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)、2007年の児童虐待防止法改正・児童福祉法改正(保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等)において、徐々にではあるが段階的に整備されていく。しかし、治療への強制参加に関しては、2007年の改正でも十分な規定は盛り込めなかった。そして、自助グループ・行政における治療プログラムの実行・民間医療機関での治療の充実も地域格差が出ており、全国どこでも同様な治療が受けられるという現状ではないことが今後の課題として残っている。

## 【参考文献】

- 平湯真人『『児童虐待の防止等に関する法律』の概要と残された問題点』『母子保健情報』第42号(2000年)51-54頁  
岩佐嘉彦「児童虐待防止等に関する法律(「児童虐待防止法」)について」『JaSPCAN ニューズレター 2000年9月 No.9』(2000年)7-8頁  
前橋信和「子ども虐待に対する取り組み」『臨床心理学』1巻6号(2001年)718-724頁  
斎藤学「児童虐待に関する加害者治療モデル -精神医学の現場から-」『子どもの虐待とネグレクト』2巻2号(2000年)229-233頁  
田中幹夫「『児童虐待の防止等に関する法律』制定に伴う運用についての要望」『JaSPCAN ニューズレター 2000

(加藤洋子)

### (5) 非行・教護分野

第3期には、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設・児童養護施設等で、非行傾向のある児童に向き合う際に、その児童の被虐待経験が非行との関連で捉えられ、被虐待経験を考慮した実践が図られている事例報告がいくつか見られた。非行原因としての虐待という視点が明確化したのが、第3期の特色である。一例では、2000年7月に法務省法務総合研究所が全国の少年院在院者2530人を対象に行った調査によれば、50.3%が保護者から虐待を受けた経験があるという(森・2001:35頁)。埼玉県立児童自立支援施設である埼玉学園では、2001年現在の在籍児童73名のうち56%が虐待を受けた経験があるというデータがあり、加えて、虐待親も幼少期の被虐待経験がある場合が多いなど、これまでの児童虐待研究で指摘されてきた課題が凝縮されている旨の報告もなされている(羽柴・2001:21-24頁)。「虐待という視点を持つことによって、より深く少年の心情を理解し、適切に少年にかかわれるようになるのではないか」(籠田・2001:1-17頁)という実践者の気づきもみられた。

非行児童の実践現場が、児童虐待と非行の関連に目を向け、とくに「被虐待児への対応」としての矯正教育実践を模索しはじめた様子がうかがわれる。「非行は虐待を受けた子どもの示す行動化の一つである」(森・2000:87頁【文献42】)という発見が第3期の成果の一つといえる。

児童福祉や矯正教育の施設現場は、児童虐待に対して法的対応で臨もうとする姿勢をもち、過去に被虐待経験のある児童の受け皿として機能している。この現状から、施設現場では、すでに起こった虐待に対して治療的態度で臨む姿勢が顕著である。児童自立支援施設にしても、「虐待を受けた子どもたちのうち行動化が顕著で他の施設では適切な援助ができない子どもたちのための施設」(森・2000:87頁【文献42】)という位置づけが改めてなされるようになった。全国児童自立支援施設協議会が発刊する『非行問題』は、2001年の号(207号)で「非行の背景にあるもの・虐待」を特集テーマとして組んだ。関係者の問題関心の高さが示されている。

### 【参考文献】

羽柴継之助「児童自立支援施設での児童虐待児童への取組」『更生保護』(2001年9月)21-24頁

籠田篤子「被虐待経験を持つ非行少年についての一考察」『調研紀要』72号(2001年11月)1-17頁

森望「虐待された子どもたちの自立支援」『母子保健情報』42号(2000年12月)87-90頁【文献42】

森望「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム—」『社会福祉研究』82号(2001年10月)27-35頁

全国児童自立支援施設協議会「特集 非行の背景にあるもの・虐待」『非行問題』207号(2001年)【文献43】

(田澤薫)



### Ⅲ 主要判例解説

#### 1 児童福祉法分野

**【判例 No. 1】**「代理によるミュンヒハウゼン症候群」(MSBP)が強く疑われる児童について児童養護施設への入所を承認した事例(宮崎家裁都城支部平成12年11月15日審判、平成12年(家)142号、家裁月報54巻4号74頁)

本件は、児童相談所長が、実母について「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が強く疑われることを理由として児童の児童養護施設入所の承認を求めた事件である。事実関係としては、児童は、出生以来4歳6ヶ月までに25回入退院を繰り返し、当初の主な症状は発熱と下痢であったが、後に敗血症を頻発するようになった。その間に数回のカテーテル・トラブルがあった他、点滴チューブの繋ぎ目に便と思われる異物が浮遊しているのが発見される等の出来事が起こっている。また、母親の申告する下痢の量が医学的に考えて明らかにおかしい量であること、母親の付き添いを停止する措置を採った直後から児童の症状が劇的に回復した等の事情がある。

本審判は、事実関係を詳細に認定した上で、具体的な手段方法の点までは明らかでないものの、母親の過大申告の結果として、入院生活が長引き、危険を伴う検査が行われ、過度の身体的負担を受ける事態が生じたことは明らかに一種の虐待行為であるといわざるを得ないと述べる。その上で、本件では母親による虐待(MSBP)が極めて強く疑われるところであるが、これはいわば過去のことであって、最も重要な問題は、今後いかに児童の監護養育に取り組むのかという点であるところ、両親が今後の養育態度を改める姿勢を示していないことなどから、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」(児童福祉法28条1項本文)に該当するとして、児童の児童養護施設への入所を承認した。

本件は、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われる児童についての入所措置を承認した初めての公表例である。本審判では、母親による虐待(MSBP)は強く疑われるものの、あくまで疑いの域を脱せず、むしろ医師による虐待告知後の両親の対応が問題とされている。「代理によるミュンヒハウゼン症候群」は一般にその確定が難しいといわれているが、その困難性は本審判においても示されているといえよう。

なお、本期間中に、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事例としては、札幌高裁平成15年1月22日決定(原審 釧路家裁北見支部平成14年5月31日審判)(家裁月報55巻7号68頁)がある。裁判所は、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」の認定は困難であるとした上で、児童に対する実父母の監護養育方法が、少なくとも客観的には適切さに欠けていること等を理由として児童養護施設への入所措置を承認した原審を支持し、父母の抗告を棄却している。

**【判例 No. 2】**親権者が児童の性非行を理由とする児童自立支援施設入所措置には同意しているが虐待を理由とする施設入所措置には同意していない場合には児童福祉法28条の「親権者の意に反するとき」に該当するとして、児童自立支援施設入所を承認した事例(千葉家裁市川出張所平成14年



12月6日審判、平成14年（家）966号、家裁月報55巻9号70頁）

本件は、児童相談所長が、継父による性的虐待を理由として児童の児童自立支援施設入所の承認を求めた事件である。これに対して、親権者たる母は、児童に対する虐待を理由とする施設入所措置には同意しないが、児童の性非行を理由とする施設入所措置には同意する旨述べている。

本審判は、児童の供述の信用性を認定した上で、保護者による児童虐待を理由とする施設入所の措置には、児童虐待の防止等に関する法律の適用という法的効果が伴うのであって、母が虐待を理由とする施設の入所措置に同意しないということは、結局本件措置が親権者の意に反するときに該当することになると解すべきであり、事件本人の性非行を理由とする施設入所の同意をもって児童福祉法28条による同意と見ることはできないとして、児童の児童自立支援施設への入所を承認した。

児童福祉法28条1項は、保護者による児童の福祉侵害と共に、「第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき」を要件としている。本審判は、親権者が入所措置自体には同意しているものの、その入所措置理由が児童相談所の入所措置理由と異なる場合には、親権者の意に反するときに該当し、28条審判の対象となることを認めた初めての公表例として注目に値する。従来、28条審判における親権者等の同意は、申立て時には同意をしていないが申立て後に同意をした場合のように、同意の時期を中心として問題とされてきた。しかしながら、平成12年施行の児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）では、「児童虐待を行った保護者」に対する指導や面会・通信の制限等の諸規定（児童虐待防止法11条、12条）が予定されていることから、同意の有無のみならず同意の内容もまた問題となりうる。本審判も、この点を指摘した上で、「親権者の意に反する」と判断したものである。

また、児童の供述の信用性については、児童の手記及び供述が具体性・一貫性を持っていること、継父に対する拒否感情と共に児童自身の言葉で表現されていることから、その信用性を認定している。

**【判例 No. 3】入所施設を特定することなく承認した原審を変更して、肢体不自由児施設への入所を承認した事例（東京高裁平成15年12月26日決定、平成15年（ラ）1995号、家裁月報56巻9号35頁）**

本件は、児童相談所長が、親権者たる養父母の児童に対する行為が身体的虐待及び不適切な養育に当たることを理由に、児童福祉施設入所の承認を求めた事件の即時抗告審である。原審は、養父母による身体的・心理的虐待等を認定した上で、児童福祉施設入所を承認した。これに対して、養母が原審判の取消・差戻を求めて即時抗告したのが本件である。

本決定は、児童福祉法28条1項1号に基づき、家庭裁判所が同法27条1項3号の措置を採ることを相当として承認するか否かは、同号所定の措置のうち、実際に採ろうとする措置との関連で判断すべきものであるから、都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長は、上記の承認を求めるに当たり、原則として、採ろうとする措置、入所させようとする児童福祉施設の種類を特定すべきであり、家庭裁判所もそのように特定された措置を承認すべきであるとして、求釈明の上、単に児童福祉施設への入所を承認した原審判を変更し、肢体不自由児施設への入所を承認した。

入所施設の特定に関しては、これまでも、入所施設を特定することなく包括的に承認した原審を変

更し児童養護施設入所措置を承認した事例（福岡高裁昭和56年4月28日決定、家裁月報34巻3号23頁）、包括的承認を求めた申立てに対して里親委託又は児童養護施設入所措置を選択的に承認した事例（浦和家裁平成8年5月16日審判、家裁月報48巻10号162頁）、児童福祉施設入所措置を求めた申立てに対して重症心身障害児施設入所措置を承認した事例（広島家裁平成10年1月5日審判、家裁月報50巻6号104頁）があり、本決定もこれらの裁判例の流れと一致するものであるといえる。なお、本期間中に、入所施設を特定することなく包括的に承認した事例としては、静岡家裁平成13年7月9日審判（家裁月報54巻2号138頁）がある。また、本決定では、入所施設の特定に際して積明権を行使した旨明言している点についても注目される。

（阿部純一）

## IV 主要文献解説

### 1 児童福祉法分野

#### 【文献1】松原康雄、山本保編『児童虐待—その援助と法制度—』（エデュケーション、2000年12月）

本書は、第1部で、児童虐待に対する援助の実状と課題につき、予防や対策の課題、児童相談所や施設における援助の実態等を、第2部では親権や犯罪としての児童虐待の側面から児童虐待に関する法的問題を取りあげ、第3部では外国における取組をイギリスにおける司法介入、アメリカの裁判所改革に関連するアドボケート制度について論じ、最後に今後の児童虐待対策を考えるために、児童虐待が社会問題化する経緯や福祉理念、今後の課題について述べる。児童虐待への対応に関する多角的検討や比較法的検討を踏まえ、今後の児童虐待防止法制度のあり方を展望する内容となっている。とくに法的検討として、磯谷文明「親の権利主張をめぐって」は、親に対する権利制限のあり方につき具体的な面会通信の制限について言及され、その後の法改正を見据えた内容となっており、興味深い。

#### 【文献2】特集「児童虐待防止法をめぐって」子どもの虐待とネグレクト 2巻2号219—233頁（2000年12月）

本特集は、児童虐待防止法の成立を受けての特集である。林陽子「児童虐待防止法を検討する——フェミニズムの視点から——」は、児童虐待防止法成立のもつ意味を、フェミニズムの視点から、児童虐待とドメスティック・バイオレンスの共通点に着目しながら、今後のDV法のあり方を検討する。坂井聖二「『児童虐待の防止等に関する法律』は医療現場にどのような影響を及ぼすか？——小児科医の感想的メモ——」は、虐待通告の問題を、一般の医療現場で想定される事態について述べ、医師が虐待を通告しない理由からみて、通告義務違反に対する罰則の必要性を主張する。斎藤学「児童虐待に対する加害者治療モデル——精神医学の立場から——」は、加害者を治療に参加させる方法として、加害者としての刑の執行の中に専門の治療機関へのオプションを盛り込む必要があると述べ、次の2004年改正で主要な論点となる加害者治療のあり方として刑事的手法により加害者に治療を動機付けることを主張する。その際、アメリカにおける犯罪被害者法（Victims Crime Act,1986）を参考に強制治療に要する財源の確保や被害者のアドボケート制度を紹介している。

虐待への対応方法として、福祉的手法によるか刑事的手法によるかは、2004年の法改正における重要な論点であるが、この時点で刑事的手法の有効性を主張する論稿が相次いで発表されたことは興味深い。

#### 【文献3】岩佐嘉彦「弁護士から見た児童虐待事件」家庭裁判所月報53巻4号1—32頁

本論文は、弁護士として児童虐待事件を扱った経験をもとに、児童虐待に関する法律実務の実状と課題を述べるものである。

内容としては、児童虐待事件の状況、児童相談所と弁護士との連携、家庭裁判所の取り扱いの現状と家庭裁判所への期待等が述べられている。家庭裁判所との関係では、審理期間や調査、証拠調べの

方法など、具体的な問題について実状と課題をあげている。28条審判に付随する問題には児童虐待に対する司法関与が不十分なために発生している問題もあるとして制度論に言及し、司法関与による強制開錠の制度化、児童相談所の申立による子の監護内容を変更する裁判の仕組み、親権の一部停止等が提案されている。長年、弁護士として児童虐待事件にかかわってきた筆者の経験に基づく、家庭裁判所関与の分析・提案として貴重な文献である。

**【文献4】吉田恒雄編著『児童虐待防止法制度——改正の課題と方向性』（尚学社、2003年9月）**

本書は、2000年に成立した児童虐待防止法を中心に児童虐待防止制度の施行状況を検証するとともに、次の改正を視野に入れた立法論的検討のために、比較法的分析を加えることを目的にしている。さらに、この時期から介入後の援助のあり方が問題とされ始めたことを受けて、被虐待児への対応方法を論じている。検証については、児童虐待防止法制度の施行状況を概観した上で改正に向けられた提言、児童相談所の対応、立入調査制度、家庭裁判所における児童虐待事件の現状が論じられている。比較法としては、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカの法制度の現状から見たわが国の課題が、被虐待児への対応としては、児童福祉施設における被虐待児の援助と治療、少年非行との関係が検討されている。

**【文献5】岩井宜子編著『児童虐待防止法——わが国の法的課題と各国の対応策』（尚学社、2002年3月）**

本書は、児童虐待防止法が成立し、3年後の見直しを控えて、よりよい対応策を模索すべき状況を踏まえ、児童虐待への対応策をより実効的なものにするために指針となるものを示すために女性犯罪研究会の研究成果として刊行された。内容としては、第1部で、わが国における児童虐待の実態と対応策の現状について——具体的には、児童虐待の類型、実態の分析、病理、社会的対応システムといった現状の分析及び児童虐待防止法制定の意義と課題、早期発見のための対応策、刑事規制のあり方——が検討されている。第2部ではNeil Gilbertの“Combating Child Abuse, International Perspectives and Trends” Oxford Univ.Press,1997をもとに、アメリカ、カナダ、イギリス、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、オランダといった西欧各国の児童虐待の実態と対応策を紹介している。

**【文献6】橋本和明『虐待と非行臨床』（創元社、2004年8月）**

本書は、家庭裁判所調査官である著者が、長年の実務経験をもとづいて、虐待と非行との関係を再検討することを目的に執筆された図書であり、虐待が生じる家族の特徴や親子関係、虐待が非行に向かうメカニズムを検討する。著者は、非行を①虐待回避型非行 ②暴力粗暴型非行 ③薬物依存型非行 ④性的逸脱型非行の4つに分類し、それぞれのタイプ毎に虐待と非行の悪循環を検討し、最後に親子関係修復の方法、虐待や非行を乗り越える方法等について論じている。家庭裁判所が児童虐待の問題に対応し始めたこの時期、家庭裁判所に現れた事例をもとにした研究は貴重であり、家庭裁判所調査官の取り組みの実状を知る上でも有益である。



#### 【文献7】特別企画「検証・『民事不介入』の揺らぎ」法学セミナー550号（2000年10月）

本特集は、1999年12月の警察庁通達、第147通常国会における児童虐待防止法及びストーカー規制法の成立など、従来、「民事不介入」が貫かれていた問題に対する法的介入——とくに公的介入、警察介入——がなされるようになってきた現状を踏まえて、これら介入の必要性や有効性、過剰介入に対するセーフガードのあり方などを検討する。

児童虐待にかぎらず、DVやストーカーなど、家庭や私人間における暴力に対する公的介入の意義、限界等を民法や刑法、憲法の視点から多面的に検討しており、児童虐待に対する制度設計のあり方を考える上で有益である。

総論として、戒能民江「警察の介入姿勢の『変化』と『法は家庭に入らず』の維持」は、とくに警察介入が一人歩きしないための方策について言及する。児童虐待については吉田恒雄「児童虐待と家庭への介入」、ストーカー行為については岡田久美子「ストーカー行為等規制法」、DVについては秀嶋ゆかり「ドメスティックバイオレンス」がそれぞれ論じ、長谷川京子、前野育三が座談会「弁護士と法学者の対談・国家はどこまで介入すべきか」で民事不介入の意義、介入の担い手としての警察の姿勢、介入のあり方等について論じている。

#### 【文献8】家庭裁判所調査官研修所監修『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究—深刻化のメカニズムを探る—』司法協会、2003年4月

本書は、家庭裁判所が扱った深刻な虐待が問題となった事件記録をもとに、虐待が生じ深刻化する原因や被虐待児への影響を分析し、これにより虐待を発見した場合に、その深刻化防止、虐待をした親のケアのために関係機関がすべき連携のあり方を研究するために、家庭裁判所調査官、裁判官、学識経験者、関係機関の実務家ら17人により行われた共同研究の成果である。家庭裁判所で児童虐待が疑われる事件に適正に対処するための方法を研究し、日常の業務に活かすことを目的にこの研究が行われた。

内容としては、児童虐待が子どもに及ぼす影響、虐待が行われる家族の特徴、虐待深刻化のメカニズム、虐待と非行との関係、関係機関との連携について、具体的な事例を例に挙げながら平易に論述されている。とくに虐待深刻化のメカニズムを理解するための手がかりとして「虐待を認めない心理」、「虐待の悪循環」、「親とそのパートナーとの関係」の視点から虐待への具体的対応方法を提示している点は興味深い。また非行事件の分析を通じて虐待と非行との関係が論じられているのも家庭裁判所ならではの研究といえる。

家庭裁判所に現れる事案は深刻なケースが多く、それをもとにした分析という研究ではあり、そうした事案の特徴を踏まえた対応方法を学ぶ上で有益な研究である。

#### 【文献9】富山 豊「家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて」ケース研究270号165～174頁

本稿は、家庭裁判所家事事件における児童虐待の取扱いと実状を紹介し、その課題について論じるものである。

児童虐待の事実の把握については、当該行為が子どもにとって有害かどうかという視点から総合的に行われる必要があるとし、親の主張や動機とは無関係に、子どもの心身の状況や置かれている立場、環境等を踏まえ、人権擁護の視点から判断する必要があるとする。家庭裁判所家事事件に現れる児童虐待事件は、児童福祉法28条事件、親権喪失事件、その他親権者変更・子の引き渡し請求・子の監護者指定・夫婦関係調整調停事件である。28条事件処理については迅速かつ適正な処理が求められ、2人の調査官が共同で調査することが多い。親権喪失事件については、児童虐待防止法15条により親権喪失制度の適切な運用が求められているところから、今後は法的介入の1つの方法としてその有効な活用が具体的に検討される必要があるとする。その他の事件では、親権者の変更事件等で児童虐待が主張されることがあるが、その事実が認められるときには児童相談所等との連携がとられることもある。またDVが関係する事案も増加しており、DV法による対応との関係も生じてくる。課題としては、児童虐待の事実の発見の難しさ、虐待を行った保護者への働きかけ等が指摘されており、事件の迅速処理だけでなく、親子分離後の関係改善に寄与することも考えて事件処理をすることの必要性を述べている。

この時期、児童虐待対応における家庭裁判所への期待が高まり、裁判所も事案の増加に伴い研究を開始し、経験を積み重ねてきており、家庭裁判所における児童虐待事件処理の実状を知る上で参考になる論稿である。

**【文献10】 柏女霊峰・才村純編「特集 子ども虐待へのとりくみ 子ども虐待対応資料集付」別冊〔発達〕26号2001年12月**

本特集は、2000年の児童虐待防止法成立・施行、児童虐待への対応の拡充が図られてきた時期に、それまでの児童虐待防止対策の到達点を示す意図で企画された。第1部は、総論的に児童虐待の実状、背景、原因、影響、対応の実状、課題が示され、各論として児童相談所、児童福祉施設、医療機関、保健所、保健センター、司法機関における対応の実状や到達点が明らかにされている。第2部では、この時期における児童虐待防止対策に関する法律・政省令・通知等が、児童相談所の運用に関するもの、1997年児童福祉法改正関係、児童買春禁止法関係、DV法に整理されて収録されている。また、児童虐待防止法制定の経緯や審議経過、施行通知、児童虐待に関する研究や民間機関の活動等も掲載され、かつ主要な資料については解説も付されており、資料としての意義も大きい。

**【文献11】 許斐有・望月彰・野田正人・桐野由美子編『子どもの権利と社会的子育て』信山社、2002年10月**

本書は、「子どもを権利の主体としてとらえ、児童福祉をその権利保障のシステム・実践としてとらえる観点」から児童福祉、とくに社会的養護に関する主要な論点を取り上げる趣旨から編集されている。

児童虐待に関する論文としては、大和田叙奈「カナダ・オンタリオ州の児童保護システム」、桐野由美子「日本におけるパーマネンシープランニングの展望」、吉田恒雄「被虐待児の家庭引き取りに

関する法的諸問題」、野田正人「児童虐待と社会的介入」がある。このうち桐野論文は、アメリカにおけるパーマネンシープランニングの概念を紹介し、わが国でこれを実践するモデルを検討し課題を述べる。吉田論文は、親子分離措置が採られた被虐待児の措置解除・家庭引き取りに関する法制度の概要を紹介し、親と児童相談所とで家庭引き取りに関して争いがある場合、「子の監護処分」（家事審判法9条1項乙類4号）の類推適用を主張する。野田論文は、児童虐待に対する公的介入について、一時保護に司法関与を導入することに対して、現在の裁判所が判断能力と即応性に欠けること、これにより行政の消極的姿勢を誘発するおそれがあることを理由に反対する。欧米に比較して公的介入に対する司法関与が不十分なわが国においては、子どもの権利条約の趣旨から見て異論のあるところである。

**【文献12】 森莞治他「児童虐待に関連する家事事件の調査方法及び関係機関との連携」家庭裁判月報 52巻10号123—207頁 2000年10月**

本論文は、この時期に増加し始めた児童福祉法28条事件の調査方法のあり方を研究したものである。まず、児童虐待の現状やその対策の推移、児童虐待に関する制度の変遷に言及し、続いて児童虐待の定義や分類、その原因や影響について解説する。28条事件の調査方法に関しては、調査の目標、保護者対応、調査の手順、調査対象について詳細に論じ、さらに共同調査の有効性や方法についても言及している。つぎに28条事件の事例をあげ、実際にどのように調査がなされるかを具体的に示し、個々の事例毎に考察・検討が加えられ、調査上の問題点が示されている。これらの分析を踏まえ、今後の課題として関係機関とくに児童相談所との連携に際しては、判断機関としての家庭裁判所の立場を明確にし、中立公平な立場を担保しておくこと、児童相談所が提出する情報や資料に関しては情報源の保護に配慮する必要のあることを指摘する。また、家庭裁判所に後見的役割や調整的役割が期待されているが、家庭裁判所は「適正な判断と迅速な処理を優先させるべきであって」、こうした役割は「あくまでも付随的なものであると考えるのが適当」とする。2004年の法改正の主な論点となる家庭裁判所の役割について、家庭裁判所が児童虐待への対応について、親指導に対する家庭裁判所からの命令制度のような積極的役割を果たす意向のないことが、すでにこの時期に示されており興味深い。また、将来的には家庭裁判所の虐待対応としてアメリカ法のような試験観察的なかかわり方も参考になると述べられている。しかし、その後の2004年法児童福祉法改正に伴う特別家事審判規則の改正では、28条事件を本案とする保全処分制度ではこうした試験観察的運用の途は閉ざされ、一時保護中の児童に対する面会通信の制限制度（2005年改正特別家事審判規則18条の2）を設けるにとどまった。

**【文献13】 林陽子「児童虐待防止法を検証する—フェミニズムの視点から—」子どもの虐待とネグレクト 2巻2号219—224頁 2000年12月**

本稿は、児童虐待防止法の成立が当時制定を求められていたドメスティックバイオレンス（DV）禁止法にどのような教訓を残したのかを検討するものである。児童虐待防止法の問題点として、性的虐待の定義、司法審査抜きの立入調査制度、一時保護中の面会通信に制限が課されなかったこと、罰



則なしの通告義務制度、加害者の更正の方策があげられ、DV法の制定に当たっては、暴力禁止の明文化、NGOとの連携、関係者の研修受講など法的根拠を明確にすること、加害者に対して刑事罰と併行してまたは選択的にカウンセリングを受講させるなど「指導」以上の「動機」を与えること、加害者と被害者の隔離を徹底する制度の必要性を指摘する。

児童虐待とDVとは共通点があり、法的対応としても相補的な役割が必要である。2001年のDV法成立に対して児童虐待防止法が与えた影響や2003年の改正児童虐待防止法にDV法が及ぼした影響などの検証と同時に今後も双方の成果を活かしながら制度の充実を図る必要のあることを認識させる論文である。

**【文献14】石田勝之『子どもたちの悲鳴が聞こえる——児童虐待防止法ができるまで』（中央公論事業出版、2005年7月）**

本書は、児童虐待防止法という議員立法に携わった国会議員として、同法の成立の経緯や2004年の同法改正の様子などを克明に伝えるものである。国会での議員相互のやりとりや法案成立までの厚生省との「バトル」の他、国会の仕組みや議員立法についても踏み込んで書かれており、同法成立・改正の舞台裏を知る上で興味深い資料である。

**【文献15】太田誠一・田中甲・池坊保子・石井郁子・保坂展人『きこえますか子どもからのSOS』（ぎょうせい、2001年3月）**

本書は、児童虐待防止法制定に至る経緯や同法の逐条解説、国会議事録などを収録する資料集である。同法の成立に直接かかわった国会議員による逐条解説であり、法の趣旨を理解する上で貴重な資料である。また、同法成立に関する議事録や統計資料なども丹念に収録されており、法制定の資料として便利である。

(吉田恒雄)

## 2 民法分野

**【文献16】「特集 児童虐待の実態と法的対応」 『ジュリスト』1188号（2000年11月1日号）（2000年）2-47頁**

本特集を構成する論考は次のものである。石川稔「児童虐待をめぐる法政策と課題」（2-10頁）、野崎伸一「児童虐待の防止等に関する法律と厚生省の取組みについて」（11-14頁）、吉田恒雄「児童虐待と親権の制限」（15-20頁）、岩井宜子「児童虐待問題への刑事規制のあり方」（21-26頁）、池田由子「被虐待児の心理とケア」（27-34頁）、津崎哲郎「自治体・民間団体の取組み—児童相談所の対応実態を中心に—」（35-40頁）、樋口範男「アメリカ法から見た児童虐待防止法」（41-47頁）である。このうち、本欄に関連するのは、石川、吉田、樋口の各論文である。

まず問題になるのは、司法関与と親権という視点から、家裁の措置承認制度（児童福祉法28条審判）である。石川は、家裁が行う虐待の証拠（情報）収集をめぐる、子どもの証言をめぐる、子どもの



権利条約12条の意見表明権との関係で、子の陳述は15歳以上という高い年齢で一律に聴くものとされている（特別家事審判規則19条2項）ことが問題であるという。さらに、子どもの証言能力をどう見るかと、子どもに対するインタビュー技法の確立の必要性を強調する。さらに、28条審判の性質・効力についての疑義を指摘し、その改善の必要を指摘する。最小限の改革として措置承認審判の取消制度の創設、さらに監護権停止制度の創設を主張している。

吉田は、虐待防止法との関連も含めて、28条の承認審判に基づく施設入所措置がとられたときに受ける親権制限として、虐待防止法12条に規定されている面会通信の制限をあげる。ただし、この制限は過度に行われてはならないとし、親子再統合があくまで目的であり、再統合が不可能であれば、長期里親または養子縁組による保護がはかられなければならないとする。また、入所児童に対する親権は、面会通信の制限以外の事項については明らかでないという。立法論としては措置権者たる都道府県と親権者の関係を整理しなくてはならないとするが、離婚後の子、別居の子、非嫡出子の親権との整合性も考慮しなくてはならないという。親権喪失制度については、この制度が有効に機能するのは、親権者の同意により入所している児童の引取りを親権者が不当に求めてきたときや、出生届等就籍に関する手続を行わないというような親権者の法的権限の適切な行使が行われないうときなどであろうという。

樋口は、民法の親権との関連では、日本の親権喪失とアメリカの親たる資格の剥奪の落差を指摘している。アメリカにおける親たる資格の剥奪は、親が親でなくなることを意味し、法律上、子どもとまったくの赤の他人になり、養親を探す努力がなされるのである。

#### 【文献17】「児童虐待の法的対応」 日本家族<社会と法>学会『家族<社会と法>』17号（日本加除出版、2001年）19—198頁

今号の特集は「児童虐待の法的対応」である。2000年（平成12年）11月11日に開催された日本家族<社会と法>学会第17回学術大会における報告者の論考とシンポジウムの記録である（本学術大会開催については、第2期で言及）。

問題の提起（床谷文雄）、報告（1）日本における児童虐待の法的対応と課題（吉田恒雄）、報告（2）実務家から見た児童虐待の法的問題－監護権及び親権の問題を中心として－、報告（3）家庭裁判所から見た児童虐待の法的問題点（吉田彩）、報告（4）児童虐待事件の調査上の問題点（安部隆夫）、報告（5）ドイツにおける児童虐待の法的対応（鈴木博人）、報告（6）イギリスにおける児童虐待の法的対応（許末恵）という構成になっている。このほかに、フランス法の児童虐待の法的対応について指定討論者の水野紀子によるコメントがシンポジウムの冒頭で行われている。

このシンポジウムでは民法の親子関係（特に親権）に関する規定の解釈問題・立法上の問題、社会福祉の観点から児童福祉法による児童救済の現状とその問題点の検討が中心課題とされている。具体的には、児童虐待の発見（通告）から介入、被虐待児童の保護（親からの引き離し）までの過程における法規定と実務の問題に焦点が当てられている（床谷による問題提起）。このシンポジウムの特色を挙げておくと、児童虐待防止法が制定された直後（施行はこのシンポジウムが実施された直後の

2000年11月20日)に実施されたものであること、そして、当時児童虐待通告制度を中心にアメリカ法の影響が強かった中で、アメリカ法に関する報告が行われておらず、しかも、報告されたドイツ・イギリスではアメリカのような通告義務制度は設けられていないということが明らかになったことである。

各報告から明らかになったことの大きなポイントは、他の国では、裁判所による児童虐待ケースの流れ全体に対するチェックが行われているのに対して、日本の場合には児童福祉法28条の保護者の同意なきときの家裁審判による措置のように、限られた場面でしか家庭裁判所がかかわっていないということである。適正手続の保障という点で問題がある。分離保護した後のケアとか親子の再統合に向けてのケースワークという課題は、審判後に児相や福祉施設が対応していると思われるというような状態(安部報告)である。また、パーマネンシーを保障するという視点からの援助計画が立てられていないとも指摘されている(岩佐報告)。

しつけは体罰なのかどうかということでは、イギリス・フランスとドイツとでは対応の仕方が異なる。一方でイギリスでは親は、適度で相当な体罰を行う権利をもつが、これに対してはドイツでは暴力によらずに教育を受ける権利が法定されるにいたっている。

**【文献18】** マーク・ハーディン 桐野由美子訳「アメリカ合衆国のAdoption and Safe Families Act of 1997(養子縁組および安全家庭法)―養子縁組、里親養育を中心とした児童保護システム」『新しい家族』39号(養子と里親を考える会、2001年)36―55頁

マーク・ハーディン氏は、アメリカ弁護士協会子どもと法センター児童福祉局長である。平成12年度厚生科学研究補助金による「児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究」(社会福祉分野主要文献解説【文献35】参照)の一環で来日した。日本での養子縁組および安全家庭法(以下ASFAと称する)についての最も早い時期での詳細な紹介である。

アメリカの児童保護システムの概観と1997年に制定されたASFAの解説との2部構成になっている。それによると、児童虐待の際の子どもの保護システムは、①通告、②通告の調査、③フォスター・ケア、④養子縁組、⑤被虐待児に関する裁判所でのプロセスという流れにしたがって解説されている。その際に重要なのは、パーマネンシー・プランニングという考え方とその実践、そして裁判所関与が次第に大きな役割を果たすようになってきたということである。以上のような流れは、日本法には決定的に欠けている要素である。

さらに、ASFAの解説である。本法は、1980年に制定された「養子縁組援助と児童福祉法(AACWA)」では不十分であった点の改善を目的に制定された。ASFAに盛り込まれた特徴的な項目は以下の点である。①子どもの安全が最重要であり、最も優先的に考慮すべき事項である。②親が回復することが極端に困難な場合に、親の回復を目的とするサービス提供は一切行わない。③親へのサービス提供が行われなるときには、パーマネンシー措置を迅速に行うこと。つまり養子縁組等の手段をとること。④多くの虐待ケースでは、家庭維持のためのサービス提供を迅速に、かつ改善された方法で実施する。⑤家庭維持のためのサービス提供をしているときには、児童保護機関と裁判所は以前

より早く子どものパーマネンシー決定をしなければならない。

ASFAの概要と日本法との決定的な違い、つまりパーマネンシー・プランニングの重視と裁判所関与の多さを理解するには必読の資料である。

**【文献19】小泉広子「イギリス1989年子ども法における子どもの緊急保護制度」『長崎国際大学論集』第1巻（創刊号）（2001年）357—367頁**

日本の児童虐待保護法制について、親権制限的内容を含んでいるにもかかわらず、親の権利保障のための適正手続という視点が欠けているという。本論文は、1989年に制定されたイギリスのthe Children Act 1989（本論文ではこれを1989年子ども法と訳している）の内容を詳しく紹介するものである。この紹介を通じて、子どもの保護と親の権利保障との調整のイギリスでの姿を示すことを目指している。

**【文献20】荒川麻里「ドイツにおける親の懲戒権の明確化—「民法1631条2項の改正に関する法律案」（虐待禁止法案）（1993年）の検討を通して—」『教育制度研究紀要』第2号（筑波大学教育制度研究室、2001年）45—56頁**

1993年に連邦議会に提出されたドイツの虐待禁止法案（民法1631条2項の改正案）の立法理由を詳しく紹介するものである。この法案の内容紹介としての資料的価値は高い。ただし、例えば1997年の親子法改正と一般に言われている改正を子ども法改正と称したりしているので、その点はやや気をつけておく必要がある。

本稿では、虐待禁止法案の内容紹介とならんで、ドイツ法では懲戒権が否定されてしまったというわけではないという指摘が重要である。

**【文献21】山口亮子「児童虐待法制度をめぐる日米の状況」『山梨大学人間科学部紀要』4巻1号（2002年）206—220頁**

日本の法制度とその運用の問題点を指摘した上で、それぞれの問題点に対応する形でアメリカの制度と現状を、現在に至るまでの歴史的経過をも視野に入れながら、紹介・検討する論考である。

本稿の構成は、大きく分けると二つの部分から組み立てられている。前半部分は次のような章から構成されている。1.日米における児童虐待の状況（両国の統計資料を用いた社会学的分析が行われている）。2.児童虐待の定義（1）通告しうる子どもの年齢、（2）虐待の基準、（3）虐待の形態、（4）加害者条項（児童虐待を理由とする通告の対象者となるのは誰かが明示される）、（5）虐待およびネグレクトの定義から除外されるもの（通常除外されるのは、しつけによる身体的罰と宗教であり、親、法的監護権者または養育者により、しつけのために行う身体的罰は、それが相当であり適度のものであれば虐待ではないと規定されているという）。3.通告手続（1）通告義務者、（2）通告基準、（3）通告が免除される場合、（4）手続、（5）通告を受ける者、（6）疑いのある死亡の通告。4.免責（1）免責される者、（2）通告者の免責の限界。5.通告に関する罰則（1）通告しない場合、（2）虚偽の



通告。6.福祉事務所 (1) 職員の人数、(2) ケースワークの指導主事(スーパーバイザー)の仕事量、(3) ケースワーカーの仕事量、(4) 里親登録数、(5) 里親になる前に要求される講習期間、(6) 年間に要求される講習日数、(7) 職員の採用条件、(8) 職員の給与。これら詳細な項目について連邦諸州の全体的な傾向を紹介している。

そのうえで、前半部分の論述から明らかになったこととして、アメリカでは子どもの生命に関わる問題のため手続に時間的制約を設け、そしてそのために明確な基準と説明が必要とされるのだという。

後半部分は、法律上の手続問題が扱われる。7.児童虐待発見後、親権が終了されるまでの法的手続(1) わが国の児童虐待の対応手続、(2) アメリカの児童虐待の対応手続。8.子どもの代理人 むすびという構成になっている。親権が終了されるまでの手続で日米が決定的に異なるのは、アメリカでは児童虐待問題発生の当初から裁判所が関わり、主導的役割を果たしている点である。裁判所が関与することにより、デュープロセスが保障される。またもう1点異なるのは、アメリカではパーマネンシーの法的保障が考慮されている点である。

子どもの代理人制度に関しては、子どもの利益の代表者と、子どもの意思の代弁者という二つの役割を、中立的な立場で仕事をする日本の家庭裁判所調査官が子どもの意思の代弁者という役割までも果たせるのか疑問であるので、独自の子の代理人制度の必要性が述べられる。

アメリカの児童虐待対応の法制度を通観する好個の文献である。

**【文献22】 鈴木博人「親権概念の再検討—ドイツ親子法との比較の視点から」『法律時報』75巻9号(2003年) 28—32頁**

本論文と次に挙げる岩佐論文は、法律時報の「子どもの権利擁護と自己決定—子ども観の転換を基軸に」という特集のうち、児童虐待を取り扱ったものである。

本稿は、親権概念の検討にあたって、子どもの保護手続に沿ってドイツ法と日本法との比較を行い、そのことにより日本の親権法の課題を明らかにするという意図で書かれた論考である。

ドイツ民法での親権概念の転換(親権・*elterliche Gewalt*から親の配慮*elterliche Sorge*へ)、民法上の親権制限規定の趣旨、そして民法と日本の児童福祉法に該当する児童ならびに少年援助法(KJHG)の密接な連携規定が紹介されている。ドイツ法でもパーマネンシーが重視され、それに基づくKJHGの諸施策が紹介され、さらには養子法と後見法の重要性が指摘されている。

**【文献23】 岩佐嘉彦「児童虐待と子どもの自己決定 現場から—」『法律時報』75巻9号(2003年) 33—36頁**

児童虐待ケースで、子どもの意思がどのようなときに、どのような形で問題になるのかを示した論考である。最初に取り上げられているのは、養父による性的虐待事例で、子が養父の反省の態度をみて、見相や家裁の判断と異なる帰宅したいとの意思を表明し、在宅指導としたが、性的虐待の再発を招いたというケースである。このように子の表明された意思にしたがって悪い結果に帰着すると、それでは、子の意見表明に対してどのように対応すればいいのかという問題が生じる。次いで取り上げ



られるのは、いわゆる山形里親事件のように、子の表明された意思に対して、法律自体がその意思表明にしたがうことができない制度的な障壁になってしまう場合である。具体的には、民法766条の監護者指定の申立権者の範囲はどこまでなのかという形で問題になる場合である。

**【文献24】野瀬綾子「児童虐待当事者の権利擁護と福祉サービスの管理—アメリカの児童保護システムからの示唆—（一）、（二・完）」 民商法雑誌128巻4・5号（2003年）161—199頁、128巻6号（2003年）30—62頁**

本論文の特色は、アメリカの法制度のみならず、福祉サービス制度を比較の対象にしながら、日本の児童虐待制度における法的対応と福祉的対応の統合的な対応を検討しようとする点にある。具体的には、①アメリカの児童虐待を規制する法制度がどのように形成されてきたのか、②裁判でのケース処理はどのように行われ、また誰がその法手続きに参加するのか、③法的な対応とコミュニティレベルでの非法的な対応がどのような関係にあるのかという視点から、児童虐待に対応するための法と福祉の関係について検討を加える。

最終的に日本の児童保護システムにとって得られる示唆として次の諸点が挙げられている。第一に、児童保護システムは、子どもの保護と家族の援助という2つの目的に資するものでなくてはならない。これは、子どもの安全の確保は場合によっては他の家族成員の意に反してでも行わなくてはならないが、他方で養育の場としての家庭を支援していくという側面も存在するということである。初期介入からパーマネンシープランニング（永続的養育計画）にいたるまでの各段階での親子支援の重要性の指摘である。第二は、児童保護システムでは、当事者である親と子どもの意思や希望ができるだけ尊重されなくてはならない。第三に、児童保護は、社会的な家族支援のプログラムとの連携のもとで実施されねばならない。福祉サービスと法手続きの有機的接合が重要だということである。第四に、児童保護システムでは、裁判所の果たす役割が極めて重要だということである。そこでの裁判所の役割は二つあり、一つは、親と子のために、最も良い解決を導く役割である。もう一つは、福祉行政機関による援助を継続的に監督することである。

**【文献25】和田美智代「「しつけ」と児童虐待—改正ドイツ民法1631条を手がかりに—」『古橋エツ子先生還暦記念論文集 二一世紀における社会保障とその周辺領域』（法律文化社、2003年）229—242頁**

しつけを理由に子に対して暴力行為におよぶ事例は、子どもをきちんと育てようという意思を持っているにもかかわらず、その意思が良い結果に結びついていないという点で、他の理由による虐待事例とは異なるという問題提起に基づき、日本の公表された審判例を紹介し、ドイツ民法での1997年、2000年の法改正による暴力によらないしつけをめざす法規整に関する動向が簡単に紹介されている。後掲【文献26】の「ドイツにおける「親権」の最近の動向—懲戒権と児童虐待の視点から—」につながる前段階の問題意識が示された論考ということができる。

【文献26】和田美智代「ドイツにおける「親権」の最近の動向—懲戒権と児童虐待の視点から—」『法政論叢』40巻2号（2004年）182—191頁

ドイツ民法における懲戒権の親権中での位置づけ、および懲戒権規定の変遷を概観する。それによると、1900年のドイツ民法では、親権とは父権を意味し、その支配権的性格から父に懲戒権が当然認められていた（民法1631条2項）。この懲戒権規定がドイツ民法から最初に姿を消したのは、1958年に男女同権法が施行され、父にしか懲戒権を認めていない1631条2項が同法に違反するとされたためである。母への懲戒権付与が嫌われたために懲戒権規定自体をなくしたのであり、懲戒権自体が否定されたわけではなかったため、この改正後は、慣習上の懲戒権だけが存続していた。

1979年の親権法改正により、親権概念が転換（親権から親の配慮へ）し、子どもが親権に服するのではなく、親が子どもを配慮する権利と義務を有するようになった。このときの改正では身体的懲罰と厳格な暴力禁止規定が目指されたが、実現したのは「尊厳を失わせるような教育手段は認められない」（1631条2項）という条項だった。この条項は、1997年の親子法大改正の際に小規模な改正を経て、2000年には「暴力のない教育を受ける子どもの権利」が規定されるに至った。この改正の背景には、懲戒権を無くすことにより児童虐待が減少するのではないかという考えがあった。本条はプログラム規定とされているが、社会法典第8編16条1項により親の養育義務を軽減するものとされ、懲戒罰によらずに養育、教育を行う講習会やプログラム等の試みが始まっている。そして、懲戒としてひどい暴力がなされたときには、民法1666条1項により親の配慮権限を剥奪するとしている。

なお、筆者の専門領域が民法でないためか、民法の問題を扱っているが、民法関連文献の参照がやや手薄である。

（鈴木博人）

### 3 児童福祉分野

#### ①「児童福祉」子育て支援との関連

【文献27】森望「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム—」『社会福祉研究』82（2001年）27—35頁

「特集：児童憲章の半世紀—子どもの権利と子ども家庭福祉の課題—」というテーマに応じて総論として書かれた論文であるが、この期の児童虐待対応について、広く各児童福祉領域、各地方自治体の取組に目配りしたうえで、その不足や課題が指摘されている。各事柄について具体的な数値を提示した、説得力のある論考であることが特徴的である。かねてから指摘されている児童福祉専門職の専門性の欠如については、とくに子どもの命を左右する裁量権をもつ児童相談所の職員について「非専門職にさせているのは行政のおごりと言えない」（28頁）と糾弾し、家庭裁判所調査官や警察官、税務署職員等の職種と比較した上での資格や研修の充実の必要を具体的に提案している。

関連諸領域との比較的視点から児童虐待行政の充実への具体策を提言するのは、この筆者の得意とするところであるが、別稿（森望「児童虐待防止法等改正と社会的養護の再構築」『世界の児童と母性』（42～45頁））ではDV法との比較から司法関与の強化についても言及しており、あわせて参照され

たい。

## ②「児童虐待防止マニュアル」

【文献28】北九州市児童虐待事例検討委員会『ストップ・ザ・虐待Ⅳ—被虐待児と家族への援助の提案—』（北九州市児童虐待防止連絡会議・北九州市児童相談所、2000年）

北九州市では、厚生省の全国8箇所の児童相談所モデル事業の指定をうけて1996年度より児童虐待防止事業に着手し、1997年3月に『ストップ・ザ・虐待—問題点の理解と有効な援助のために—』（北九州市児童虐待防止連絡会議編集・発行）を発行した。先駆的なこうした事業を下敷きとしながら、今回、児童虐待事例が家庭で起こり、発見されてからもしばらくは親子は家庭にあり、児童相談所の介入以降も約8割は在宅援助での対応であり、施設分離されたケースもいずれは子どもは家庭に帰る、という事実に着目し、児童虐待に関わる在宅場面の援助について詳述したマニュアルを作成した。

保育所・小～中学校のそれぞれについて、「虐待を疑ってから通報（他機関との連携）までに、子どもに対して出来ること」「通報（他機関との連携）までに、保護者に対して出来ること」「一時保護後や通報後など在宅援助中に、子どもに対して出来ること」「在宅援助中に、保護者に対して出来ること」のそれぞれを詳述し、さらにそれぞれについて限界を明らかにしているなど、一貫して在宅生活を送る子どもの諸場面に即して、周囲の大人の出来ることとできないことが整理されている。

また、「司法的関わり」（209－222頁）の項のうち、「弁護士ができる援助」（211－212頁）、「民法を利用した法的援助」（213－214頁）、「性虐待の場合の刑事裁判手続き」（215－218頁）、「性虐待、性被害の場合の民事事件（訴訟）手続き」（219－220頁）が充実している。「弁護士ができる援助」では、「児童虐待が起こった場合（起きる可能性がある場合）、現在の法制度の中でできる法的援助は非常に限られたものです」と確認しながら、弁護士の役割を「どの法的援助を選択することが、子どもの最前（ママ）の利益に適するかを判断すること」と明言している（211頁）。また、「今後、子どもの権利を保障するためには、子ども自身が救済申立をできる法制度が必要です。…犯罪被害者救済制度の一環として、子どもも犯罪被害者の対象とすべきです」と、弁護士の支援を前提とした制度改革を提言している。「民法を利用した法的援助」では、民法の制定当時に児童虐待の視点がなかったために法に虐待の枠組みがないことを指摘しつつ、「それでも、児童虐待の際に利用できる制度」として親族の規定を紹介している。ここでも親族変更の申立を子ども本人ができないことの不便を上げ、制度改革を提言している（213頁）。

【文献29】福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会・北九州市児童相談所『児童虐待と児童福祉に関する法律Q&A 改訂版』（2000年）

平成9年に発足した「法律研修会」の成果である。福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会のメンバーが、輪番で、北九州市児童相談所・各保健福祉センター職員等から提出された事例や質問に、法律的な解説や判断を示す研修会を毎月一回、開催しており、その蓄積を解説書としてまとめた



のが本書である。児童相談所職員からの、実務場面での「何か法的な対応策はないか」といった具体的な疑問に対する、法曹の視点からの回答がまとめられている。児童福祉現場以外の法律の専門家による法解釈によって、従来は児童相談所の常識や慣習にしたがった実務例を見直す契機を得たばかりでなく、研修会を通して児童相談所が法律の専門家による協力者を得られたことの意味も少なくないと考えられる。

なお、本書は、2005年に『子ども虐待 法律問題Q&A』（安部計彦編集代表、福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会編、第一法規）として刊行された。

### 【文献30】東京都児童相談センター『子どもへの虐待相談処遇マニュアル（改訂版）』（2001年）

児童虐待防止法に先立つ1997年に『子どもへの虐待相談処遇マニュアル』を発行した東京都が、法の施行をうけて、一時保護を判断する基準、分離後の子どもの回復プログラム、保護者への支援や援助プログラムや、再統合に向けての家庭引取りの適否を判断する基準について言及した改訂版をつかったのが本書である。

「児童相談所の役割・機能」のひとつに「法的権限の積極的行使」を挙げていることが示すように、児童虐待に関わる実務が法的根拠をもった活動であるとの視座にたち、具体的なマニュアル記述のあらゆる場面で典拠法の条項が引かれている。マニュアルに沿って、処遇の進め方を追い、各関係機関との連携の方法を確認するうちに、その全てが法的根拠を持ち、法によって方向付けられた児童の権利擁護のための事項であることに自ずと気づかされる。虐待対応については、法という守るべき一線があることを明確に示すことで、とかく担当者の力量に左右されがちなケースワーク的な対応で良しとしない厳格さと緊張感がマニュアルに一貫して流れている。巻末に掲げられた「児童虐待の防止等に関する法律と児童福祉法等現行制度」では児童虐待防止法を児童福祉法をはじめとする現行制度と一覧表で対応させ（104-110頁）、防止法施行後の早い時期に、防止法の使いこなしに意欲が窺われる。

マニュアルに顕著なこのような姿勢は、東京都が、2000年4月に虐待対策課を新設し、地域児童相談所からの要請をうけてとくに困難な虐待事例だけを扱う組織として、法28条を駆使した強制介入機能を十全に発揮してきたことと無縁ではあるまい。

### 【文献31】埼玉県中央児童相談所・埼玉県浦和児童相談所・埼玉県川越児童相談所・埼玉県所沢児童相談所・埼玉県熊谷児童相談所・埼玉県越谷児童相談所『児童虐待リスクアセスメント・モデル』（2002年）

児童相談所で児童虐待事例に向き合う際に、子どもの状況の把握・虐待の本質の見極めを短時間で誤りなく行うことが不可欠であるが「危機的な状況でプレッシャーを受けているワーカー」（2頁）にとって容易でないことを受け、「情報収集の過程から、リスク要因と家族機能に影響を与える個々の要因との関係を検証する分析過程までを通じて、ワーカーが意志決定する手助けをするもの」（1頁）で「適切な支援プログラムを作成するための、ひとつのツール」（2頁）であるとされている。



個々のチェックリストは、「オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメントモデル」（高橋重宏監修・編集『海外の子ども虐待リスク・アセスメント・モデル』日本子ども家庭総合研究所、1998年）を元に今日の日本社会の現状に合わせて手直しがなされている。非常によく整備されたチェックリスト集の前には、通告すべてを児童虐待通告受理票に記載することを意味する《網羅性の確保》、受理即日に臨時受理会議を開き48時間以内に目視による安否確認をすることを約束する《迅速性の確保》、原則として複数職員で調査し合議による《客観性の確保》、保護者と摩擦を起こさないことに配慮が行き過ぎることなく被虐待児童の安全確保こそが最優先課題だと認識する《安全性（実効性）の確保》が、「埼玉県児童相談所児童虐待事例の取り扱い」の基本的観点として掲げられている（4頁）。

虐待事例に向き合う緊張感が形となった印象のマニュアルであるが、「おわりに」で2000年度の死亡事件をきっかけとして児童相談所の児童虐待相談事例の総点検を行ったひとつの成果であることが明かされている（28頁）。死亡事例への真摯な振り返りから、次期の対応策が模索されている好例であろう。

#### 【文献32】愛知県健康福祉部児童家庭課・愛知県中央児童・障害者相談センター『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』（2003年）

児童虐待対策のなかでも、保護者指導のテーマに特化して編まれたマニュアルである。児童虐待防止法第11条で虐待を行った保護者の「指導を受ける義務」を謳ったことをうけて、愛知県では2002年度に、虐待を行った保護者の指導に関する調査研究会を立ち上げ、施設に分離保護した被虐待児童の家庭復帰に焦点を絞った「保護者指導プログラム」の作成に着手したという。本書は、その成果を児童相談センター職員向けにまとめたものである。

本書のはじめに、保護者指導マニュアルが必要である理由として、「①被虐待児の家庭復帰には、虐待した保護者への指導を具体化するプログラムがある ②介入段階から家庭復帰・家族再統合を見据えた保護者対応、指導方針がある ③連携機関にとっても解りやすい保護者援助のプログラムがある」（1頁）をあげ、プログラム化した保護者指導方針を虐待への初期介入段階から示せることが有効であることを指摘している。

法的な話題については、性的虐待について、従来は親権喪失申立に終始しがちであったのに対して、被害児童への支援や捜査の促進を目的とした警察への被害届・刑事告訴、加害者が養父の場合の離縁調停申立・離縁訴訟、加害者が実父の場合の実父母の離縁の可能性にまで言及している（16頁）。また、指導を受けない保護者に対する方策として、法的整備の必要が説かれている（41頁）。

児童虐待という特異な事例に限定した保護者指導であるため、保護者が指導を受けることに対して「親側には“賞”として面会実施を伝えると効果的である」（20頁）、「親側には“賞”として帰省実施を伝えると効果的である」（21頁）と記されているなど、本来は賞罰的態度ではなく「当事者の自己決定」を「非審判的な態度で」待つというケースワークの基本原則にある意味で反する姿勢も示されている。

**【文献33】 足立区こども家庭支援センター『実践から生まれた実用版マニュアル PART1 児童虐待の初期対応と早期発見のために』（2003年）**

「このマニュアルはあなたの保育実践の強い味方です」ではじまる本書は、保育所保育士を対象に作成されたものであるが、類書には珍しく、具体的な指示内容の背景に法的視点がすかし見える。例えば、虐待の確信が持てなくても通告を勧める記述のなかで、「提出するもの」に「関連する保育記録」「自由に描いた子どもの絵」「傷などの写真」といった保育者視点の証拠物件を示している。また、とくに保育所の児童が一時保護になった場合の対応について詳述しており、一時保護中も保育所に在所扱いであること、一時保護に対する保護者の非難に対しては「保育所には通告義務があり、一時保護は児童相談所が判断したもので保育所は判断できない」と説明すること等、保育実務との関わりで求められる法対応についてのみ示されているのが特色である。

**【文献34】 児童虐待防止対策支援・治療研究会『子ども・家族への支援・治療をするために―虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ―』（日本児童福祉協会、2004年）**

予防や支援・治療の重要性が盛り込まれた法改正を受けて編まれた、子どもや家族への「治療」までを念頭に置いた専門職向けの参考書である。虐待を受けた子どもとその家族への治療については、理論的にも実践的にもプログラムが未確立ななかで、現場実践を繰り返しながら、あるいは厚生労働科学研究等で模索されてきている途上にある。その現段階での成果をまとめ、それぞれの立場で子どもや家族の治療に取り組んでいる関係者の参考にされることがねらいとなっている。そのため、この時期の一般的なマニュアルと異なり、読者を「あなた」と広くとらえ、関連他領域の支援プログラムや治療計画などに学びあうことを想定して児童相談所、児童福祉施設、里親、保健機関、医療機関、行政機関、学校や民間団体など幅広い現場での先駆的な取組を紹介している。

あらかじめ注記されているように（5頁）、法制度に関する言及はない。現行法・現行制度の範囲で、可能な取組の幅が決して狭くはないことに気付かされると同時に、各々のプログラムにおける課題をたどることで更なる法・制度改正への方向性が自ずと示されている。

（田澤薫）

**③ 2004年児童福祉法・児童虐待防止法改正に影響を与えた研究**

**【文献35】 鈴木博人 桐野由美子 松田真哉「児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究」**

平成12年度（厚生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業、2001年）

平成13年度（厚生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業、2002年）

本研究は、2年計画で行われており、1年目は、諸外国の児童保護システムと児童福祉法を比較検討し、法律制度の検討だけでなく、運用面についても言及している。また虐待対応をも含んだ子育て全般に関する母子保健システムの研究も行なっており、フランスの母子保健福祉制度の実情も明らかにしている。

1年目の報告は、ドイツ連法共和国の児童保護法制における児童虐待への法的対応（鈴木博人）、

北米渡航による児童保護関連法に関する調査報告書（桐野由美子）、フランスの母子保健福祉制度に関する研究（松田真哉）であり、2004年度の児童虐待防止法・児童福祉法の改正などにも影響を与え、制度・法律の作成過程への基礎資料を提供している研究といえよう。2年間に及ぶ本研究の特徴は、従来アメリカ法に傾きがちだった比較法の対象をヨーロッパ大陸法やオーストラリア法まで視野に入れ検討を行なっている点にあり、また、法律制度に対する考察だけではなく、それらが実際にどのようなように運用されているのかをソーシャルワークの視点から検討している点も着目すべきところである。

2年目の報告では、危機介入した後の児童の保護手続きについて、共通点が多いことが論述されている。危機介入については、アメリカでの虐待発生件数が桁違いに多いので、通報義務等法的対応が規定されているが、およそ年間虐待通報件数が25万件のドイツでは、専門家の守秘義務の方が優先していること。そして反面、児童を保護した後は、できるだけ家庭復帰・親子統合をはかりつつ、それが無理な場合には養子縁組により児童に永続的な家庭を保障するという点が各国で共通していること。また、手続きの節目ごとに裁判所による司法判断が下されるという点も共通点であると指摘している。各国の法制度に関するこのような動向が、2004年のみならず2007年度の日本の法制度改正の部分にも影響を及ぼしていることも留意する必要があるだろう。フランスについては、母子保健制度のサービスについて確認されており、予防という視点から、介入のような直接的対応ということではないが、妊娠前からの望まない妊娠の予防策を講じること、出産・育児支援により親を援助して、その結果子どもの生活状況を良好な状態に置くという、出産・子育て全般に関して社会保障制度を充実させることが、いかに重要かということが報告されている。

本研究の結論として、児童虐待をめぐる法制度については、危機介入の側面では虐待発生件数が各国ごとに異なるので、法的対応のあり方に違いがあること。「通報義務が強く課されているとされるアメリカ合衆国でも、専門職に通報義務が課されているのは28州にすぎない。それを考えると、最近の日本での議論のように（あるいは児童虐待防止法のように）、専門職の守秘義務をはずしてまで通報義務を課すというのは、日本での虐待通報もしくは発生件数からすると、決して国際的動向に沿ったものではないということになる。むしろ、虐待を含んだ児童保護システムに携わる福祉機関の専門性やスタッフの人数の拡充を欧米諸国なみにすることの方が先決であろう」と指摘している。

危機介入した後の児童保護システムについては、調査した国々では同一方向を目指していたことを報告しており、実際に各国で実践されているパーマネンシープランニングの重要性、子どもに対する永続的な家庭環境の確保というサービスの提供の必要を訴えている。本研究によると、パーマネンシーという用語自体は、ドイツ・フランスではほとんど用いられていないが、援助計画を立てて親子分離を極力回避しつつ、家庭復帰が無理と判断された場合には、養子縁組の可能性が追求されること、それと同時に、養育家庭、つまり里親制度の充実も図っているという。そして、日本と決定的に異なる点として、各国とも一連の保護手続きの中で頻繁に、節目ごとに司法判断が下されるという内容も取り上げている。この点については、親の権利が強すぎるという議論ではなく、児童の最善の利益のために、司法介入が児童虐待の対応の基礎となっていることを示している。

1990年代後半より、児童保護についての法的手段の議論が日本においても活発に行われてきたが、



本研究は2004年・2007年の虐待に関する法律の改正に対して、様々な基礎データを提供した研究といえよう。

**【文献36】才村純 伊藤嘉余子 磯村文明 赤井兼太 津崎哲郎 高橋重宏 庄司順一 柏女霊峰「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要（平成13年度）』38集（2002年）**

本研究では、児童相談所を設置・運営する全ての自治体を対象に、児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション（加害・妨害事件、行政不服申立、行政・民事訴訟、自己情報の開示請求）の実態に関する調査（質問紙）を行い、その結果、加害・妨害事件、行政不服申立事案及び自己情報の開示請求が急増しており、多くの自治体がこれらへの対応に苦慮している実態を明らかにした。調査対象年度は、1998年から2001年度上半期で、調査票の有効回収率は74.6%であった。この調査報告は、2004・2007年度の児童虐待防止法の改正、その後の児童相談所の体制や虐待対応について多大な影響を与えたものである。

調査結果の主な内容として、①約66%の自治体において加害・妨害事件が発生しており、総計352件、その数は年々激増していること、②加害・妨害の対象者は児童福祉司が約90%にのぼり、③一時保護および一時保護中の事件が約51%を占め、また施設入所中の事件も18.2%発生していることが明らかになった。また、④調査時点での加害・妨害事件は立入調査よりも任意調査においてはるかに多いが、2000年の立入調査の数値からすると、任意調査より立入調査の加害・妨害事件の発生確率が高いことが示されている。⑤加害・妨害事件では、暴言が63.4%、脅迫が22.2%、暴行及び自殺・自傷のほめかしがそれぞれ約13%を占めること、⑥被害を受けたとする回答の中で最も多いのは精神的被害で全被害の約70%にのぼり、このうち通院が2.1%、精神的被害を受けたが入・通院せずが67.8%であった。負傷は6.4%でそのうち通院が1.7%であった。負傷で通院した事例では、全て診断書を取寄せており、4分の3が警察への被害届け及び公務災害の手続きをしていた。⑦約41%の自治体で行政不服申立ての事案があり、事案数は年々急増しており、一時保護が不服申立て対象の約74%を占めていた。⑧自己情報の開示請求があった自治体は約16%であるが年々請求事案は急増していること、開示請求に対しては、基本的に開示している自治体が多いこと等が明らかになった。

本研究では、調査結果を踏まえて、保護者からのリアクションに適切に対応するための方策を提言している。以下がその主な内容である。(1) 緊急に対応すべきものとして、①初期介入時や加害・妨害が予想される事態では、担当者1人で対応するのではなくチームによる対応の徹底を図る必要があること、またスーパービジョンを徹底するなど、常に組織による担当者へのバックアップをすること、②警察との連携の一層の強化、③家庭裁判所との連携の一層の強化（28条及び33条の6に対する保全処分申立ての積極的な検討）、④行政不服申立て制度の積極活用（対立関係に陥っている保護者への陳述の機会の保障）、⑤児童相談所における保安体制・危機管理体制の確保（ガードマンの配置・侵入者のためのセンサーと防犯カメラの設置・防刃チョッキ支給等）、⑥専門性の強化（従来の援助技術と強権的介入を統合した新たな援助技術の確立）。(2) 中長期的に検討すべきものとして、①保



護者の権利擁護を図る第三者機関の設置、②相談支援体系の再構築と児童相談所における人員体制の強化（児童相談所の多大な業務の改善のための人員確保・親子分離後の保護者への精神的ケアなどを含めた援助など）、③被害職員等に対する精神的ケア（慢性的ストレスを抱える職員のバーンアウトの予防も含め）が挙げられた。

これらの提言は、児童福祉司の専門性の向上、過酷でストレスが多い業務に直面する彼らの労働環境への支援、また他機関との連携についての議論を更に活発にした。その影響を確認してみよう。一つは児童相談所の人員確保である。「厚生労働省は、平成12年度より毎年地方交付税の積算基準を改め、児童福祉司の人員増を図って」きた。（才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣、2005）そして、平成16年度には人口6万8000人あたり1人の配置が可能になった。しかし、これは、地方交付税の措置によって児童福祉司の増加対応を実施しているにすぎず、現実には、交付税の使途は自治体に任されているために基準を満たさない場合もあり、「児童福祉司は2004年5月現在で計1813人だが、15県、3政令指定都市で1人あたりの人口が8万人を超えている」（読売新聞2005.3.15）とあるように、6割以上の自治体がこの水準に達せず、地域間格差が出ていた。例えば「児童福祉司を手厚く配置している青森県（児童福祉司1人あたり2万8934人）と最も児童福祉司の配置率が低い岐阜県（同11万7094人）とでは4倍の開き」になっている（才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣、2005）。そこで、2004年の児童福祉法施行令の改正では、都道府県と政令指定都市での児童福祉司の配置基準を「人口10万～13万人に1人」から「5万～8万人に1人」にすることを決定した（2005年4月1日施行）。

二つ目は、相談体制の強化である。2004年の児童福祉法改正で相談体制は大きく変わり、児童虐待の第一義的相談窓口が市町村に移行され、児童相談所は、深刻な虐待に対応する機関として位置づけを変更することとなった。このように、本報告書は、児童相談所の児童福祉司の厳しい労働環境と改善すべき虐待防止体制について具体的に提言したものといえよう。

さらに、本研究は、保全処分申立、すなわち親権喪失宣告が請求されるまでの間の親権者の職務執行停止及び職務代行者選任の申立活用の有効性と、2000年の児童虐待防止法制定後、立入調査等における警察官の援助があっても、困難なケースや児童福祉司に負担が多いケースが継続して起こっていることを明らかにした。そのことは、虐待における司法関与強化の必要性を顕在化させ、2004年の児童福祉法改正における28条に基づく強制入所措置の2年毎の更新制導入を可能にした。三つ目は、このような司法関与の強化である。その他にも2004年児童虐待防止法改正での第10条（警察署長に対する援助要請等）、第11条（保護者指導の規定）、第12条の2（面会又は通信の制限等）に繋がり、様々な条文に影響を及ぼしたものと位置づけられる。

#### ④ 児童虐待死亡事例の検証

【文献37】厚生労働省「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策室 2004年）

2000年の児童虐待防止法制定以降、児童相談所への虐待相談は急激に増加し、更なる防止対策の整

備も進行していった。しかし、児童の虐待死は減少せず、重篤な虐待の防止に対する民間機関・行政機関・研究者の関心が高まり、虐待死の検証が急がれた。そのような議論が高まる中、厚生労働省は、2004年2月に「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」の報告書を発表した。また、同年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においても、「きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする取組」の推進が明記され、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）」の実現を目指すことが重要であると強調された。そして「虐待防止ネットワークの設置や児童相談所の夜間対応等の体制整備、施設の小規模化の推進や里親の拡充等について、具体的な目標を立てて、より積極的に施策を推進していくこと」（厚生労働省『子ども虐待対応の手引き』（2005年3月25日改訂版）第1章）が示された。この様に、虐待死が起らない社会を目指して、様々な対策が拡充されると同時に、虐待死の検証も、防止対策の一つに組み込まれていく。

本報告書では、児童虐待防止法施行から2003年6月末日までに、新聞報道や都道府県・指定都市の報告により、厚生労働省が把握した125件（127人死亡）の虐待死亡事例について検討している。各都道府県・指定都市の児童福祉主管課に対し、1.事例概要 2.家族構成 3.事件までの経過、関係機関の関与状況 4.事件発生後の経過、対応 5.虐待発生の背景、考えられる要因 6.本事例における分析、検証結果 7.再発防止のために講じた施策、取り組みについて回答を求め、今後の虐待死防止策のための分析を行っている。検証結果を確認すると、被虐待児の年齢構成は、0歳児が約38%、次で1歳児が約16%、就学前の6歳未満児で約90%を占めている点が注目になる。更に、0歳児のうち、月齢4ヶ月未満児が50%であり、年齢の低い児童が死亡に至り易いことを明らかにした。

全国規模で虐待死の検証を行った報告書としては、初めてのもので非常に意義がある。しかし、各都道府県・指定都市からの回答（情報）を整理しているという制限があり、それぞれの事例の詳細についてまで確認することはできないが、日本で起きている死亡事例の特徴や概要を知ることは十分に可能である。この報告書は2年後に発行された「子ども虐待による死亡等の検証結果等について」の報告書（厚生労働省 2006年）に繋がり、その後、各自治体により実施された重篤な虐待事例の検証や、日本における虐待死検証に関する研究にも多大な影響を与えた。

#### 【文献38】「防げなかった死 ―虐待データブック2001―」（子どもの虐待防止ネットワーク・あいち2000年）

本著は、子どもが亡くなった虐待事件の件数・種類の調査を通じて、90年代後半の日本における虐待問題の現実を明らかにすることを目的として作成されたものである。特に、1995年から1999年の虐待死事件の傾向を様々な角度から分析している。第1章では、子どもの虐待死の現状として事例を記載し、その他、死亡件数・年齢の特徴・虐待の動機・加害者の特徴等を示している。第2章では成人の家族間の事件を取り上げ、虐待の背景についてテーマごとに検討している。第3章では、各都道府県の虐待防止対策について、第4章では、CAPNAからの発信として、様々な研究者からの提言を載せている。第5章では、子どもの虐待死事件の一覧を記載している。本著は1998年に刊行された『見

えなかった死 子ども虐待データブック』の続編になる。死亡事件の検証という形の報告書ではないが、虐待死亡事件をまとめ分析した著書としては、子どもの虐待防止ネットワーク・あいちから発行されている本著者らのシリーズが日本においては最初の刊行物になる。これらは、その後の虐待死亡事例の検証に多くの影響を与えた著として意味深い。

#### ⑤ 岸和田事件に関する特集

##### 【文献39】「岸和田事件からみえる課題」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（小林美智子 2004年）

本稿は被虐待児の中学3年A君（15歳）に対する虐待の実態（経過）を、年代別に詳細に取り上げ、なぜ周囲にいた義弟・実弟が、虐待発見者としての行動を起こすことができなかったのか。またなぜ、学校や児童相談所の援助者が、虐待の疑いが生じた場合に、確証がない中で通告義務や介入を履行することが困難であったのかを検証している。最後に虐待死を無くすことへの挑戦として、わが国においても、重篤な事例、特に死亡事例を分析する仕組みを早急に作らなくてはならないことを示唆している。具体的には、第一に医療・保健・教育・警察からの事例を一ヶ所に集め、生前死後の関連情報を詳細に確認し、分析する専門家集団を組織して、子ども像・親像や、生活状況・援助実態を分析して公表すること。第二に、援助関係者が死亡を予防する手がかりを掴み、日々の実践に、それらを生かす必要があることを述べている。この論文が、わが国における死亡事例検証の仕組みづくり構築の重要性を強く主張したことで、その後の各自治体による死亡事例検証委員会発足に一つの方向を示したといえよう。

##### 【文献40】「岸和田事件をめぐって・・・福祉の立場から」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（津崎哲郎 2004年）

本論文は、福祉の立場で、なぜこの事件を周囲が察知することが難しかったのか、同様の事件を防止するためには、どのような福祉的対応をなすべきであったのかという点に焦点を絞り検証を試みている。虐待に気づくことができなかった点について筆者は、本児（中3）と弟（中2）・保護者等、そして近隣、友人、親族など、当事者や周辺の人々が学校、児童相談所と接触しながらも、事態の深刻さを全ての関係者が受け止められずに、救出に向けた行動に至ることができなかった致命的な課題を抱えていたと指摘している。児童虐待防止法では、虐待は基本的に保護者や被害児が援助を申請しないということを前提に法律が組み立てられているが、通告されても上記のようにその事態に関して、情報の受け手である関係機関や専門職によって、情報を正確に認識しきれなかった問題点、機関同士・担当者間の連携の課題、保護者や子ども本人が虐待と言わない事態に対して、どう感性を働かせるかということについても検討している。分析は、親族、近隣、学校、児童相談所の立場からそれぞれ行われていた。そして、特にこの事件が児童虐待防止法の改正に影響を与え、「学校教育が果たすべき役割が新たにいくつか法律の中に盛り込まれるところとなったが、大いに歓迎すべきことである」と主張する。また岸和田事件により、立入調査の権限強化が、その後強調されるようになった点、それを判断する児童相談所や所長・職員それぞれの立場から介入型のソーシャルワークの習熟と発展に



努力すべきことについても指摘している。

**【文献41】「子どもの明日を守るために」—児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言—  
『子どもの虐待とネグレクト』Vol.6 No.3（大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム 2004年）**

大阪府は岸和田市における児童虐待事件を重く受け止め、今後の児童虐待防止対策について検討を行うことを目的として、外部有識者による児童虐待問題緊急対策検討チームを設置した。本報告には、チームが2004年2月10日の第1回会議から検討を重ね、2004年3月26日の第6回会議において「緊急提言」を取りまとめた内容が記されている。事件の検証では2つの事件を基礎に、虐待対応のための具体的方策として5項目の提言を示している。その中で、この事件を機に、虐待の通告が増え、相談件数が伸びていることを踏まえると、児童虐待対応の専門機関である子ども家庭センター（児童相談所）の職員を増員して、組織体制を強化することが最も重要であるという結論に至っていた。本報告書の「おわりに」の部分では、児童相談所による立入調査の権限の強化に関心が集中していることを危惧していることが述べられ、子どもの安全のために介入的機能を発揮するのか、課題を抱える家庭に対する援助的機能を発揮するのか、保護者や家族の人権にも配慮しながら、適切に判断することが児童相談所に求められていること、また虐待が、子どもに対する重大な権利侵害ということを再認識して、全ての人々が、虐待の未然の防止と早期発見を社会全体の課題として捉えなければならないことが主張されていた。今回の事件では、近隣の住民や学校の生徒がかなり早い時期から虐待の疑いを抱いていたと言われるが、それらの情報が適切にセンターや学校に伝わる事がなかった事実を非常に重く捉えている。そして、本報告書は、子ども家庭センターにおける虐待対応のあり方を中心に検討しているものであり、学校における虐待対応のあり方について十分に触れられているものではなかった。

本報告の特徴は、2つの事件を扱い検証がなされている点と、事件の実態分析にとどまらず、提言に合わせて具体的な方策を明らかにした構成であった点にある。そして、2つの事件の共通点は、複雑な家庭環境であるとともに、「虐待ではない相談」として対応していた中で事件が発生していた部分であった。一つ目の岸和田市における事件とは、2003年11月2日、中学3年生男子が保護者の虐待により衰弱した状態で病院に搬送され意識不明の状態が続き、2004年1月25日、父親とその内縁の妻が殺人未遂容疑で逮捕され、2月16日に起訴されたケースであり、二つ目の事件は、2003年8月5日、2歳男児が母親の内縁の夫とその友人により暴行を受け、死亡した和歌山市におけるケースである。後者のケースでは、過去に虐待歴のある家庭の児童を虐待とは異なる理由で施設へ入所措置し、その後、家庭復帰させた後に転居先の和歌山市で再び虐待が発生し死亡に至っていた。

5つの提言と具体的な方策は以下の通りである。1.複雑多様化する子ども家庭相談への対応の基本徹底（1）虐待対応マニュアルの見直しと徹底、（2）アセスメントツールの活用。2.子ども家庭センターの組織体制の強化（1）子ども家庭センターの危機管理機能の強化（2）職員の増員等による体制強化（3）業務全体のIT化。3.職員の資質向上のための取り組み（1）虐待対応エキスパートの育成（2）虐待対応のための組織マネジメントに重点をおいた研修の強化。4.虐待対応の総括的組織の必要性と



第三者的視点の導入 (1) 総括的組織の必要性 (2) 第三者的視点の導入。5.地域における関係機関との連携 [1] 子ども家庭センターと学校の通告等に関するルールづくり (1) 相談・通告票の作成 (2) 連携の基本に関するルールの作成と徹底。[2] 地域の児童虐待防止体制の強化 (1) 大阪府と市町村の連携のあり方の検討 (2) 市町村虐待防止ネットワークの強化 (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども家庭サポーターの活用 (4) 住民への意識啓発。[3] 子どもへの支援 (1) 子どもの声を受け止めるための仕組みづくり (2) 子ども自身のエンパワメント。

この報告書は、インターネットで直ぐに公表され、その後の各自治体で実施された虐待事件の検証にその方法が影響を及ぼす形となり、また事件自体も、虐待情報の収集や学校との連携・立入調査の強化についても、様々な課題を投げかけたものとなった。

(加藤洋子)

#### 4 非行・教護分野

##### 【文献42】 森望「虐待された子どもの自立支援」『母子保健情報』42 (2000年) 87—90頁

この論文は、虐待の結果として親子分離にいたる児童の受け入れ先として、児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設等のそれぞれについて現状と課題を概観したものであり、非行と教護の課題に特化した言説ではない。しかし、なかで児童自立支援施設について、「虐待を受けた子どもたちのうち行動化が顕著で他の施設では適切な援助が提供できない子どもたちのための施設」という位置づけ方をしている点が、第3期における虐待を非行原因として捉える立場を示す考え方として意味深い。

##### 【文献43】 全国児童自立支援施設協議会『非行問題』207号 (2001年)

『非行問題』は、主として児童自立支援施設職員と関係者によって編まれている年刊誌であるが、2001年号は「非行の背景にあるもの・虐待」を特集テーマとして組まれた号である。

特集論文の大部分は、児童自立支援施設以外の執筆者によって占められている。非行原因の一つに児童虐待を据えることにより、児童理解が「他に被害を与える加害者としてだけのとらえ方」(奥古田貴之・砂川純子「沖縄県における被虐待児への対応」『非行問題』207、86頁) からより多角的な、複合的なものに深まる結果、他領域の専門職の見解が求められるともいえる。それぞれの論文は、いずれも詳細な事例から立論されており、虐待を経験した非行児童に向き合う現場が、具体的な児童の言動とそれへの実践的対応への学びに枯渇している現実が本特集号の背景にあることが察せられる。

(田澤薫)

## 5 医療・保健・心理分野

### ① 被虐待児への治療について

【文献44】 本間博彰・小野善郎「児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研究」

平成14年度（厚生労働科学研究費補助金 総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究、2003年）

本研究は、2002年度・2003年度・2004年度と3年間に及ぶ研究であり、児童相談所における治療的介入とは何かについて言及された論考である。

研究の構成は、第一に、児童相談所における虐待ケースに対する適切な介入と対応の進行管理のあり方を分析し、第二に、精神科診察や精神科治療を必要とする虐待ケースに対する入院治療を含めた「精神科医療による介入」のあり方と精神医療機関との連携について検討している。

研究方法としては、児童相談所の常勤精神科医・児童福祉司・心理判定員などから構成される研究班を組織して、児童相談所の進行管理システムの具体例、アンケート調査によって把握した全国の児童相談所における進行管理の実態、研究協力者の経験などを材料にして研究討議を行っている。児童相談所と精神科医療との連携・協力に関する研究では、モデル的な実践を行っている児童相談所や地域の実地調査を行い、児童相談所での医師の業務や役割についてのあり方を考察している。

結果として、全国の児童相談所が進行管理システムを構築・実行する上でのポイントや注意点をまとめている。ここでいう進行管理システムとは、児童相談所における虐待対応の全体を管理するシステムを指しており、個々のケースについての全体像と取るべき対応状況を閲覧可能にすることの重要性を主張する。しかし、実際に進行管理システムを動かしている児童相談所は極めて少なく、それを踏まえた上で、受理したケースを効果的に管理し、地域と連携を取ること、児童の家庭復帰・再統合への取り組みを行う上でも進行管理のコンセプトが、如何に重要であるかについて指摘している。

また、児童相談所における精神科医療体制については、155か所の児童相談所から回答（86.1%）が得られており、常勤精神科医が配置されていた児童相談所は18か所のみで、非常勤で対応している児童相談所の多くは1ヶ月の延べ勤務時間が16時間以下であり、精神科医の関与が十分でない状況を明らかにした。

さらに、児童相談所の特徴を反映するパラメータを用いてクラスター分析を行い、児童相談所は4つの類型（地方型、中間型、都市型、大都市型）に分けられ、地方型や中間型の児童相談所に常勤精神科医がほとんど配置されていない状況が確認された。児童相談所内の治療的介入についての医療体制を明らかにした研究であり、治療についての対策が重要視されている中で、行政が、治療的ケアをどこまで整備しているかについて課題を投げかけた研究といえよう。

### ② 発達障害と子ども虐待について

【文献45】 杉山登志郎他「被虐待児の医学的総合治療システムのあり方に関する研究」平成15年度

（厚生労働科学研究費補助金 総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究、2004年）

杉山他による研究は、2003年度・2004年度・2005年度と3年間に及ぶものである。ここでは、2003

年度の杉山他の「子ども虐待への包括的ケア」を中心に取り上げる。

本研究は、医療機関を訪れる重症な虐待症例が、未だ医療機関を核とした子ども虐待への治療システムが整えられていないことから、あいち小児保健医療総合センター院内にある、小児保健センターが心療科の診療と協力しながら子ども虐待への包括的ケアを可能なシステムを構築している例を挙げて分析している。また、2001年11月の開院から2003年12月までの25ヶ月間に受診した虐待症例277例を提示し、このうち46例は親側のカルテを作り、親子で平行して治療を行った症例を用いている。

子ども231例中何らかの発達障害の診断が可能な症例は122例（53%）であり、大半は知的な障害のない発達障害であった。反応性愛着障害は幼児の過半に認められ、年齢が上がるに連れて解離性障害と行為障害の併発が増えていたことを明らかにしている。「子育て支援外来」の統計にみる虐待の実態分析では、知的障害の無い発達障害の存在が虐待の高リスクになることが明らかになり、また、幼児期において、反応性愛着障害が最も一般的で、年齢が上がるにつれ、上記の通り、解離性障害や非行の臨床像を取るものが増えることも確認された。

入院治療に関しては、閉鎖ユニットを持つ心療系の病棟が2003年5月に開設され、12月までの8ヶ月間に66名の虐待児の入院治療を行ったこと。また、過覚醒に伴う多動、衝動的攻撃行動、挑発行動への対応については、閉鎖ユニットによる保護や、強力な薬物療法と、乖離に焦点を当てた精神療法を組み合わせた治療が必要であり、虐待治療に特化した治療システムが不可欠であったことを示している。

これらの一連の研究は、『子ども虐待という第四の発達障害』という著書にまとめられ2007年発刊された。杉山他による2003年度の報告書は、虐待と発達障害の関係を明らかにした最初の研究であり、治療的ケアが如何に重要であるかを多くの症例を用いて明示した研究といえよう。

(加藤洋子)

資料1 児童虐待関係政令・省令リスト

通知名	政省令名	通知年月日	概要
政令第366号	児童福祉法施行令の一部を改正する政令	平成12年6月14日	児童福祉法施行令9条の7中「医療機関」の下に「国立病院及び」を加える政令
厚生省令第112号	児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令	平成12年8月11日	児童福祉施設最低基準に、苦情への対応の仕組みを設けること、処遇に関して都道府県から受けた指導等に従って適切な改善を行うこと及び運営適正化委員会との連携について定める省令
厚生省令第128号	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令	平成12年10月23日	助産施設の利用に関する手続の改正等を定める省令
政令第471号	児童虐待の防止等に関する法律の施行期日を定める政令	平成12年11月10日	児童虐待防止法の施行期日を平成12年11月20日とする政令
政令第472号	児童虐待の防止等に関する法律の施行期日を定める政令	平成12年11月10日	児童虐待防止法の施行に伴い、指定都市が処理する事務について、地方自治法施行令の一部を改正する政令
厚生労働省令第38号	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令	平成14年3月26日	学校教育法の一部改正に伴い、児童相談所長及び児童福祉司、母子指導員、児童更正施設職員等の資格を改正する省令
厚生労働省令第82号	児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準	平成14年6月13日	児童居宅介護、児童デイサービス、児童短期入所について、指定居宅支援事業者等のそれぞれの基本方針、人員、設備及び運営の基準を定める省令
政令第256号	児童福祉法施行令の一部を改正する政令	平成14年7月12日	児童福祉法の一部改正に伴い、保育士の欠格事由、指定保育士養成施設の指定要件、その他保育士試験等に関する事項を定める政令
政令第255号	児童福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	平成14年7月12日	児童福祉法の一部改正法の施行期日を平成15年11月29日とする政令



厚生労働省令第115号	里親の認定等に関する省令	平成14年9月5日	児童福祉法27条1項3号に定める里親を養育里親、親族里親、短期里親、専門里親とし、それぞれ定義、要件、申請方法、認定、登録等について定める省令
厚生労働省令第116号	里親が行う養育に関する最低基準	平成14年9月5日	里親が行う養育について、最低基準として、養育の一般原則、児童を平等に養育する原則、虐待等の禁止、教育、健康管理、衛生管理、J養育計画の遵守、記録の整備、都道府県知事への報告義務等を定める省令
厚生労働省令第168号	児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令	平成14年12月25日	保育所の設備等について改正する省令
政令第193号	児童福祉法施行令の一部を改正する政令	平成15年4月1日	児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所の設備、児童福祉施設の設備等に要する費用の算定基準を変更する政令
厚生労働省令第130号	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令	平成15年8月22日	子育て支援事業の要件及び特定市町村による市町村保育計画の要件を定める省令
政令第469号	児童福祉法施行令の一部を改正する政令	平成15年11月27日	児童福祉法の一部改正に伴い、保育士養成に関する事項を改正する政令
政令第521号	児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	平成15年12月17日	平成15年法律第121号(児童福祉法の一部改正法)の一部施行に伴い、児童福祉法施行令、地方自治法施行令、母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令
厚生労働省令第1号	児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令	平成16年1月20日	児童福祉施設における感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること等を定める省令
政令第111号	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	平成16年3月31日	地方公共団体が設置する保育所における保育の実施に要する保育費用について、国庫等の負担の対象外とすることに伴い、その負担額の算定基準を定めた規定を削除すること等に関する政令
政令第402号	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	平成16年12月17日	里親の定義規定の創設、保護受託者制度の廃止及び児童自立生活援助事業の目的に当該事業の対象者に対する修業の支援が追加されたことに伴い、所要の整理を行うこと等に関する政令

政令第412号	児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	平成16年12月22日	小児慢性特定疾患治療研究事業、保育料の収納事務の私人委託、専門的な知識及び技術を要する児童相談について都道府県の他、指定都市が処理すること等に関する政令
厚生労働省令第178号	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令	平成16年12月24日	児童福祉施設職員による虐待等の禁止、秘密の保持を定める児童福祉施設最低基準を改正すること、里親の要件、申請手続き、認定等について職業指導を行う養育里親、専門里親、親族里親、短期里親についてその認定等を定め、懲戒権の濫用の禁止等を新たに規定するに關する省令(平成14年厚生労働省令第115号)を改正する省令

## 資料 2 児童虐待関係通知

通知名	通知年月日	通知番号	概要
児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の施行について	平成12年8月22日	厚生省大臣官房障害保健福祉部部長・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知 615、老発598、児発707	社会福祉事業法等の一部改正に伴い、苦情への対応に関する児童福祉施設最低基準等の一部を改正し、解決の仕組み等について定める通知
児童虐待防止法の施行について	平成12年11月20日	厚生労働省児童家庭局通知 児発第875号	児童虐待防止法の施行に伴い、同法の要点、運用上の留意点等を定めた通知
一時保護児童処遇促進事業の実施について	平成13年4月2日	厚生労働省児童家庭局通知 児発第248号	児童虐待防止法の施行に伴い、一時保護所に専門職員を配置し、子どもの行動観察、心理療法、個別指導等の実施、虐待を受けた子どもの適切な保護に資することを目的に発出された通知
児童の安全の確保について	平成13年6月8日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 第382号	大阪府内の小学校における児童殺傷事件を契機に、児童福祉施設等における児童の安全の確保に努めるよう注意喚起を求める通知
児童福祉施設等における児童の安全の確保について	平成13年6月15日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長連名通知 第402号	大阪府内の小学校における児童殺傷事件を受けて、児童福祉施設等における事件の発生予防、対応、協力体制、連携体制の確保および児童にとつての安全な環境確保のための地域コミュニケーション作りとつによる発生予防を求める通知
民生委員・児童委員の一斉改選について	平成13年6月29日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・同援護局長通知 児発第434号、社援 第1146号	少子・高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に鑑み、民生委員・児童委員の選任にあたり配慮すべき事項を定める通知。主任児童委員の配置については、児童虐待問題等の増加に対応するため、民生委員協議会には最低2人とする配置基準とする。
児童福祉司及び児童相談所長の任用資格の取り扱いについて	平成13年7月9日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 第31号	児童虐待防止法の成立に伴う児童福祉法の改正により、児童福祉司の任用資格及び児童相談所長の任用資格を定める通知

母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児に対する適切な処遇体制の確保について	平成13年8月2日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 508号	母子生活支援施設におけるDV被害を受けた母子や被虐待児の増加に鑑み、カウンセリング等により母子の心のケアを図るため、心理療法担当職員資格や運営の基準等を定める通知
つどいの広場事業の実施について	平成14年4月30日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0430005号	家庭や地域における子育て支援機能の低下状況の中で、子育て中の親の孤立感、閉塞感等から虐待に至るケースにもつながりかねないところから、子育ての負担感の軽減を目的に、子育て親子の交流。相談援助、情報提供等を行う事業実施に関する通知
民生委員・児童委員の研修について	平成14年5月22日	厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長局長連名通知 雇児発 第052001号、社援発 第0522001号	子育て不安の増大、児童虐待に関する相談件数の増大に伴い、児童の健全育成のための環境を整備するため、支援が必要な者のニーズ発見、社会的孤立等への対応、児童虐待の早期発見、対応、機関連携等を研修の内容に含めるものとする通知
児童家庭支援センター運営事業の取扱いについて	平成14年6月19日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 第0619001号	児童虐待問題の増加に鑑み、虐待等地域における家族に対する継続的関わり体制の強化を図るため、児童福祉施設に附置するものとされていた同センターを、児童福祉施設と「連携のとれる範囲」で設置することが出来ることとする通知
地域保健における児童虐待防止対策の取り組みの推進について	平成14年6月19日	健発第0619001号、雇児発 第0619001号	児童虐待の発生予防に向けたハイリスク要因の発見、保健師等の家庭訪問等による支援などの予防的取り組みの組織的推進、児童相談所等との連携、研修の強化を定める通知
児童家庭支援センター運営モデル事業の実施について	平成14年7月17日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 第0717003号	児童虐待問題の増加に鑑み、中核市等においても児童家庭支援センターをモデル的に整備するための「児童家庭支援センター運営モデル事業の実施要綱」を定め、その実施を求める通知
里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修	平成14年9月5日	厚生労働省告示 第290号	専門里親が受けるべき研修の要件について規定する告示
「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について	平成14年9月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0905001号	里親認定に関する省令及び里親最低基準の公布を受けて、これら省令の具体的内容を具体的に定める通知
里親制度の運営について	平成14年9月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0905002号	里親認定に関する省令及び里親最低基準の公布を受けて、各種の里親認定、委託、里親養育の実施などの詳細を定める通知



専門里親研修制度の運営について	平成14年9月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知 雇児発 0905003号	「里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修」(平成14年厚生労働省告示290号)の公布を踏まえて、専門里親研修制度の運営につき、必要な基礎的知識や技術の修得等資質の向上を図ることを目的に、その実施機関や研修内容等留意すべき点を定める通知
養子制度等の活用について	平成14年9月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0905004号	児童福祉における養子制度の意義を、要保護児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えることにより児童の健全な育成を図ることとした上で、養子縁組の種類、児童相談所の役割、養子縁組あわせんの手続、家裁との協力・連絡等について定める通知
里親支援事業の実施について	平成14年9月5日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0905005号	里親制度の充実を図るために里親への研修、委託された子どもや里親自身に対する養育相談事業の実施等を定めた「里親支援事業実施要綱」にもとづき、その適正かつ円滑な実施を都道府県等に求める通知
地域における保健師の保健活動について	平成15年10月10日	厚生労働省保健局長 通知 健発第 1010003号	保健活動を効果的に展開するために、地域保健関連施策の企画、立案、実施等の他、医療、福祉等との連携、協働をするため、総合的な健康施策に積極的に関わることを求める通知
児童虐待防止対策における適切な対応について	平成16年1月30日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 課長通知 雇児総発 第0130001号	岸和田事件を契機に、児童相談所における情報の共有、学校・幼稚園・保健所・警察との連携、養育力不足の家庭の早期発見等を求める通知
養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について	平成16年3月10日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 課長通知 雇児総発 第0310001号	医療機関から「養育支援を必要とする家庭」の診療情報の提供が行われるようにするための体制整備等について定める通知
育児支援家庭訪問事業の実施について	平成16年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知 雇児発 第 0331032号	家庭や地域における養育力の低下に鑑み、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭、施設退所後のアフターケアが必要な家庭等に対して、安定した養育を可能にするために、家庭内での育児に関する具体的な援助や養育相談・育児相談等、訪問による支援を実施すること求める通知
「家庭の養育力」に着目した母子保健対策の推進について	平成16年3月31日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知 雇児母発 第0331001号	児童虐待死亡事例の検証により指摘された家庭の「養育力不足」について、「養育力」に応じた適切な支援の強化、新生児期及び乳幼児期における対応の強化、医療機関との連携の強化、ネットワークの構築と対応の強化を求める通知
「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」	平成16年1月30日	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 15初児生第18号	岸和田事件に関連して、児童相談所における情報の共有、学校、警察との連携のほか、養育力不足の家庭の早期発見・対応を求める通知

「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」	平成16年4月15日	文部科学省初中等教育局児童生徒課長通知 第16初児生第2号	長期の欠席の背景に児童虐待が潜んでいる可能性があるとの認識のもとに、学校での対応や関係機関との連携に努めるものとする通知
「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査」結果を踏まえた対応について	平成16年4月15日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 雇児総発第0415001号	文科省がとりまとめた長期欠席の児童生徒の調査及びその対応に基づく通知を踏まえ、児童虐待防止に向けて学校・教育委員会等との連携・協力の強化を求める通知
自立促進等事業の実施について	平成16年5月11日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第0511002号	児童養護施設等入所児童のケアに関する創意工夫や自立に向けて取り組み、早期家庭復帰、施設と里親の協働等に対する支援をするための通知
乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について	平成16年4月28日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第0428005号	家庭環境上の理由により入所する児童の増加に対応するため、早期の家庭復帰、里親委託等を支援するための体制強化を図ることを目的に、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を乳児院等に配置し、事業を実施するための通知
児童養護施設のケアの小規模化の推進について	平成16年5月6日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第0506002号	児童養護施設における被虐待児の入所増加にかんがみ、被虐待児の特殊性に配慮してできる限り家庭的環境の中で職員との個別的关系を重視した養護を実現するための体制の整備を図ることを目的とする「小規模グループケア実施要綱」の実施を求める通知
児童養護施設の小規模なグループによるケアの推進における実施指針	平成16年5月6日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第0506001号	「小規模グループケア実施要綱」の具体的事項につき定める指針
特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について	平成16年8月13日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第0813003号	児童虐待防止法の施行に伴い、特別の支援を要する家庭の児童を保育所に入所させるにあたり、選考上の取扱いについて定める通知

### 資料3 児童福祉分野判例リスト

	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1	H12. 7. 28	広島家裁 (審判)	平成12年 (家) 808号	児童の児童福祉施設 収容の承認申立事件	承認 (確定)	児相長が、実父母がいずれも未決拘留中であり、実母の児童(1歳女児)に対する監護状態に問題が多いこと、加害者の特定に至らないが児童に対する性的虐待が疑われること等を理由として児童福祉施設入所措置の承認を求めた事件で、実父は拘留所に入所しており、実母は算せいの自己使用により精神状態に異常を来し、児童に対する適切な監護が実父母によって行えない状態にある等、児童が劣悪な監護状況に置かれていたことを認め、実母は更生を誓っているが児童には手厚い保護が必要であることを考え合わせると、児童を再び実母の下に戻すことは著しく児童の福祉を害するとして、乳児院への入所を承認した。	家裁月報53-1 p. 95	
2	H12. 11. 15	宮崎家裁 城支部 (審判)	平成12年 (家) 142号	福祉施設収容の承認 申立事件	承認 (確定)	児相長が、一時保護した児童(5歳男児)の母親に「代理による『コミュニケーション・ハブ・ゼン・症候群』が強く疑われることを理由として児童福祉施設入所措置の承認を求めた事件で、事実関係を詳細に認定した上で、具体的な手段方法の点までは明らかでないものの、長期間にわたる児童の診察に携わってきた二人の医師の見解のほか、児童の下痢の量に関する過大申告の関係を明らかに一種の虐待行為があったものと認められることなどからして、母親による虐待(MSSBP)が極めて強く疑われるところであるが、これはいわゆる過去の点であるとして、最も重要な問題は、今後いかに児童の監護養育に取り組みむのかという点であるところ、両親が今後の養育態度を改める姿勢を示していないことなどから、「保護者に監護させることが著しく当該児童への福祉を害する場合」(児童福祉法28条1項本文)に該当するとして、児童福祉施設への入所を承認した。	家裁月報54-4 p. 74	川田昇・民商法雑誌128-3 p. 95 大島俊之・法律時報77-1 p. 92
3	H13. 4. 2	大阪家裁 (審判)	平成13年 (家) 950号	児童の福祉施設収容 の承認申立事件	承認 (確定)	児相長が、親権者たる実父の児童(5歳男児)に対する身体的虐待を理由として児童福祉施設入所措置の承認を求めた事件で、実父が児童を虐待したという評価は覆げがたいものであり、仮に仕上げを目的になされたものでも、その方法は合理的範囲を越えているのとは言えず、実父が児童本人の監護義務を十分に尽くしたとは言えないことは明らかであり、このまま実父に事件本人の監護をさせることは著しく当該児童の福祉を害することになるとして、児童福祉施設への入所を承認した。	家裁月報53-11 p. 119	許未恵・民商法雑誌126-3 p. 141
4	H13. 4. 23	福岡家裁 (審判)	平成13年 (家) 350号	児童の福祉施設収容 の承認申立事件	承認 (確定)	児相長が、親権者たる養父及び実母の児童(6歳女児)に対する身体的心理的虐待を理由として児童福祉法27条1項3号の措置の承認を求めた事件で、養父及び実母の児童に対する厳しい態度はしつづけの目的ではあったものの、皮下出血等がみられるに至っていること、養父及び実母は自らの養育態度を改善することができないでいる等、現段階で児童を家庭に帰して実母及び養父の監護下におくことは著しく児童の福祉を害するとして、児童福祉施設への入所を承認した。また、親子関係の調整を図っていくためには、養父及び実母においては、児童保育の専門機関である児童相談所による助言や指導を受けるとともに、精神科医等のカウンセリングを受ける等して、児童の現状を理解し、養育態度の改善をはかることが必要であると付言した。	家裁月報53-10 p. 119	許未恵・民商法雑誌126-3 p. 141
5	H13. 6. 11	札幌家裁 (審判)	平成13年 (家) 383号	児童福祉施設入所の 承認申立事件	承認 (確定)	児相長が、一時保護した児童(11歳)について児童福祉施設への入所措置の承認を求めた事件で、親権者たる実母の児童に対する監護の在り方は実母の精神状態によって左右されており、このような実母の監護の計で児童は実母の精神状態の変化が予想できないことから容認し得ない状態に陥ったことが容易に認められ、実母の児童に対する体罰等は児童の福祉を著しく害するとして、児童福祉施設への入所を承認した。	家裁月報53-12 p. 88	許未恵・民商法雑誌126-3 p. 141

6	H13. 7. 9	静岡家裁 (審判)	平成13年 (家) 349 号, 350号	福祉施設入所承認申 立事件	承認 (確定)	児相長が、児童ら(12歳、6歳)の児童福祉施設への入所措置の承認を求めた事件で、実母がアルコール依存症であり、児童らに対して暴力等の虐待等を繰り返す継父と絶縁することから、児童らの復縁を繰り返して、児童らの養育環境をさらに悪化させていることから、このような状況の下では児童らの養育を親権である実母に委ねることは児童らの福祉に治うとは到底いえないとして、申立人において児童らをそれぞれ適切な児童福祉施設に入所させることを承認した。	家裁月報54-2 p. 138	鈴木博人・民商法 雑誌127-4・5 p. 238
7	H13. 11. 26	東京家裁 (審判)	平成13年 (家) 7102 号	児童の福祉施設入所 の承認申立事件	承認 (確定)	児相長が、児童(13歳)の児童自立支援施設への入所措置の承認を求めた事件で、親権者たる実母が児童に対して、時間を問わずに児童を罵る、日常的に児童の生活の監視、物を投げつけるなどの行為を繰り返して、児童を心理的に虐待したと評価することなどができ、このまま児童を実母に監護させておくことは著しく児童の福祉を害するとして、児童自立支援施設への入所を承認した。	家裁月報54-10 p. 63	許末恵・民商法雑 誌129-1 p. 128 平田常子・賃金と 社会保障1377 p. 70
8	H14. 12. 6	千葉家裁市 川出張所 (審判)	平成14年 (家) 966号	児童福祉施設収容承 認申立事件	承認 (確定)	児相長が、継父による性的虐待を理由に児童(女児)の施設入所措置の承認を求めた事件で、親権者たる実母が、施設入所に同意しても、入所理由については同意していないときには、児童福祉法28条の「親権者の意に反するとき」に該当するとして、継父の性的虐待等した母に児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害するとして、児童自立支援施設への入所を承認した。	家裁月報55-9 p. 70	吉田恒雄・季刊教 育法140 p. 84 鈴木博人・民商法 雑誌129-4・5 p. 309 村重慶一・戸籍時 報568 p. 63 黒川雅子・月刊高 校教育37-12 p. 81
9 ①	H14. 5. 31	釧路家裁北 見支部 (審判)	平成14 (家) 100号	児童福祉施設収容承 認申立事件	承認	児相長が、親権者たる実母に「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われること等を理由として児童(4歳女児)の児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件で、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」に起因して児童が敗血症等の症状を呈していたと認定することは困難であるが、一時保護後の児童の症状の回復状況等に鑑みれば、児童に対する実父母の監護養育方法は、少なくとも客観的には適切なに欠けておらず、児童の福祉の観点から、今後相当期間、児童を父母から分離し、安定的な養育環境の下で、医療的措置を続けることにも、心身ともに健全な育成を図る必要がある等、本件においては、児童福祉法28条に規定する児童福祉機関の措置権を行使すべき事態にあるとし、児童養護施設への入所を承認した。	家裁月報55-7 p. 70	村重慶一・戸籍時 報568 p. 63 川田昇・民商法雑 誌129-4・5 p. 304 永水裕子・上智法 学論集48-3・4 p. 243
9 ②	H15. 1. 22	札幌高裁 (決定)	平成14 (ワ) 87号	児童福祉施設収容承 認申立審判に対する 抗告事件	抗告棄却 (確定)	抗告審は、児童は一時保護された後順調に回復し、母も精神科医のカウンセリングを継続的に受けるようになったが、更に関係機関の指導、援助の下に監護養育方法を点検、改善していく必要があると認められ、実父母からの即時抗告を棄却した。	家裁月報55-7 p. 68	村重慶一・戸籍時 報568 p. 63 川田昇・民商法雑 誌129-4・5 p. 304 永水裕子・上智法 学論集48-3・4 p. 243



10	H15. 5. 8	岡山家裁 (審判)	平成15年 (家) 487号	児童の福祉施設収容 の承認申立事件	承認 (確定)	児相長が、一時保護した児童(2歳男児)の児童福祉施設への入所措置の承認を求めた事件で、単独親権者たる実母の児童に対する態度は、いわゆるネグレクトによる児童の福祉侵害、すなわち児童福祉法28条1項の「保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」に該当し、児童の発達障害の早急な回復と今後の適切な養育のためには、専門的な施設処遇が必要であり、まず乳児院に入院させて乳児並の処遇を行って愛着関係を育成しながら全般的な発達の改善を図った上で、その後児童福祉施設への入所変更入所させて措置するのが適当であるとして、乳児院又は児童養護施設への入所を承認した。	家裁月報56-1 p. 128	村重慶一・戸籍時報568 p. 63
11 ①	H15. 10. 8	さいたま家裁川越支部 (審判)	平成15年 (家) 361号	児童福祉施設入所承認申立事件	承認	児相長が、養父母の児童(10歳男児)に対する虐待行為を理由として児童の児童福祉施設への入所措置の承認を求めた事件で、養父母の児童に対する身体的虐待・心理的虐待等が認められると認定したうえで、現状では、児童を直ちに家庭に戻すことは相当ではなく、いったん施設に措置して安定した環境の中で心身の成長をはかり、専門家による適切な教育を受けさせ、しかるべき時期に親子の再統合と親族の関係修復を図るのが相当であるとして、児童の福祉のため、児童福祉施設への入所を承認した。	家裁月報56-9 p. 38	
11 ②	H15. 12. 26	東京高裁 (決定)	平成15年 (ワ) 1995号	児童福祉施設入所承認審判に対する即時抗告事件	原審判変更承認 (確定)	抗告審は、児童福祉法28条1項1号に基づき、家庭裁判所が同法27条3号の措置を採ることを相当として承認するか否かは、同号所定の措置のうち、実際に採ろうとする措置との関連で判断すべきものであるから、都道府県知事又はその委任を受けた児相長は、上記の承認を求めるときは、原則として、採ろうとする措置、入所させようとする児童福祉施設の種別を特定すべきであり、家庭裁判所もそのように特定された措置を承認すべきであるとして、求釈明の上、本件においては、児童に先天性ミオパチー、てんかんの基礎疾患があり、通常の児童養護施設での処遇は困難であることなどの事情を勘案し、単に児童福祉施設への入所を承認した原審判を変更し、肢体不自由児施設への入所を承認した。	家裁月報56-9 p. 35	床谷文雄・判例タイムズ1173 p. 122 許未恵・民商法雑誌132-4・5 p. 231

資料4 民法(家族法)分野判例リスト

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 ① H12.3.10	山形家裁 (審判)	平成11年 (家)212号、 平成12年 (家)64号	子の監護者の指定申 立事件及び子の引渡 し申立事件	第1事件 承認 第2事件 却下	<p>事件本人の単独親権者であるY(実母、相手方)は、平成5年9月に事件本人A(実父BはAを認知していない)を出産したが、生活状況が不安定で、精神的・経済的に苦しかったことから、Aは乳児園に入園措置となった。その際、Yが、Aを養育できない旨を述べていたことから、児童相談所は事件本人を里親委託し、Xら(里親、申立人)はAについて里親委託を受け、約3年7ヶ月(審判時)にわたって里親としてAを養育してきた。その後、平成11年4月頃から、YからAの引取りの要望が強く出されたため、児童相談所は、Xらに対してAをYに戻して欲しい旨を伝えたと、XらからはAの監護養育を継続したいと希望し、引渡しの方角での調整は困難となった。そこで児童相談所は、同月30日付けで、Xらへの里親委託を解除し、引き続き、引取りへの調整のためAにつき一時保護措置を執るとともに、一時保護先として、XらにAの委託を行った。Xらは、Yから、直接電話によりAを引き取りたい旨の要望が伝えられたことから、同年6月15日、家庭裁判所にXらをAの監護者として指定するよう求めた(第1事件)。(子の連れ戻り禁止の仮処分も申立てたが、平成12年3月取下)他方、平成11年11月16日、YはXらに対してAの引渡しを求めた(第2事件)。裁判所は、第1事件について、第三者たるXらに監護者指定の審判の申立権があるかを問題にした上で、民法776条が、親の離婚に当たり親権者とは別に監護権者を指定することとを認めた趣旨は、子の福祉に鑑み、親権関係と監護関係をどの分離が必要である場合に、監護者を指定することにあると解し、本件については、776条の趣旨を類推し、家事審判法9条1項乙類4号の子の監護に関する処分として、事実上の監護者であるXらに申立権を認めるとともに、審判事項として審理できるとした。その上で、AをYのもとに引渡すことは、Aにとって極めて大きな精神的負担となること(が)容易に予想される等、AがXらのもとで監護されている状態を変化させることはAの福祉福祉の観点からは認められない、としてXらを監護者に指定した。第2事件については、一時保護中の児童について、家庭裁判所が、一時保護委託を受けて実際に児童を監護している者に対して、引渡しを命じるか否かの判断を行うことは、行政処分の効力を家庭裁判所の審判で争うものとなり、家庭裁判所の審判権の範囲を越えるものというべきであり、不適法であるとして却下した。また、親権者であるYと監護者と指定するXらとが、必要に応じて協力することが望まれると付言した。</p>	家裁月報54巻5号139頁	
1 ② H12.6.22	仙台高裁 (決定)	平成12年 (ワ)60号	子の監護者の指定申 立ての審判及び子の引 渡し申立ての却下 審判に対する即時抗 告事件	第1事件 原審取消 申立却下 第2事件 抗告棄却	<p>Yが、原審判の取消を求めて抗告。裁判所は、原審第1事件について、家庭裁判所に対して子の監護権者の指定の審判の申立てをすることができるのは、子の父と母であり、第三者にはその指定の申立権はないなどとして、原審判を取消した上でXらの申立てを却下した。また、児童福祉法28条は、保護者に児童を監護させることが著しくその福祉を害する場合には、親権者の意に反するときでも、家庭裁判所の承認を得て里親委託等の措置を採ることができているから、そのような場合には上記の措置が採られるべきであり、また、民法834条所定の要件がある場合には、親権喪失の宣告の申立てがされるべきであるとして却下した。第2事件については、Yの申立ては不適法であるとして却下した。</p>	家裁月報54巻5号125頁	田中通裕・判例 タイムズ1099号 85頁 山田美枝子・民 商法雑誌128巻 4・5号243頁

2	H14. 7. 23	新潟家裁 久留米支 部 (審判)	平成14年 (家) 5454 号、5455号	子の監護者の指定申 立事件	承認	別居中の妻(X)が、夫(Y)を相手方として申し立てた未成年者ら(長女A、長男B、共に里親委託中。)の監護者指定申立事件。(AB里親委託の経緯としては、XがABを虐待しそうだと自ら通報し、児相の一時保護の後、XYの同意のもとで里親委託措置が執られたものである。)裁判所は、ABとも出生時からXが継続して監護してきたことが認められ、Xは一時、ABらの養育を行わず、児相に援助を求めたが、その窮状はYとの夫婦関係の問題から生じた一過的なものと推測でき、生活保護は、ABの養育をできる環境を確保できる状況にないことと認め、Yの監護能力はないことを前提とすると、現実にはABを里親から引き取るかどうかは児相の措置決定に委ねることとなるが、XとYとの監護者としての比較においては、Yが監護者として相応しくなく、Xが児相の指導を受けることを前提としてXを監護者に指定した。	家裁月報55-3 p. 88	吉田恒雄・民商 法雑誌129-1 p. 134
3 ①	H14. 7. 19	福岡家裁 久留米支 部 (審判)	平成14年(家 口) 1004号	審判前の保全処分申 立事件	却下	未成年者ら(長女A、二女B。)の祖母(X)が、未成年者の準父母(父Y1、母Y2)を相手方として申し立てた子の監護者指定を本案とする審判前の保全処分申立事件。(Aは、本審判時一時保護中、本審判後無断で児相から逃げ出しXのもとに身を寄せる。Bは、父母の下で生活中。)裁判所は、Y1によるABに対する暴力行為や性的行為があったことは否定し難いものの、本案審判の申立認容の蓋然性だけでなく、保全の必要性の疎明もないとして、申立を却下した。	家裁月報55-2 p. 172	
3 ②	H14. 9. 13	福岡高裁 (決定)	平成14年 (ウ) 254号	審判前の保全処分申 立却下の審判に対す る即時抗告事件	一部取消 自判 一部棄却	Xは、性的虐待の特殊性を指摘し、本案認容の蓋然性を疎明することの蓋然性は十分であり、AB両名につき保護の緊急性も保全の必要性もあるとして即時抗告した。即時抗告審は、Bについては原審判は相当であるとしつつ、Aについては、度重なるY1Y2の暴力を伴った紛争、Y1による暴力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等が否定できないのであるから、Y1Y2の親権の行使がAの福祉を害する蓋然性があり、また、審判後児相から逃走し、Xのもとでかくまわれている状況であって、XとAは、Y1Y2から連れ戻されるのを恐れて、学校に登校することもできない状況におかれており、Aの生活環境を早期に安定させる必要があることで、保全の必要性も認めることができるとして、原審判を取り消し、Aの監護者を仮にXに指定した。	家裁月報55-2 p. 163 判例タイムズ 1115 p. 208	床谷文雄・判例 タイムズ1120 p. 80 村 重慶一・戸籍時 報561 p. 50 鈴木博人・民商 法雑誌129-4・5 p. 298 棚村政行・判例 タイムズ臨刊 1154 p. 102
4	H12. 2. 23	長崎家裁 佐世保支 部 (審判)	平成10年 (家) 331 号、332号、 333号	親権喪失申立事件	許可	児相長が、親権者(父。長男に対する傷害事件で在監中。)の児童ら(養女、長男、長女。いずれも児童養護施設入所中。)に対する性的・身体的虐待、及び出所後に児童らの引取りを強要し、児童らが再び危険な状態に置かれることが予想されること、を理由として申し立てた親権喪失申立事件。裁判所は、親権者が児童らに対し親権を濫用して、日常的な性的・身体的虐待を加え、その福祉を著しく損なったことを認定して、親権者の児童らに対する親権の喪失をそれぞれ宣告した。	家裁月報52巻8 号55頁	床谷文雄・判例 タイムズ1046号 84頁 松本タミ・民商 法雑誌124巻6号 119頁

資料5 民法(財産法)・国家賠償法判例リスト

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 H13. 3. 30	大阪地裁 (判決)	平成11年 (ワ) 7473号	損害賠償請求事件	棄却	大阪府(Y1)の設置する堺子ども家庭センターで一時保護されていた原告ら(養父X1、実母X2)の子を帰宅させようとしたとして、同センターの所長Y2及び同センター職員Y3から離婚を強要されたと主張するXらが、Y2・Y3に対しては民法709条・719条に基づき、Y1に対しては民法715条又は国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事件。裁判所は、XらのAに対する虐待行為及び子どもセンターの一連の対応過程等の事実を詳細に認定した上で、Yらによる権利侵害の有無に関し、①一時保護までの子どもセンターの調査・説得活動、②一時保護時のYらの言動、③一時保護後、施設入所に当たったYらの調査・説得活動、④YらがXらに對して「離婚したら帰してやる」と言ったか、⑤Xらの座り込み行為から親権喪失の申立までのYらの調査・説得活動、の5点について検討し、いずれについてもYらには違法な行為がないとしてXらの請求を棄却した。	判例時報1760 p.106 判例タイムズ 1109 p.149	
2 H13. 11. 27	名古屋地 裁岡崎支 部 (判決)	平成13年 (ワ) 7号	損害賠償請求事件	認容	原告Xがある被告Y1から養子縁組継続中の小学2年生から約8年間にわたる性的虐待行為を受けたとして、また、元養母である被告Y2はY1による当該虐待行為を知りながらこれを黙認していたとして、Yらに対して不法行為に基づき合計1000万円余の損害賠償を請求した事件。これに対して、Y2は、XがY1から当該隣辱行為を受けていたことを全く知らなかったと主張した。判決は、XがY1から性的虐待を受けたことを認定した上で、Y2については、当該隣辱行為を知り又は知りうべき状況にあったにもかかわらず、長期間にわたり当該行為を放置し、Y2に救済の手を求めていたXに対し、筆舌に尽くしがたい精神的肉体的苦痛を与えたもので、Y1に勝るとも劣らない責任があるとして、Yらに対して、連帯して、1000万円余の支払いを命じた。	T K C 法律情報 データベースの 検索結果による	



資料6 児童虐待関係文献リスト

著者・筆者	著者・筆者フリガナ	発行年	著書・論文等タイトル	編集者名	著者名・雑誌名(巻号)	ページ	出版社
福岡県弁護士会北九州部会子どもの権利委員会 北九州市児童相談所	フクオカケンベシキウゴシカイクイコウドモノケンリイシカイ キタキウシユウジンジドウソウウダンシヨ	2000	児童虐待と児童福祉に関する法律Q&A 改訂版		-	-	
北九州市児童虐待事例検討委員会	キタキウシユウジンジドウソウウダンシヨ	2000	ストップ・ザ・虐待Ⅳ―被虐待児と家族への援助の提案―		-	-	北九州市児童相談所
安藤由紀	アンドウユキ	2000.6	児童虐待防止法 (特集 法律をつくりかえたる主権者)		まなぶ 505	20-22	労働大学
木附千晶	キヅキチアキ	2000.6	「恩寵園」園長はなぜ虐待をくり返したか (「子ども時代」を奪われた子どもたち)		金曜日 8-20	10-12	金曜日
村越一浩	ムラコシカズヒロ	2000.6	同棲中の元夫の幼児虐待を制止しなかった被告人の行為が、傷害致死罪の不作為による幫助に該当するとして、これを否定して無罪とした原判決【1】が破棄され、有罪が言い渡された【2】事例(【1】平成11.2.12釧路地判、【2】平成12.3.16札幌高判)〈新判例解説287〉		研修 624	13-26	法総研誌 友会研修 編集部
		2000.7	特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会)		子ども虐待とネグレクト 2-1	3-178	日本子ども虐待防止研究会
峯本耕治	ミネモトコウジ	2000.7	講演録 子どもの権利条約から見た日本と世界の現状 (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子ども虐待とネグレクト 2-1	3-8	日本子ども虐待防止研究会
前橋信和	マエハシノブカズ	2000.7	講演録 児童虐待に対する取り組み (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子ども虐待とネグレクト 2-1	9-13	日本子ども虐待防止研究会
佐藤紀子	サトウノリコ	2000.7	講演録 日本における子どもへの性的虐待―かかわるものの心の壁こそを、「無慈悲」でも「および腰」でもなく― (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子ども虐待とネグレクト 2-1	14-21	日本子ども虐待防止研究会
上出弘之 他	カミイデヒロユキ	2000.7	教育プログラム 虐待の早期発見と初期対応 (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子ども虐待とネグレクト 2-1	22-32	日本子ども虐待防止研究会
宮本信也 他	ミヤモトシンヤ	2000.7	シンポジウム 虐待が子どもに与える影響 (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子ども虐待とネグレクト 2-1	33-41	日本子ども虐待防止研究会

吉田恒雄 他	ヨシダツネオ	2000.7	分科会報告 子ども虐待の対応における警察との連携を考える (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	42-49	日本子ども虐待防止研究会
斎藤学	サイトウサトル	2000.7	分科会報告 虐待の記憶：児童期性的虐待とサブバイバー (特集「日本子ども虐待研究会」第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	50-59	日本子ども虐待防止研究会
西澤哲	ニシザワサトル	2000.7	分科会報告 虐待を受けた子どもの心理療法のあり方 (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	60-67	日本子ども虐待防止研究会
日野直千	ヒノタカユキ	2000.7	分科会報告 子ども虐待に教職員としてどうにかかわるか (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	68-73	日本子ども虐待防止研究会
安部計彦	アベカズヒコ	2000.7	分科会報告 児童相談所ができること (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	74-78	日本子ども虐待防止研究会
加藤曜子 他	カトウヨウコ	2000.7	分科会報告 重症度判断と危険度について－リスクアセスメント指標－ (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	79-86	日本子ども虐待防止研究会
石田文三 他	イシダブンゾウ	2000.7	分科会報告 法的介入の方法と実例 (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	87-92	日本子ども虐待防止研究会
龍野陽子	タツノヨウコ	2000.7	分科会報告 虐待をする母への援助－電話相談で何ができるか (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	93-95	日本子ども虐待防止研究会
庄司順一 他	シヨウジジュンイチ	2000.7	分科会報告 保育園・幼稚園での対応と課題 (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	96-100	日本子ども虐待防止研究会
柳川敏彦 他	ヤナガワトシヒコ	2000.7	分科会報告 メディカルネグレクトの対応について (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	101-110	日本子ども虐待防止研究会
小笠原彩子	オガサワラサイコ	2000.7	分科会報告 児童相談所を中心とする救済制度の課題と方向性 (特集 日本子ども虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))		子どもの虐待とネグレクト 2-1	111-115	日本子ども虐待防止研究会

奥山真紀子 他	オクヤママキコ	2000.7	分科会報告 性的虐待の対応原則考える (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	子どもの虐待とネグレクト 2-1	116-123	日本子どもの虐待防止研究会
福田雅章	フクダマサアキ	2000.7	分科会報告 児童養護施設と自立援助ホーム (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	子どもの虐待とネグレクト 2-1	124-129	日本子どもの虐待防止研究会
平川和子	ヒラカワカズコ	2000.7	分科会報告 ドメスティックバイオレンスと子ども虐待 (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	子どもの虐待とネグレクト 2-1	130-136	日本子どもの虐待防止研究会
藤岡淳子 他	フジオカジュンコ	2000.7	分科会報告 少年非行の背景としての子ども虐待 (含 質疑応答) (特集 日本子どもの虐待研究会第5回学術集会(栃木大会))	子どもの虐待とネグレクト 2-1	137-142	日本子どもの虐待防止研究会
谷口アキ 他	タニグチアキ	2000.7	被虐待児への危機介入2例についてー小児科医と関連機関の連携ー	子どもの虐待とネグレクト 2-1	151-155	日本子どもの虐待防止研究会
恒成茂行 他	ツネナリシゲユキ	2000.7	死亡児から学ぶ子どもの虐待ー法医解剖の事例研究と全国における法医解剖の実態調査ー	子どもの虐待とネグレクト 2-1	156-163	日本子どもの虐待防止研究会
北野尚美 他	キタノナオミ	2000.7	Shaken baby syndromeで発症し、身体的虐待を防ぎえなかつた一例	子どもの虐待とネグレクト 2-1	164-170	日本子どもの虐待防止研究会
桐野由美子	キリノユミコ	2000.7	The Efficiency of the Child Protection System in Japan	子どもの虐待とネグレクト 2-1	171-178	日本子どもの虐待防止研究会
若井彌一	ワカイヤイチ	2000.7	児童虐待防止法制定と保護者教育への取り組み (教育時事問題の法的考察118)	教職研修 28-11	140-143	教育開発研究所
平湯真人	ヒラユマサト	2000.7	虐待防止法の立法経過と概要	月刊社会民主 542	20-25	社会民主党全国連合機関紙宣伝局
信田さよ子	ノブタサヨコ	2000.7	少年事件 対の関係と暴力ーDV・児童虐待・ストローキングについて考えるー	世界 677	184-193	岩波書店
		2000.7	特集 警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法	警察学論集 53-7	1-62	立花書房
青山彩子	アオヤマアヤコ	2000.7	第10回警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策ー米国での取り組みー」の概要について [含 質疑応答] (特集 警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法)	警察学論集 53-7	1-24	立花書房

Elizabeth D. Scheibel 青山彩子 他記	エリザベス・シヤイ ベル アオヤマアヤコ	2000.7	ドメスティック・バイオレンスとの闘い及び被害者支援 (特 集 警察政策フォーラム・D V及び児童虐待と刑事司法)	警察大学校	警察学論集 53-7	25-39	立花書房
Suzan J. Loehn 青山彩子 他記	スーザン・ローン アオヤマアヤコ	2000.7	ドメスティック・バイオレンス事件と検察及び警察の職責 (特集 警察政策フォーラム・D V及び児童虐待と刑事司法)	警察大学校	警察学論集 53-7	40-54	立花書房
酒巻匡	サカマキタダシ	2000.7	米国のD V対策法制-比較法制度の視点から- (特集 警察 政策フォーラム・D V及び児童虐待と刑事司法)	警察大学校	警察学論集 53-7	55-62	立花書房
中司光紀	ナカツカコウキ	2000.7	Monthly Spot 児童虐待防止法の概要(平成12年5月24日公布・ 法律第82号)		法律のひろば 53-7	54-55	ぎょうせい
日野和夫	ヒノカズオ	2000.7.29	解説 児童虐待防止法について-児童虐待を発生しやすすい立場 の人たちの法律理解のために-		厚生福祉 4853	2-8	時事通信 社
池田泰昭	イケダヤスアキ	2000.8	児童虐待に対する取組み		捜査研究 49-8	9-13	東京法令 出版
		2000.8	特集 児童虐待を防ぐ	総理府	時の動き 44-8	50-83	大蔵省印 刷局
眞野草 松尾紀子	マノアキラ マツオノリコ	2000.8	インタビュー 関係機関の連携強化で社会全体で子どもを守り 育てる環境づくり-眞野草・厚生省家庭局長- (特集 児童虐 待を防ぐ)	総理府	時の動き 44-8	50-55	大蔵省印 刷局
厚生省	コウセイシヨウ	2000.8	児童虐待防止法の概要-虐待の早期発見と虐待を受けた児童の 適切な保護- (特集 児童虐待を防ぐ)	総理府	時の動き 44-8	56-60	大蔵省印 刷局
厚生省	コウセイシヨウ	2000.8	児童虐待の現状及び虐待防止への課題と対策-相談体制の充 実・関係機関の連携強化で虐待の防止・早期発見を図る- (特集 児童虐待を防ぐ)	総理府	時の動き 44-8	61-65	大蔵省印 刷局
最高裁判所	サイコウサイイバン シヨ	2000.8	児童虐待に迅速・的確に対応-家庭裁判所の取組- (特集 児 童虐待を防ぐ)	総理府	時の動き 44-8	73-75	大蔵省印 刷局
綾野まさる	アヤノマサル	2000.8	ルポ 心に傷を負った子どもたちの真の自立に向けて-児童養 護施設「至誠学園」- (特集 児童虐待を防ぐ)	総理府	時の動き 44-8	81-83	大蔵省印 刷局
松下裕子	マツシタヒロコ	2000.8	児童虐待の防止等に関する法律について(法の焦点)	法務総合研究所	研修 626	51-52	法総研誌 研究会 編集部
津崎哲郎	ツザキテツロウ	2000.8	児童虐待事例の家族支援のあり方 (特集 ソーシャルワーク実 践としての家族支援)	ソーシャルワー ク研究所	ソーシャルワー ク研究 26-3	11-16	相川書房
才村純	サイムラジュン	2000.9	新法の紹介「児童虐待防止法」の概要	人権擁護協力会	人権のひろば 15	4-7	人権擁護 協力会
相澤仁	アイザワマサシ	2000.9	解説「児童虐待の防止等に関する法律」の意義と概要〔含：資 料 児童虐待の防止等に関する法律〕	全国社会福祉協 議会	月刊福祉 83-11	60-65	全国社会 福祉協議 会
山本真実 小林和弘	ヤマモトマミ コバヤシカズヒロ	2000.9	特集 児童虐待の防止等に関する法律の概要	厚生問題研究会	厚生 55-9	7-17	中央法規 出版
厚生省	コウセイシヨウ	2000.9	対談 児童虐待防止法制定と今後の動向について (特集 児童 虐待の防止等に関する法律の概要)	厚生問題研究会	厚生 55-9	8-13	中央法規 出版
厚生省	コウセイシヨウ	2000.9	法制定の経緯と概要 (特集 児童虐待の防止等に関する法律の 概要)	厚生問題研究会	厚生 55-9	14-17	中央法規 出版



中原隆	ナカハラタカシ	2000.9	児童虐待に対する取組み		Valiant〔月刊警察 ヴァリアント〕 18-9	13-17	東京法令
許末恵	キヨスエ	2000.9	家事裁判例紹介 児童相談所長を虐待親の職務代行者に選任した事例(熊本家裁平成10年12月18日審判)		民商法雑誌 122-6	902-906	有斐閣
山本陽子	ヤマモトヨウコ	2000.9	[資料と解説] 児童虐待防止法の内容と課題		福祉のひろば 371	53-59	総合社会 福祉研究 所
森克己	モリカツミ	2000.9	児童虐待への法的対応改革試論ー福祉と教育の連携を目指してー		早稲田大学大学院 法研論集 95	163-189	早稲田大 学大学院 法学研究 科
星野敏	ホシノサトシ	2000.9	被告人が捜査段階での自白を翻し折檻死させたのは妻Yである と主張したため、犯人性が争点となったが、捜査段階で詳細な 自白をしていたことなどから有罪判決を得た例 (実例捜査セ ミナー)		捜査研究 49-9	24-28	東京法令 出版
中司光紀	ナカツカコウキ	2000.9.15	法令解説 児童虐待に対して迅速かつ適切に対応するためにー 官民一体となって児童虐待問題に取り組み体制の整備ー(児童 虐待の防止等に関する法律)		時の法令 1625	43-54	大蔵省印 刷局
中谷瑾子	ナカタニキンコ	2000.10	特集 児童虐待の実態と対策		現代刑事法 2-10	4-54	現代法律 出版
池田泰昭	イケダヤスアキ	2000.10	児童虐待の現代的意義と修正を必要とする昨今の現状ー少子化 時代、パラサイト・シングル時代の時代という社会的背景と児童虐 待ー (特集 児童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	4-9	現代法律 出版
内山絢子	ウチヤマアヤコ	2000.10	児童虐待の現状と対策 (特集 児童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	10-14	現代法律 出版
影山秀人	カゲヤマヒデヒト	2000.10	児童虐待の実態分析 (特集 児童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	15-23	現代法律 出版
萩原玉味	ハギワラタマミ	2000.10	児童虐待の相談・訴訟の状況ー弁護士立場からー (特集 児 童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	24-29	現代法律 出版
瀬川晃	セガワアキラ	2000.10	児童虐待の法的問題点ー児童福祉法との関連を中心としてー (特集 児童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	30-37	現代法律 出版
岩井直子	イワイヨシコ	2000.10	児童虐待と刑事規制 (特集 児童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	38-42	現代法律 出版
後藤弘子	ゴトウヒロコ	2000.10	児童虐待の早期発見のための対応策ー通告義務を中心としてー (特集 児童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	43-47	現代法律 出版
安藤由紀	アンドウユキ	2000.10	児童虐待防止法とその課題 [含資料 児童虐待の防止等 に関する法律 児童虐待の防止等に関する法律案に対する附帯 決議] (特集 児童虐待の実態と対策)		現代刑事法 2-10	48-54	現代法律 出版
			虐待防止と法の問題点		月刊社会民主 545	52-55	社会民主 党全国連 合機関紙 宣伝局

中山正雄	ナカヤママサオ	2000.10	児童虐待の防止等に関する法律と保育所の役割	全国保育団体合同研究会実務局	保育情報 284	2-8	全国保育団体合同研究会実務局
柏女霊峰	カシワメレイホウ	2000.10	トビックス 児童虐待防止施策の動向と防止法の成立	資生堂社会福祉事業財団	世界の児童と母性 49	66-68	資生堂社会福祉事業財団
中原陸	ナカハラカシ	2000.10	児童虐待事案の取扱い状況		警察時報 55-10	34-41	警察時報社
中司光紀	ナカツカコウキ	2000.10	法律・条約解説 厚生 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)		法令解説資料総覧 225	22-27	第一法規
岩井宣子	イワイヨシコ	2000.10	「児童虐待の防止等に関する法律」制定と今後の課題	警察大学校	警察学論集 53-10	97-111	立花書房
戒能民江	カイノウタミエ	2000.10	[特別企画] 検証・「民事不介入」の揺らぎ		法学セミナー 45-10	56-75	日本評論社
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2000.10	警察の介入姿勢の「変化」と「法は家庭に入らず」の維持 〔特別企画〕検証・「民事不介入」の揺らぎ—総論— 児童虐待と家庭への介入—児童虐待防止法を中心に—〔特別企画〕検証・「民事不介入」の揺らぎ		法学セミナー 45-10	56-57	日本評論社
岡田久美子	オカダクミコ	2000.10	ストーカー行為等規制法 〔特別企画〕検証・「民事不介入」の揺らぎ		法学セミナー 45-10	58-60	日本評論社
秀嶋ゆかり	ヒデシマユカリ	2000.10	ドメスティックバイオレンス 〔特別企画〕検証・「民事不介入」の揺らぎ		法学セミナー 45-10	61-63	日本評論社
長谷川京子 前野育三	ハセガワキョウコ マエノイクゾウ	2000.10	弁護士と刑法学者の対談・国家はどこまで介入すべきか 〔特別企画〕検証・「民事不介入」の揺らぎ		法学セミナー 45-10	64-66	日本評論社
神戸家庭裁判所	コウベカイテイサイバンシヨ	2000.10	通達・回答 児童虐待の防止等に関する法律の公布について(通知)		家庭裁判月報 52-10	113-121	最高裁判所事務総局
井上登生	イノウエナリオ	2000.11	児童虐待に関連する家事事件の調査方法及び関係機関との連携(研究)	教育と医学の会	家庭裁判月報 52-10	123-207	最高裁判所事務総局
鈴宮寛子	スズミヤヒロコ	2000.11	特集 家庭における暴力	教育と医学の会	教育と医学 48-11	954-1035	慶應義塾大学出版
安部計彦	アベカズヒコ	2000.11	家庭内における暴力行為(Violence in the home)と子ども達—児童虐待の観点から—(特集 家庭における暴力) 子ども虐待と地域ネットワーク作り (特集 家庭における暴力)	教育と医学の会	教育と医学 48-11	964-969	慶應義塾大学出版
森田ゆり	モリタユリ	2000.11	家庭内暴力に対する児童相談所の取り組みと今後の課題 (特集 家庭における暴力)	教育と医学の会	教育と医学 48-11	994-1001	慶應義塾大学出版
森真弘	モリマサヒロ	2000.11	児童虐待防止法の施行を前に	教育と医学の会	教育と医学 48-11	1012-1018	慶應義塾大学出版
石田文三	イシダブンゾウ	2000.11	児童虐待防止法の概要について—児童虐待の現状— 小児虐待に対する法的実務と問題点 (特集 虐待から子どもを守りたい! 守りたい! 守りたい!)	部落解放研究所	ヒューマンライツ 152	57-63	部落解放研究所
					警察時報 55-11	52-57	警察時報社
					ペリネイタル・ケア 19-13	30-33	メディアカ出版

山本晋	ヤマモトススム	2000.11.1	児童虐待防止法の成立(法案の解説と国会審議)	国会月報 47-623	48-49	国会資料 協会
石川稔	イシカワミノル	2000.11.1	特集 児童虐待の実態と法的対応 児童虐待をめぐる法政策と課題 (特集 児童虐待の実態と法的対応)	ジュリスト 1188	2-47	有斐閣
野崎伸一	ノザキシンイチ	2000.11.1	児童虐待の防止等に関する法律と厚生省の取組みについて (特集 児童虐待の実態と法的対応)	ジュリスト 1188	2-10	有斐閣
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2000.11.1	児童虐待と親権の制限 (特集 児童虐待の実態と法的対応)	ジュリスト 1188	11-14	有斐閣
岩井直子	イワイヨシコ	2000.11.1	児童虐待問題への刑事規制のあり方 (特集 児童虐待の実態と法的対応)	ジュリスト 1188	15-20	有斐閣
池田由子	イケダヨシコ	2000.11.1	被虐待児の心理とケア (特集 児童虐待の実態と法的対応)	ジュリスト 1188	21-26	有斐閣
津崎哲郎	ツザキテツロウ	2000.11.1	自治体・民間団体の取組み-児童相談所の対応実態を中心にして- (特集 児童虐待の実態と法的対応)	ジュリスト 1188	27-34	有斐閣
樋口範雄	ヒグチノリオ	2000.11.1	アメリカ法から見た児童虐待防止法 (特集 児童虐待の実態と法的対応)	ジュリスト 1188	35-40	有斐閣
三浦一紀	ミウラカズキ	2000.11.15	児童虐待相談、1万件越える-前年度の1.7倍に-99年度厚生省調査-	厚生福祉 4881	41-47	時事通信社
梅澤幸治	ウメザワコウジ	2000.11.22	児童虐待防止の強化へ-官民が連携-東京都の児童相談所が社会福祉法人と協定-	厚生福祉 4883	2-4	時事通信社
三浦一紀	ミウラカズキ	2000.11.30	早期救済へ児童虐待防止法が施行-立ち入り調査権の強化など規定-	地方行政 9322	7	時事通信社
安部計彦 他	アベカズヒコ	2000.12	特集1 児童養護施設を考える	子どもの虐待とネグレクト 2-2	188-218	日本子ども虐待防止研究会
平本譲	ヒラモトユヅル	2000.12	座談会 児童相談所と児童養護施設をめぐって (特集1 児童養護施設を考える)	子どもの虐待とネグレクト 2-2	188-202	日本子ども虐待防止研究会
林陽子	ハヤシヨウコ	2000.12	児童養護施設における被虐待児童に対する援助の方法-日米比較にみる収容型児童福祉施設によるケア体制- (特集1 児童養護施設を考える)	子どもの虐待とネグレクト 2-2	203-210	日本子ども虐待防止研究会
坂井聖二	サカイセイジ	2000.12	特集2 児童虐待防止法をめぐって 「児童虐待の防止等に関する法律」は医療現場にどのような影響を及ぼすか? -小児科医の感想的メモ- (特集2 児童虐待防止法をめぐって)	子どもの虐待とネグレクト 2-2	219-233	日本子ども虐待防止研究会
				子どもの虐待とネグレクト 2-2	219-224	日本子ども虐待防止研究会
				子どもの虐待とネグレクト 2-2	225-228	日本子ども虐待防止研究会

斎藤学	サイトウサトル	2000.12	児童虐待に関する加害者治療モデルー精神医学の現場からー (特集2 児童虐待防止法をめぐって)		子どもの虐待とネグレクト 2-2	229-233	日本子ども虐待防止研究会
金田成浩 他	カネダシゲヒロ	2000.12	虐待のリスクとしての親の精神障害に関する考察ー揺さぶられっ子症候群が疑われた一症例を経験してー		子どもの虐待とネグレクト 2-2	249-254	日本子ども虐待防止研究会
才村純	サイムラジュン	2000.12	特集 虐待問題を考える	全国社会福祉協議会	月刊福祉 83-14	18-57	全国社会福祉協議会
遊間千秋	ユウマチアキ	2000.12	児童虐待問題と警察ー連携をスムーズに進めるためにー (特集 虐待問題を考える)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 83-14	24-27	全国社会福祉協議会
富山豊	トミヤマユタカ	2000.12	児童虐待問題と警察ー連携をスムーズに進めるためにー (特集 虐待問題を考える)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 83-14	50-51	全国社会福祉協議会
新井由利子	アライユリコ	2000.12	家庭裁判所の手続きと虐待問題に関する若干の課題 (特集 虐待問題を考える)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 83-14	52-53	全国社会福祉協議会
徳永雅子 他	トクナガマサコ	2000.12	情報コーナー 児童虐待防止法施行関連資料	全社協議施設協議会	児童養護 31-2	47-49	全国社会福祉協議会
厚生省児童家庭局長	コウセイシヨウジドウカテイイキョク チヨウ	2000.12	首都圏一般人口における児童虐待の調査		厚生指標 47-15	3-10	厚生統計協会
田邊泰美	タナベヤスミ	2000.12	「児童虐待の防止」等に関する法律(Monthlyトピックス 急増する児童虐待)		厚生サロン 20-15	24-27	日本厚生協会
日高義博	ヒダカヨシヒロ	2000.12	英国児童虐待防止研究ークローブランド事件に関するー考察ー児童虐待と不作為犯ー札幌高裁平成12年3月16日判決を契機としてー	警察大学校	警察学論集 53-12	61-75	立花書房
相澤仁	アイザワマサシ	2000.12	解説「児童虐待の防止」についてー児童虐待の防止等に関する法律の成立経緯、概要、厚生省の取組ー		更正保護 51-12	18-21	法務省保護局
		2000.12	特集 虐待をめぐって		母子保健情報 42	1-172	恩賜財団母子愛育会



才村純	サイムラジュン	2000.12	児童虐待対策の現状と課題、その解決方向について（特集 虐待をめぐって）	児童虐待情報 42	39-45	恩賜財団 母子愛育 会
平湯真人	ヒラユマサト	2000.12	「児童虐待の防止等に関する法律」の概要と残された問題点（特集 虐待をめぐって）	母子保健情報 42	51-54	恩賜財団 母子愛育 会
前橋信和	マエハシノブカズ	2000.12	「児童虐待の防止等に関する法律」及び関係通知等の概要（特集 虐待をめぐって）	母子保健情報 42	55-58	恩賜財団 母子愛育 会
北山秋雄	キタヤマアキオ	2000.12	性的搾取の実態と被害児童への対応（特集 虐待をめぐって）	母子保健情報 42	69-73	恩賜財団 母子愛育 会
奥山眞紀子	オクヤママキコ	2000.12	児童虐待と心のケア（特集 虐待をめぐって）	母子保健情報 42	74-81	恩賜財団 母子愛育 会
森望	モリノゾム	2000.12	虐待された子どもたちの自立支援（特集 虐待をめぐって）	母子保健情報 42	87-90	恩賜財団 母子愛育 会
文部省	モンブシヨウ	2000.12	資料 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（特集 虐待をめぐって）	母子保健情報 42	142-145	恩賜財団 母子愛育 会
岩井宜子	イワイヨシコ	2000.12	随筆 児童虐待防止法制に思う	母子保健情報 42	146-149	恩賜財団 母子愛育 会
松原泰雄 山本保 編	マツバラヤスオ ヤマモトタモツ	2000.12	児童虐待—その援助と法制度—	学術の動向 5-12	72-75	日本学術 協力財団
磯谷文明	イソガエフミアキ	2000.12	親の権利主張をめぐって	児童虐待—その援助と法制度—	-	エディ ケーション
林弘正	ハヤシヒロマサ	2000.12	児童虐待—その現況と刑事法的介入—	-	-	成文堂
子どもの虐待 ネットワーク ネットワーク あいち 編	コドモノギヤクタク ドモトワーク イネットワーク イチ	2000.12.1	防げなかった死—虐待データブック—	-	-	キャブナ 出版
三浦一紀	ミウラカズキ	2000.12.2	警察官援助の具体例など提示—厚生省が児童虐待防止法施行で 関連通知—	厚生福祉 4885	2-3	時事通信 社
厚生省児童家 庭局長	コウセイシヨウウジ ドウカテイイキョク チヨウ	2000.12.2	資料「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について（11月 20日、厚生省児童家庭局長）	厚生福祉 4885	3-6	時事通信 社
三浦一紀	ミウラカズキ	2000.12.6	児童虐待、一時保護の件数が倍増—相談所関与でも5人死亡・ 99年度厚生省報告—	厚生福祉 4886	4-5	時事通信 社

奥田健次	オクダケンジ	2001	子どもへの虐待に対する積極的対応のために「応用行動分析学」による支援の可能性(日本犯罪心理学会第39回大会発表論文集)(ラウンドテーブルディスカッション 虐待少年の社会適応について)	犯罪心理学研究 39(特別号)	188-191	日本犯罪心理学会
内田良	ウチダリョウ	2001	児童虐待とステイグマ-被虐待経験後の相互作用経過に関する事例研究-	教育社会学研究 68	187-206	日本教育社会学会
平野美江	ヒラノミエ	2001	少年非行と虐待-児童自立支援施設の現場から- (特集 少年の狂気)	家庭フォーラム 7	14-21	昭和堂
青山彩子	アオヤマアヤコ	2001	米国のDV対策法制-比較法制度の視点から (第1 警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策-米国での取組み-」)	警察政策研究 5	5-45	警察大学 警察政策研究センター
Elizabeth D. Scheibel 青山彩子 他訳	エリザベス・シヤイ ベル アオヤマアヤコ	2001	第1回警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策-米国での取組み-」	警察政策研究 5	5-18	警察大学 警察政策研究センター
Suzan J. Loehn 青山彩子 他訳	スーザン・ロウン アオヤマアヤコ	2001	ドメスティック・バイオレンスとの闘い及び被害者支援 (第1 警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策-米国での取組み-」)	警察政策研究 5	19-27	警察大学 警察政策研究センター
広岡逸樹	ヒロオカイツキ	2001	児童虐待防止法第11条(指導を受ける親の義務)をどう生かすか? (特集 子どもへの虐待防止-親への支援-予防、治療分野の可能性を探る)	警察政策研究 5	28-41	警察大学 警察政策研究センター
大原美知子	オオハラミチコ	2001	随想 虐待不安を抱える母親たち-「首都圏一般人口における児童虐待の疫学調査」から-	心と社会 32-1	35-39	日本精神衛生会
		2001	特集 非行の背景にあるもの・虐待	心と社会 32-3	66-72	日本精神衛生会
神戸信行	コウベノブユキ	2001	児童虐待から見た非行問題-「子どもの自尊感情」からの一考察- (特集 非行の背景にあるもの・虐待)	非行問題 207	20-72	全国児童自立支援施設協議会
菱田理	ヒシダオサム	2001	虐待を受けた子どものケアと非行 (特集 非行の背景にあるもの・虐待)	非行問題 207	20-30	全国児童自立支援施設協議会
三宅芳宏	ミヤケヨシヒロ	2001	非行と虐待 (特集 非行の背景にあるもの・虐待)	非行問題 207	31-40	全国児童自立支援施設協議会

藤井淑美 他	フジイミヨシ	2001	非行の背景にあるもの・虐待－A君の支援を通じて－ 非行の背景にあるもの・虐待	（特集） 全国児童自立支援施設協議会	非行問題 207	60-72	全国児童自立支援施設協議会
野田正人 他	ノダマサト	2001	シンポジウム 児童虐待と非行－虐待と非行に対する施設及び大人の役割を考える－	全国児童自立支援施設協議会	非行問題 207	177-190	全国児童自立支援施設協議会
斎藤学	サイトウサトル	2001	児童虐待に関する加害者治療モデル－精神医学の現場から－		家族機能研究所研究紀要 5	8-14	家族機能研究所
マーク・ハー ディーン 桐野由美子 訳	マーク・ハー ディーン キリノユミコ	2001	児童虐待防止対策の推進30(億円等 厚生労働省(平成13年度予算で子育て支援)		行政監察情報 2290 5		官庁通信社
東京都児童相談センター	トウキョウウツジドウソウダシヤンセンター	2001	子どもへの虐待相談処遇マニュアル 改訂版				
鈴木博人 桐野由美子 松田真哉	スズキヒロヒト キリノユミコ マツダマヤ	2001	児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究 平成12年度厚生科学研究所補助金 子ども家庭総合研究事業				
池田泰昭	イケダヤスアキ	2001.1	児童虐待に対する取組み－児童虐待の防止等に関する法律の施行を踏まえて－	警察大学校	警察学論集 54-1	72-85	立花書房
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.1	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ－日本の現状と課題－ イギリスのソーシャルワーク体制と児童相談所の人的体制		月刊少年育成 46-1	46-50	大阪少年補導協会
渡辺咲子	ワタナベサキコ	2001.1	児童虐待事案の擬律判断 (続犯罪現場の擬律判断3)		keisatsu koron 56-1	49-55	立花書房
菱村幸彦	ヒシムラユキヒコ	2001.1	親の懲戒権と児童虐待 (教育と法律の接点70)	教育開発研究所	教職研修 29-5	20-21	教育開発研究所
鈴木康也	スズキコウヤ	2001.1.13	児童虐待の早期発見で行動指針－茨城県が独自に策定－		厚生福祉 4893	10	時事通信社
三浦一紀	ミウラカズキ	2001.1.17	児童虐待対策強化で担当企画官－厚生労働省の来年度の組織・定員改正－		厚生福祉 4894	8-9	時事通信社
芝野松次郎 編	シバノマツジロウ	2001.1.30	子どもの虐待ケースマネジメントマニュアル				有斐閣
竹中哲夫	タケナカテツオ	2001.2	児童虐待防止法と児童養護施設	全社協養護施設協議会	児童養護 31-3	32-35	全国社会福祉協議会養護施設協議会
警察政策課題研究会	ケイサツセイサイクカダイケンキョウカイ	2001.2	児童虐待防止法(4)立法経緯/法律のあらまし/他		警察時報 56-2	55-65	警察時報社
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.2	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ－日本の現状と課題(2)－ ②イギリスの児童虐待防止制度の基本理念と制度の概要		月刊少年育成 46-2	54-58	大阪少年補導協会

中司光紀	ナカツカコウキ	2001.2	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号) (弁護士のための新法令紹介223)			自由と正義 52-2	115-119	日本弁護士連合会
中原隆	ナカハラタカシ	2001.2	児童虐待に対する取組み—児童虐待の防止等に関する法律の施行を踏まえて—			keisatsu koron 56-2	19-24	立花書房
床谷文雄	トコタニフミノオ	2001.2.1	家族 児童虐待の法的対応(1.福岡家小倉支審平成11.12.1、2.長崎家佐世保支審平成12.2.23) (民法判例レビュー(71))			判例タイムズ 1046	84-88	判例タイムズ社
安部計彦 編	アベカズヒコ	2001.2.1	ストッブ・ザ・虐待—発見後の援助—			-	-	ぎょうせい
磯谷文明	イソガエフミアキ	2001.2.9	児童虐待と弁護士のかわり方		東京弁護士会	弁護士研修講座 (平成12年度秋季)	1-24	商事法務研究会
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2001.3	特集 子どもの権利をめぐる現状 (共通研究テーマ 変動する国際社会と法)			比較法文化 9	1-60	駿河台大学比較法研究所
高井淳子	タカイジュンコ	2001.3	子どもの権利と児童虐待 (特集 子どもの権利をめぐる現状)(共通研究テーマ 変動する国際社会と法)			比較法文化 9	43-60	駿河台大学比較法研究所
板垣嗣廣 他	イタガキツグヒロ	2001.3	子ども虐待—その制度と問題点—			学習院大学大学院法学研究科集 8	205-311	学習院大学大学院法学研究科
加澤正樹 他	カザワマサキ	2001.3	児童虐待に関する研究(第1報告)		法務総合研究所	法務総合研究所研究 11	1-331	法務省法務総合研究所
加藤洋子	カトウヨウコ	2001.3	少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査 (児童虐待に関する研究(第1報告))		法務総合研究所	法務総合研究所研究 11	1-250	法務省法務総合研究所
新保幸男	シンボユキオ	2001.3	「児童虐待に関する研究会」のまとめ (児童虐待に関する研究(第1報告))		法務総合研究所	法務総合研究所研究 11	251-331	法務省法務総合研究所
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.3	児童虐待への公的介入のあり方と虐待防止制度の課題 (2000年度修士論文要旨)			社会福祉 41	247	日本女子大学
斉藤功高	サイトウヨシタカ	2001.3	アメリカにおける児童虐待対策の現状と日本における今後の課題			愛知教育大学研究報告 [人文・社会科学編] 50	123-129	愛知教育大学
栗原弥生	クリハラヤヨイ	2001.3	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ—日本の現状と課題(3)— ③地域ネットワーク作りとイギリスの地域子ども保護委員会(A.C.P.C.)			月刊少年育成 46-3	60-65	大阪少年補導協会
		2001.3	児童虐待と少年犯罪—子どもの権利条約の視点から—			生活科学研究 23	31-46	立教大学生活科学研究所
		2001.3	児童虐待の社会的考察 (特集 Well-Beingの社会学)		立正大学社会学・社会学・社会福祉学会	立正大学社会学・社会学・社会福祉学会論叢 34	55-66	立正大学社会学・社会学・社会福祉学会



児童虐待防止 法研究会	ジドウギョクタイ ボウシホウケン キョウウカイ	2001.3	児童虐待防止法Q&A			警察時報 社	117-124	警察時報 56-3			警察時報 社
荒川麻里	アラカワマリ	2001.3	ドイツにおける親の懲戒権の明確化ー「民法1631条2項の改正 に関する法律案(虐待禁止法案)」(1993年)の検討を通してー			筑波大学 教育制度 研究所	45-51	教育制度研究紀要 2			筑波大学 教育制度 研究所
宇賀神民代	ウガジンタミヨ	2001.3	子どもの虐待の実態とその権利について			立正大学 社会福祉 学会	67-72	立正社会福祉研究 2			立正大学 社会福祉 学会
西田武治	ニシダタケハル	2001.3	児童相談所における児童虐待相談の取り組みの背景と問題点			北海道中 央児童相 談所	1-9	研究紀要 25			北海道中 央児童相 談所
水上和俊 板橋潔	ミズガミカズトシ イタバシキヨシ	2001.3	イギリスにおける児童虐待対策についてー平成12年度北海道自 主企画外国派遣研修報告			北海道中 央児童相 談所	38-53	研究紀要 25			北海道中 央児童相 談所
松本眞実	マツモトマミ	2001.3	児童虐待の現状と今後の課題ー虐待者となる親への指導義務に ついてー			九州保健 福祉大学	167-173	九州保健福祉大学 研究紀要 2			九州保健 福祉大学
磯部美也子	イソベミヤコ	2001.3	アメリカ合衆国東部の児童虐待対応の実態			大阪体育 大学短期 大学部	109-124	大阪体育大学短期 大学部研究紀要 1			大阪体育 大学短期 大学部
福永英彦	フクナガヒデヒコ	2001.3	事例による児童相談所児童虐待処遇モデル			平安女学 院大学	21-34	平安女学院大学研 究年報 1			平安女学 院大学
小泉広子	コイズミヒロコ	2001.3	イギリス1989年子ども法における子どもの緊急保護制度			長崎国際 大学研究 センター	357-367	長崎国際大学論叢 1			長崎国際 大学研究 センター
太田誠一 他	オオタセイイチ	2001.3.1	わが子虐待疑惑妻「釈放」に児童相談所が異議あり (ワイド 特集 進むも地獄 退くも地獄)			文芸春秋	192-193	週刊文春 43-8			文芸春秋
許斐有	コノミユウ	2001.3.15	きこえますか子どもからのSOSー児童虐待防止法の解説ー 増補版			ぎょうせい	-	-			ぎょうせい
喜多明人 吉田恒雄 他編	キタアキト ヨシダツネオ	2001.3.20	子どもの権利と児童福祉法ー社会的子育てシステムを考えるー 増補版			信山社	-	-			信山社
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2001.3.31	子どもオンブズマンハンソンー子どものSOSを受けとめてー			日本評論 社	-	-			日本評論 社
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2001.3.31	児童養護施設における子どもの権利擁護に関する研究 (子ど も虐待に関する研究(4))		日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭 総合研究所 合研究紀要 37	7-47	日本子ども家庭 総合研究所 合研究紀要 37			日本子ども家庭 総合研究所 合研究紀要 37
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2001.3.31	日韓の子ども虐待と家庭内暴力に関する研究 (子ども虐待に 関する研究(4))		日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭 総合研究所 合研究紀要 37	7-36	日本子ども家庭 総合研究所 合研究紀要 37			日本子ども家庭 総合研究所 合研究紀要 37
		2001.4	特集・子どもへの虐待を防ぐ		教育と医学の会	教育と医学 49-4	266-333	教育と医学			慶應義塾 大学出版 会

村瀬嘉代子	ムラセカヨコ	2001.4	子どもへの虐待は防げるか (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	教育と医学の会	教育と医学	49-4	268-275	慶應義塾大学出版会
谷村雅子	タニムラサコ	2001.4	わが国の子どもの虐待の実態 (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	教育と医学の会	教育と医学	49-4	276-282	慶應義塾大学出版会
萩原玉味	ハギワラタマミ	2001.4	わが国の子どもの虐待の問題点 (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	教育と医学の会	教育と医学	49-4	283-291	慶應義塾大学出版会
藤田君支松岡緑	フジタキミエマツオカミドリ	2001.4	子どもを虐待する親と家族 (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	教育と医学の会	教育と医学	49-4	292-299	慶應義塾大学出版会
泉薫	イズミカオル	2001.4	虐待を受けた子どもへの法的サポート (特集・子どもへの虐待を防ぐ)	教育と医学の会	教育と医学	49-4	321-326	慶應義塾大学出版会
森望	モリノゾム	2001.4	子ども虐待とその対応(社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉) - (社会福祉の各分野の課題) -	山縣文治	別冊発達	25	162-174	ミネルヴァ書房
厚生省児童家庭局長	コウセイシヨウジドウカテイイキョク チョウ	2001.4	厚生省児童家庭局長通知「児童虐待防止等に関する法律」の施行について(児発第875号2000.11.20)(児童虐待防止法施行関連通知)	全国保育団体合同研究会 委員会 事務局	保育情報	290	25-27	全国保育団体合同研究会 実行委員会 事務局
岩佐嘉彦	イワサヨシヒコ	2001.4	弁護士から見た児童虐待事件		家庭裁判月報	53-4	1-32	最高裁判所事務総局
山本真実	ヤマモトマミ	2001.4	子ども虐待防止の法制化と子どもの権利擁護	鉄道弘済会	社会福祉研究	80	200-201	鉄道弘済会
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.4	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶー日本の現状と課題(4)ー ④イギリスにおける児童虐待の通告制度		月刊少年育成	46-4	80-84	大阪少年補導協会
安部哲夫	アベテツオ	2001.4	児童虐待と青少年保護の周辺(ワークショップ)	日本刑法学会	刑法雑誌	40-3	423-427	有斐閣
小沼里子	コヌマサトコ	2001.4	アメリカにおける児童虐待の状況と対策		青少年問題	48-4	44-47	青少年問題研究会
恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所 編	オンシザイダンボシアイイクカイニホンコドモカテイソウゴウケンキョウ ウジヨ	2001.4.20	厚生省 子ども虐待対応の手引きー平成12年11月改訂版ー					有斐閣
井上廣道 他	イノウエヒロミチ	2001.5	子の虐待が絡む親権者の変更(ケース研究) : 付(参考) 児童虐待の防止等に関する法律		ケース研究	267	71-114	家庭事件研究会
服部建	ハットリケン	2001.5	子どもの虐待に打つ手はあるか(随筆)		ケース研究	267	118-120	家庭事件研究会
高橋伸幸	タカハシノブユキ	2001.5	「子ども法の課題と展開(上智大学叢書21)」石川稔著(本の紹介)		ケース研究	267	155	家庭事件研究会
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.5	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶー日本の現状と課題(5)ー ⑤危険な状況にある子どもの緊急保護手続		月刊少年育成	46-5	78-82	大阪少年補導協会

児童虐待研究会	ジドウギヤクタ ケンキユウカイ	2001.5	Q&A 児童虐待の防止等に関する法律		Keisatsu koron 56-5	27-33	立花書房
安部計彦	アベカズヒコ	2001.5	Monthly Spot 児童虐待防止と地方公務員の役割〔含 資料〕		Gyosei E X 13-5	7-12	ぎょうせい 都政新報社
児童相談業務研究会	ジドウソウダン ギョウムケンキユウ ウカイ	2001.5.25	児童相談所 汗と涙の奮闘記	児童相談業務研究会	-	-	
岡田隆介 編	オカダリュウスケ	2001.5.25	児童虐待と児童相談所一介的ケースワークと心のケアー		-	-	金剛出版
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.6	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶー日本の現状と課題(6)ー ⑥児童虐待ケースへの調査と警察の役割		月刊少年育成 46-6	70-74	大阪少年 補導協会
福本恵	フクモトメグミ	2001.6.7	特集2 子どもの虐待	地域保健研究会	地域保健 32-6	42-81	地域保健 研究会
高橋重宏 編	タカハシシゲヒロ	2001.6.30	全国保健婦長会の母子保健調査から 子どもの虐待防止のため のハイリスク要因等実態調査 (特集2 子どもの虐待) 子ども虐待ー子どもへの最大の人權侵害ー	地域保健研究会	地域保健 32-6	58-81	地域保健 研究会
		2001.7	特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会)		-	-	有斐閣
前橋信和	マエハシノブカズ	2001.7	講演録 「児童虐待の防止等に関する法律」と児童虐待への取 り組み (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会 (あいち大会))		子ども虐待とネ グレクト 3-1	4-171	日本子ども 虐待防止 研究会
秋山正弘	アキヤママサヒロ	2001.7	講演録 子どもたちの未来のためにー虐待の痛み、回復の援助 ー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あい ち大会))		子ども虐待とネ グレクト 3-1	4-9	日本子ども 虐待防止 研究会
坂上香	サカガミカオル	2001.7	講演録 「被害者対加害者」を乗り越えるために (特集 日本 子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子ども虐待とネ グレクト 3-1	10-16	日本子ども 虐待防止 研究会
Meg Hickling 他	メグ・ヒックリング	2001.7	講演録 カナダの取り組みから学ぶ〔含 質疑応答〕 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子ども虐待とネ グレクト 3-1	17-26	日本子ども 虐待防止 研究会
西澤哲	ニシザワトル	2001.7	講演録 虐待を受けた子どもの心理療法に関する理論的・実践 的検討 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会 (あいち大会))		子ども虐待とネ グレクト 3-1	27-32	日本子ども 虐待防止 研究会
有吉允子	アリヨシチカコ	2001.7	講演録 思春期のころ一親子の信頼を取り戻すためにー (特 集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子ども虐待とネ グレクト 3-1	33-41	日本子ども 虐待防止 研究会

牧真吉 他	マキマサヨシ	2001.7	シンポジウム “虐待”を問い直す (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	46-52	日本子ども虐待防止研究会
山田万里子 他	ヤマダマリコ	2001.7	シンポジウム 虐待・いじめ・不登校一教師は今、親は今— (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	53-60	日本子ども虐待防止研究会
平湯真人 他	ヒラユマサト	2001.7	シンポジウム 児童虐待防止法の可能性を問う (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	61-68	日本子ども虐待防止研究会
竹中哲夫 他	タケナカテツオ	2001.7	分科会報告 児童福祉施設をひらく・つなげる—児童養護施設の再調整とネットワーク— (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	69-76	日本子ども虐待防止研究会
桜谷真理子 他	サクラダニマリコ	2001.7	分科会報告 性的被害虐待児の軌跡と援助 (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	77-79	日本子ども虐待防止研究会
藤田博仁 他	フジタヒロヒト	2001.7	分科会報告 当事者の語りに寄り添い学ぶ—児童養護施設出身者が語る過去・現在・未来— (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	80-82	日本子ども虐待防止研究会
浅野みどり 他	アサノミドリ	2001.7	分科会報告 新生児・乳児の命を守るネットワーク—妊娠・出産・育児の場面で— (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	83-86	日本子ども虐待防止研究会
野村恒 他	ノムラヒサシ	2001.7	分科会報告 地域保健活動からのアプローチ—虐待する家族への援助— (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	87-89	日本子ども虐待防止研究会
白石淑江 他	シライシヨシエ	2001.7	分科会報告 保育園・幼稚園での初期対応を考える—児童相談所・福祉事務所との連携— (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	90-93	日本子ども虐待防止研究会
加藤曜子 他	カトウヨウコ	2001.7	分科会報告 リスクアセスメント指標の実践と課題 (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	94-100	日本子ども虐待防止研究会
小久保裕美 他	コクボヒロミ	2001.7	分科会報告 虐待をしよう親への援助 (特集 日本子ども虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))	子ども虐待とネグレクト 3-1	101-103	日本子ども虐待防止研究会



長岡利貞 他	ナガオカトシサダ	2001.7	分科会報告 虐待防止ホットラインの開設と運営 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	104-110	日本子どもの虐待防止研究会
藤岡淳子 他	フジオカオジュンコ	2001.7	分科会報告 少年非行の背景としての子ども虐待 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	111-114	日本子どもの虐待防止研究会
水野誠司 他	ミズノセイジ	2001.7	分科会報告 医療機関で診断された虐待症例の検討ー発見から連携、介入そして治療に至るまでー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	115-117	日本子どもの虐待防止研究会
堀内久美子 他	ホリウチクミコ	2001.7	分科会報告 学校での発見と対応のネットワークづくり (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	118-121	日本子どもの虐待防止研究会
竹中哲夫 他	タケナカテツオ	2001.7	分科会報告 児童相談所の児童虐待ケースマネージメントを検証する (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	122-127	日本子どもの虐待防止研究会
早崎肇 他	ハヤサキハジメ	2001.7	分科会報告 子ども虐待にかかわる援助者のメンタルヘルスー援助者の「当事者性」をめぐって、「私たちは何を感じてきたのか?」ー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	128-134	日本子どもの虐待防止研究会
平田美音 他	ヒラタミネ	2001.7	分科会報告 児童福祉施設における被虐待児のケア (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	135-137	日本子どもの虐待防止研究会
河合容子 他	カワイヨウコ	2001.7	分科会報告 ドメスティック・バイオレンスと子ども (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	138-140	日本子どもの虐待防止研究会
高橋蔵人 他	タカハシクラト	2001.7	分科会報告 電話相談における危機介入ーSOSを見逃がさないためにー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	141-145	日本子どもの虐待防止研究会
加藤敏行 他	カトウシユキ	2001.7	分科会報告 医療機関とネットワークー発見と診断、通告ー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	146-150	日本子どもの虐待防止研究会
浅野みどり 他	アサノミドリ	2001.7	分科会報告 子どもへのサインへの感受性と援助ー子どもの視点からー (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	151-154	日本子どもの虐待防止研究会

福井和恵	フカイカズエ	2001.7	分科会報告 こんなサポーターがほしかった(1)子どもとして親として当事者から見えるもの(特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	155-158	日本子どもの虐待防止研究会
下山洋三 岡安勤	シモヤマダヤウゾウ オカヤスツトム	2001.7	肢体不自由児施設における被虐待児の検討		子どもの虐待とネグレクト 3-1	172-179	日本子どもの虐待防止研究会
井上直美 他	イノウエナオミ	2001.7	医療機関における子どもの虐待とネグレクトの告知について		子どもの虐待とネグレクト 3-1	180-189	日本子どもの虐待防止研究会
石川洋明	イシカワヒロアキ	2001.7	子どもへの虐待・暴力防止教育プログラムに関する効果測定研究		子どもの虐待とネグレクト 3-1	190-199	日本子どもの虐待防止研究会
加藤悦子 安藤明夫	カトウエツコ アンドンウアキオ	2001.7	過去5年間に新聞報道された子ども虐待死事件の傾向と課題(特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会(あいち大会))		子どもの虐待とネグレクト 3-1	204-210	日本子どもの虐待防止研究会
北川拓	キタガワヒラク	2001.7	子育てで不安と児童虐待(特集 子どもと人権)		部落 53-8(特別号)	28-37	部落問題研究所
磯谷文明	イソガエフミアキ	2001.7	虐待 児童虐待防止法によって何が変わったのか(子どもの心のケア-問題を持った子の治療と両親への助言)- (各論 子どもへの対応)		小児科臨床 54(増刊号)	1229-1235	日本小児医事出版社
石崎優子	イシザキユウコ	2001.7	児童虐待と法律-医師の立場から- (特集 日常診療の場で知っておくべき法律の知識(医療における法律上の諸問題と対策)(Vol.1))		治療 83-7	2145-2147	南山堂
児玉勇二	コダマユウジ	2001.7	児童虐待と法律-法律家の立場から- (特集 日常診療の場で知っておくべき法律の知識(医療における法律上の諸問題と対策)(Vol.1))		治療 83-7	2148-2157	南山堂
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.7	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ-日本の現状と課題(7)-Conference		月刊少年育成 46-7	54-58	大阪少年補導協会
祖父江文宏	ソブエフミヒロ	2001.7	児童虐待の地域支援のための展望-CAPNAの活動からみえるもの- (特集 福祉サービス利用者の権利擁護の現状と課題)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 84-9	42-45	全国社会福祉協議会
岩田喜美枝 原麻里子	イワタキミエ ハラマリコ	2001.8	特集 児童虐待の防止	内閣府	時の動き 45-8	6-47	財務省印刷局
厚生労働省	コウセイロウドウ ショウ	2001.8	インタビュー 行政と地域が連携して児童虐待の防止・早期発見に取り組み-岩田喜美枝・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長- (特集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	6-13	財務省印刷局
警察庁	ケイサツチヨウ	2001.8	施策の紹介 児童虐待の現状及び虐待防止への課題と対策 (特集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	14-19	財務省印刷局
	ケイサツチヨウ	2001.8	施策の紹介 虐待児の早期発見・保護に向けた警察の取組 (特集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	22-25	財務省印刷局

法務省	ホウムシヨウ	2001.8	施策の紹介 人権擁護機関による児童虐待防止 (特集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	26-28	財務省印刷局
最高裁判所	サイコウサイイバンシヨ	2001.8	施策の紹介 家庭裁判所の児童虐待防止に対する取組 (特集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	33-35	財務省印刷局
笹田泉	ササダイズミ	2001.8	ルポ 各機関と緊密に連絡をとり虐待防止に向け柔軟で素早い対応を図る - 大阪府泉大津市児童虐待防止ネットワークー (特集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	41-43	財務省印刷局
桜井さと実	サクライサイトミ	2001.8	ルポ 診療などの機会を使って虐待の「グレーゾーン」を見つめる - 東京都練馬区石神井保健相談所ー (特集 児童虐待の防止)	内閣府	時の動き 45-8	44-46	財務省印刷局
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.8	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ - 日本の現状と課題 (8) - ⑧子ども保護プランと親子分離の法制度		月刊少年育成 46-8	66-70	大阪少年補導協会
森望	モリノゾム	2001.8	養護施設入所児童等の状況の変化と社会背景	全国社会福祉協議会	月刊福祉 84-10	64-67	全国社会福祉協議会
棚瀬一代	タナセカズヨ	2001.8.10	虐待と離婚の心的外傷		-	-	朱雀書房
		2001.8.24	教育法規あらかると 深刻化する児童虐待		内外教育 5227	31	時事通信社
羽柴継之助	ハシバツグノスケ	2001.9	児童自立支援施設での児童虐待児童への取組 (特集 家族)		更正保護 52-9	21-24	法務省保護局
厚生労働省	コウセイロウドウシヨウ	2001.9	行政報告 児童虐待の現状及び虐待防止への課題と対策		国会ニュース 61-9	68-73	国会政経ニュース社
南部さおり	ナンブサオリ	2001.9	刑事事件としての児童虐待 - せつかん死加害者における故意の認定を中心に -		法学研究論集 15	77-96	明治大学大学院法学研究科
峯本耕治	ミネモトコウジ	2001.9	イギリスの児童虐待防止制度に学ぶ - 日本の現状と課題 (9最終回) - ⑨最終回・日本の児童虐待防止制度の改革に向けての提案		月刊少年育成 46-9	48-55	大阪少年補導協会
森田ゆり	モリタユリ	2001.9	児童虐待防止法改正の必要性 - 子どもを暴力・虐待から迅速に保護するために - (子ども虐待を考える)		季刊女も男も 89	12-14	労働教育センター
前野育三 高橋貞彦 監訳	マエノイクゾウ タカハシサダヒコ	2001.9.10	修復的司法 - 現代的課題と実践 -	ジム・コンセ デザイン ヘレン・ボーエ ン	-	-	関西学院 大学出版 会
ロジャーク J. R. レ ヴェスク 著 荻原重夫 訳	オギワラシゲオ	2001.9.25	子どもの性的虐待と国際人権		-	-	明石書店
		2001.9.29	児童虐待の経験が過半数 - 法務省が少年院収容者に初の調査 -		厚生福祉 4961	4-7	時事通信社
		2001.10	特集 子ども家庭福祉援助実践の新たな展開	資生堂社会福祉 事業財団	世界の児童と母性 51	2-64	資生堂社 会福祉事 業財団

磯谷文明	イソガエフミアキ	2001.10	児童虐待防止法の実践と見直し の新たな展開)－(理論編)	児童虐待防止法の実践と見直し (特集 子ども家庭福祉援助実 践の新たな展開)－(理論編)	資生堂社会福祉 事業財団	世界の児童と母性 51	14-17	資生堂社 会福祉事 業財団
赤津勇	アカツイサム	2001.10	児童相談所における「虐待対策課」の活動 福祉援助実践の新たな展開)－(実践編)	児童相談所における「虐待対策課」の活動 (特集 子ども家庭 福祉援助実践の新たな展開)－(実践編)	資生堂社会福祉 事業財団	世界の児童と母性 51	18-21	資生堂社 会福祉事 業財団
川田昇	カワダノボル	2001.10	家事裁判例紹介 被虐待児童の児童養護施設への入所を承認し た事例(平成12.5.11横浜家事審判)	家事裁判例紹介 被虐待児童の児童養護施設への入所を承認し た事例(平成12.5.11横浜家事審判)		民商法雑誌 125-1	125-138	有斐閣
森望	モリノゾム	2001.10	子ども家庭福祉と自治体行政一子育ての社会化と地方分権パ ラダイム	子ども家庭福祉と自治体行政一子育ての社会化と地方分権パ ラダイム	鉄道弘済会	社会福祉研究 82	27-35	鉄道弘済 会
山田仁子	ヤマダマサコ	2001.10	病理を持つ当事者への援助一子への虐待を伴う離婚調停事件に 調査官の調整機能を生かす一(特集 家庭裁判所の役割)	病理を持つ当事者への援助一子への虐待を伴う離婚調停事件に 調査官の調整機能を生かす一(特集 家庭裁判所の役割)		自由と正義 52-10	56-65	日本弁護 士連合会
内閣府 警視庁	ナイカクフ ケイシチヨウ	2001.10	行政報告 虐待児の早期発見・保護に向けた警察の取組	行政報告 虐待児の早期発見・保護に向けた警察の取組		国会ニュース 61-	76-81	国会政経 ニュース 社
警視庁	ケイシチヨウ	2001.10	行政報告 児童虐待問題への取り組み	行政報告 児童虐待問題への取り組み		国会ニュース 61-	78-81	国会政経 ニュース 社
高村浩	タカムラヒロシ	2001.10	児童虐待防止法やDV防止法と対比して検討すべき要点(特 集 高齢者虐待一座談会 高齢者虐待防止の推進をめざして)	児童虐待防止法やDV防止法と対比して検討すべき要点(特 集 高齢者虐待一座談会 高齢者虐待防止の推進をめざして)	地域保健研究会	地域保健 32-9	45-54	地域保健 研究会
山田崇 他	ヤマダタカシ	2001.10	事例報告 児童虐待が疑われる身元不明死体に認められた歯の外傷 について	事例報告 児童虐待が疑われる身元不明死体に認められた歯の外傷 について	日本犯罪学会	犯罪学雑誌 67-5	217-221	犯罪学雑 誌発行所
平湯真人	ヒラユマサト	2001.10	児童虐待防止法施行後の取り組みと改正課題	児童虐待防止法施行後の取り組みと改正課題		月刊社会民主 557	62-65	社会民主 党全国連 合機関紙 宣伝局
東京都福祉局 子ども家庭部 編	トウキョウ シキョク コドモカ テイブ	2001.10	児童虐待の実態一東京の児童相談所の事例に見る一	児童虐待の実態一東京の児童相談所の事例に見る一			-	東京都生 活文化局 広報広聴 部情報公 開課
柏女霊峰 編	カシメレイホウ	2001.10	児童虐待とソーシャルワーク実践	児童虐待とソーシャルワーク実践			-	ミネル ヴァ書房
日本社会保障 法学会 編	ニホンシヤ カクホウ ガクカイ イ	2001.10.20	講座 社会保障法(第3巻) 社会福祉サービ ス法	講座 社会保障法(第3巻) 社会福祉サービ ス法			-	法律文化 社
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2001.10.25	児童虐待の法的対応(第17回学術大会・シン ポジウム)	児童虐待の法的対応(第17回学術大会・シン ポジウム)	日本家族(社会 と法)学会	家族(社会と法) 17	19-225	日本加除 出版
岩佐嘉彦	イワサヨシヒコ	2001.10.25	報告1 日本における児童虐待の法的対応と課題 報告2 実務家から見た児童虐待の法的問題一監護権及び親権の 問題を中心として一	報告1 日本における児童虐待の法的対応と課題 報告2 実務家から見た児童虐待の法的問題一監護権及び親権の 問題を中心として一	日本家族(社会 と法)学会	家族(社会と法) 17	22-40	日本加除 出版
吉田彩	ヨシダアヤ	2001.10.25	報告3 家庭裁判所から見た児童虐待の法的問題 点	報告3 家庭裁判所から見た児童虐待の法的問題 点	日本家族(社会 と法)学会	家族(社会と法) 17	41-55	日本加除 出版
安部隆夫	アベタカオ	2001.10.25	報告4 児童虐待事件の調査上の問題 点	報告4 児童虐待事件の調査上の問題 点	日本家族(社会 と法)学会	家族(社会と法) 17	56-71	日本加除 出版



鈴木博人	スズキヒロヒト	2001.10.25	報告5 ドイツにおける児童虐待の法的対応		日本家族(社会と法)学会	家族(社会と法)17	84-121	日本加除出版
許末恵	キヨスエ	2001.10.25	報告6 イギリスにおける児童虐待の法的対応		日本家族(社会と法)学会	家族(社会と法)17	122-148	日本加除出版
籠田篤子	カゴタアツコ	2001.11	被虐待経験を持つ非行少年についての一考察		家庭裁判所調査官研修所	調研紀要 72	1-17	家庭裁判所調査官研修所
		2001.11	緊急特集 子どもの虐待			臨床心理学 1-6	711-786	金剛出版
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2001.11	児童虐待に関する法制度(緊急特集 子どもの虐待)			臨床心理学 1-6	725-730	金剛出版
藤岡淳子	フジオカジュンコ	2001.11	非行の背景としての児童虐待(緊急特集 子どもの虐待)			臨床心理学 1-6	771-776	金剛出版
		2001.11	特集 児童虐待防止法施行から1年ー現状と課題を考えるー		厚生問題研究会	厚生 56-11	7-25	中央法規出版
清水京子 他	シミズキヨウコ	2001.11	座談会 児童虐待防止法施行から1年ー現状と課題を考えるー(特集 児童虐待防止法施行から1年ー現状と課題を考えるー)		厚生問題研究会	厚生 56-11	8-15	中央法規出版
法務省 文部科学省	ホウムシヨウウ ホウムシヨウウ モンブカガクシヨウ	2001.11	行政報告 児童虐待問題への取り組み			国会ニュース 61-11	66-71	国会政経ニュース社
法務省	ホウムシヨウウ	2001.11	人権擁護機関による児童虐待防止			国会ニュース 61-11	66-68	国会政経ニュース社
文部科学省	モンブカガクシヨウ	2001.11	家庭・地域・学校における児童虐待防止の取組			国会ニュース 61-11	69-71	国会政経ニュース社
松田美智子 後藤弘子	マツダミチコ ゴトウヒロコ	2001.11	児童虐待について 児童虐待防止法の問題点ー子どもを守る責任は誰にあるのかー(特集 虐待の研究)			刑政 112-11 Psiko 2-11	110-120 64-69	矯正協会 冬樹社
吉村泰恵	ヨシムラカナエ	2001.11	ネットワーク 児童虐待防止法の成立と学校教育(特集 学校教育と教育相談)		全国障害者問題研究会	障害者問題研究 29-3	241-245	全国障害者問題研究会
加藤曜子	カトウヨウコ	2001.11	児童虐待防止法の成り立ちと課題ー民間団体との連携のあり方を考えるー			流通科学大学論集 人間・社会・自然編 14-2	61-69	流通科学大学論集
柴知之	シバトモユキ	2001.11	誰が親に手をさしのべるのかー児童虐待事件の裁判を傍聴してー(児童虐待ー子も親も守れ)			論座 78	180-187	朝日新聞社
		2001.11	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 母子家庭・児童虐待、DVを3本柱に家庭に欠けている福祉面の充実をはかる			財形福祉社 27-11	24-26	財形福祉協会
竹中哲夫	タケナカテツオ	2001.11	巻頭言 児童虐待問題の現状と法制度・実施機関の課題			保育の研究 18	1-6	保育研究所
		2001.11	児童相談所における児童虐待相談処理件数報告(平成12年度)				-	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

女性ライ フサイク ル研究所	4-108	女性ライフサイク ル研究 11			女性ライフサイク ル研究所
女性ライ フサイク ル研究所	13-22	女性ライフサイク ル研究 11			女性ライ フサイク ル研究所
女性ライ フサイク ル研究所	96-108	女性ライフサイク ル研究 11			女性ライ フサイク ル研究所
明石書店	-	-	日本弁護士連 合会子どもの権利 委員会		
杏林書院	945-948	保健の科学 43-12	保健科学研究会		
へるす出 版	1738-1829	小児看護 24-13			
へるす出 版	1812-1815	小児看護 24-13			
へるす出 版	1825-1829	小児看護 24-13			
日本小児 精神神経 学研究会	367-372	小児の精神と神経 41-5	日本小児精神神 経学研究会		
園田学園 女子大学 国際文化 学部短期 大学部	11-32	園田学園女子大学 論文集 36			
有斐閣	416-422	民商法雑誌 125-3			
有斐閣	73-79	法学教室 255			
日本子ど もの虐待 防止研究 会	220-223	子どもの虐待とネ グレクト 3-2			
日本子ど もの虐待 防止研究 会	224-281	子どもの虐待とネ グレクト 3-2			
日本子ど もの虐待 防止研究 会	224-233	子どもの虐待とネ グレクト 3-2			
2001.11.1	特集 子どもの虐待				
2001.11.1	危機介入 児童虐待への危機介入的アプローチ (特集 子ども の虐待)				
2001.11.1	システムと法 子ども虐待の対応について—施行後の児童虐待 防止法を考える— (特集 子どもの虐待)				
2001.11.15	子どもの虐待防止・法的実務マニュアル 改訂版				
2001.12	虐待予防の視点で実施した1歳6ヶ月児健康診査未受診者への訪 問相談				
2001.12	特集 被虐待児童候群：家族ケアを中心に				
2001.12	保育士の立場から：保育所での母親・家族への支援 (特集 被虐待児童候群：家族ケアを中心に)				
2001.12	関連論考 虐待と児童虐待防止法 (特集 被虐待児童候群：家 族ケアを中心に)				
2001.12	警察との連携を行った性的虐待症例の検討				
2001.12	英国児童虐待防止研究—市場原理と児童虐待防止ソーシャル ワークの行方—				
2001.12	家事審判例紹介 心理的虐待等による児童の福祉施設入所措置 の承認—福岡家裁小倉支部平成11.12.1審判—				
2001.12	クロニクル アプローチ(8) 児童虐待防止法				
2001.12	巻頭言 児童虐待防止の対応戦略				
2001.12	特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会 (特集 虐 待を受けた子どもの治療を考える)				
2001.12	登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生—関係領域 の専門家の協同による危機介入を含めたかかわり— (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受 けた子どもの治療を考える)				
前田研史	マエダケンシ				
新恵里	アタラシエリ				
日本弁護士連 合会子どもの 権利委員会 編	ニホンベンゴシレ ンゴウカイドモ ノケンリイイ ンカイ				
木下篤子	キノシタツタコ				
千葉郁子	チバイクコ				
磯谷文明	イソガエフミアキ				
塩川宏郷 他	シオカワヒロサト				
田邊泰美	タネベヤスマ				
吉田恒雄	ヨシダツネオ				
林弘正	ハヤシヒロマサ				
松井一郎	マツイイチロウ				
横湯園子 他	ヨコユヅノコ				

西澤哲	ニシザワサトル	2001.12	虐待を受けたある幼児のブレイクセラピー—トラウマ・ブレイクセラピーのあり方の模索— (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	子どもの虐待とネグレクト 3-2	234-242	日本子どもの虐待防止研究会
安部計彦 他	アベカズヒコ	2001.12	虐待を受けた子どもの治療—愛着対象としての施設職員のかかわり— (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	子どもの虐待とネグレクト 3-2	243-249	日本子どもの虐待防止研究会
斎藤学 他	サイトウサトル	2001.12	虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	子どもの虐待とネグレクト 3-2	250-262	日本子どもの虐待防止研究会
池田由子	イケダヨシコ	2001.12	虐待を受けた子どもの経過と予後 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	子どもの虐待とネグレクト 3-2	263-271	日本子どもの虐待防止研究会
斎藤学	サイトウサトル	2001.12	教育講座 近親姦虐待被害者における遅延記憶と脳画像に関する予備的研究 (特集 日本子どもの虐待防止研究会第6回学術集会) (特集 虐待を受けた子どもの治療を考える)	子どもの虐待とネグレクト 3-2	272-281	日本子どもの虐待防止研究会
下泉秀夫	シモイズミヒデオ	2001.12	児童虐待における保育所(園)の役割と関係機関のネットワーク	子どもの虐待とネグレクト 3-2	282-293	日本子どもの虐待防止研究会
小林朋子	コバヤシトモコ	2001.12	地域ネットワークをいかに効率よく活用していくか—これまでのネットワークのあり方と新しい運用方法について—	子どもの虐待とネグレクト 3-2	295-303	日本子どもの虐待防止研究会
二宮恒夫	ニノミヤツネオ	2001.12	ドメスティック・バイオレンスの目撃による心的外傷の2例	子どもの虐待とネグレクト 3-2	313-319	日本子どもの虐待防止研究会
西本美保 他	ニシモトミホ	2001.12	立入調査とケースワークについて考える	子どもの虐待とネグレクト 3-2	320-324	日本子どもの虐待防止研究会
斎藤学	サイトウサトル	2001.12	資料 全国養護施設に入所してきた被虐待児とその親に関する研究	子どもの虐待とネグレクト 3-2	332-360	日本子どもの虐待防止研究会
長江弘子	ナガエヒロコ	2001.12	児童虐待を疑うケースを確実にフォローするための記録とは (特集 児童虐待に介入するための視野—児童虐待に介入するためのノウハウ—)	保健婦雑誌 57-13	1044-1052	医学書院
		2001.12	虐待を考える (2) 児童虐待防止法について	月報全青司 260	4-6	全国青年 司法書士 協議会

加藤芳明	カトウヨシアキ	2001.12	地域におけるネットワークづくりについて－児童虐待のための取り組みから－(特集 青少年の今日と明日に向けて)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 84-14	40-43	全国社会福祉協議会
峯本耕治 編	ミネモトコウジ	2001.12.20	子どもを虐待から守る制度と介入手法－イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題－	柏女霊峰 才村純	-	-	明石書店
柏女霊峰	カシワメレイホウ	2001.12.25	子ども虐待へのとりくみ－子ども虐待対応資料集付－	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	2-126 (1)-(100)	ミネルヴァ書房
才村純	サイムラジュン	2001.12.25	子ども虐待へのとりくみ	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	2-13	ミネルヴァ書房
津崎哲郎	ツザキテツロウ	2001.12.25	児童虐待防止法と子ども虐待防止制度の課題(子ども虐待へのとりくみ)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	14-26	ミネルヴァ書房
森望	モリノゾム	2001.12.25	児童相談所における対応と課題(子ども虐待へのとりくみ)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	27-35	ミネルヴァ書房
服部建	ハットリケン	2001.12.25	家族から分離された子どもたち(子ども虐待へのとりくみ)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	36-45	ミネルヴァ書房
安部計彦	アベカズヒコ	2001.12.25	司法機関における対応と課題(子ども虐待へのとりくみ)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	64-71	ミネルヴァ書房
平湯真人	ヒラユマサト	2001.12.25	親権をめぐる課題(子ども虐待へのとりくみ)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	72-79	ミネルヴァ書房
西澤哲	ニシザワサトル	2001.12.25	親子の心のケアの現状と課題(子ども虐待へのとりくみ)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	91-98	ミネルヴァ書房
才村純	サイムラジュン	2001.12.25	資料解説(子ども虐待対応資料集)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	99-109	ミネルヴァ書房
		2001.12.25	政府補助事業(子ども虐待対応資料集)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	(2)-(8)	ミネルヴァ書房
		2001.12.25	法律・法省令・通知等(子ども虐待対応資料集)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	(18)-(27)	ミネルヴァ書房
		2001.12.25	児童虐待防止法の成立(子ども虐待対応資料集)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	(37)-(58)	ミネルヴァ書房
		2001.12.25	児童虐待防止法に関するその他の資料(子ども虐待対応資料集)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	(59)-(76)	ミネルヴァ書房
		2001.12.25	調査研究(子ども虐待対応資料集)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	(76)-(80)	ミネルヴァ書房
		2001.12.25	民間援助機関の活動(子ども虐待対応資料集)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	(81)-(90)	ミネルヴァ書房
山田秀雄 編	ヤマダヒデオ	2001.12.30	Q&A ドメスティック・バイオレンス法・児童虐待防止法解説(三省堂ローカブセルシリーズ)	柏女霊峰 才村純	別冊発達 26	(95)-(100)	ミネルヴァ書房
吉田恒雄 加藤曜子	ヨシダツネオ カトウヨウコ	2002	児童虐待防止団体の活動実態と法制度上の課題－児童虐待防止法制度の改正に向けて－		-	-	三省堂
山口亮子	ヤマグチリョウコ	2002	児童虐待防止制度をめぐる日米の状況		山梨大学教育人間科学部紀要 4-1	206-220	山梨大学



木村容子 他	キムラヨウコ	2002	児童虐待ケースにおける援助手続の検討ー児童福祉司の意志決定分析からー	児童虐待ケースにおける援助手続の検討ー児童福祉司の意志決定分析からー	関西学院大学社会学部紀要 91	149-165	関西学院大学社会学部
久藤克子	ヒサフジカソコ	2002	アメリカにおけるメデイカルネグレクトの医事法的考察 (第31回 医事法学会総会 研究大会記録)	アメリカにおけるメデイカルネグレクトの医事法的考察 (第31回 医事法学会総会 研究大会記録)	年報医事法学 17	32-38	日本評論社
本間博彰	ホンマヒロアキ	2002	児童虐待と親の問題ーハイリスクマザーと治療的アプローチを中心にしてー (特集 子どもにもみるトラウマ)	児童虐待と親の問題ーハイリスクマザーと治療的アプローチを中心にしてー (特集 子どもにもみるトラウマ)	児童青年精神医学とその近接領域編集第43-4	389-394	日本児童青年精神医学学会
岩志和一郎 鈴木博人 高橋由紀子	イワシワイチロウ スズキヒロヒト タカハシユキコ	2002	ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳 (1)	ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳 (1)	比較法学36-1	303-317	早稲田大学比較法研究所
埼玉中央児童相談所 他	サイタマケンチュウ ウオウジンソウ ダシヨ	2002	児童虐待リスクアセスメント・モデル	児童虐待リスクアセスメント・モデル	-	-	
鈴木博人 桐野由美子 松田真哉	スズキヒロヒト キリノユミコ マツダマヤ	2002	児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究 平成13年度厚生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業	児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究 平成13年度厚生科学研究補助金 子ども家庭総合研究事業	-	-	
磯谷文明	イソガエフミアキ	2002.1	児童虐待 (特集2 どうなる、日本の人権救済制度?)	児童虐待 (特集2 どうなる、日本の人権救済制度?)	法学セミナー 47-1	38-39	日本評論社
小澤真嗣	オザワマツグ	2002.2	アメリカ合衆国オレゴン州における児童虐待事件処理の理念と実際	アメリカ合衆国オレゴン州における児童虐待事件処理の理念と実際	ケース研究 270	31-68	家庭事件研究会
富山豊	トミヤマユタカ	2002.2	実務ノート 家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて	実務ノート 家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて	ケース研究 270	165-174	家庭事件研究会
南部さおり	ナンブサオリ	2002.2	児童虐待の刑事事実認定ー児童せつかん死事例における医学的証拠の地位を中心にしてー	児童虐待の刑事事実認定ー児童せつかん死事例における医学的証拠の地位を中心にしてー	法学研究論集 16	35-54	明治大学大学院法学部研究科
越智啓太	オチケイタ	2002.2	弁護士事件ファイル 子どもの虐待と弁護士の役割	弁護士事件ファイル 子どもの虐待と弁護士の役割	法学セミナー 47-2	81	日本評論社
三輪真知子	ミワマチコ	2002.2	虐待が疑われる子供に対する面接(21世紀の法律相談ーリーガルカウンセリングの試みー法律隣接領域における相談実務の現状)	虐待が疑われる子供に対する面接(21世紀の法律相談ーリーガルカウンセリングの試みー法律隣接領域における相談実務の現状)	現代のエスプリ 415	167-175	至文堂
上野加代子 小木昌宏 他編	ウエノカヨコ オギノヒロシ	2002.2.28	子ども虐待予防政策の国際比較研究ー米国・英国・日本の比較を通してー	子ども虐待予防政策の国際比較研究ー米国・英国・日本の比較を通してー	異文化コミュニケーション研究 5	33-49	愛知淑徳大学
福永英彦	フクノガヒデヒコ	2002.3	児童虐待時代の福祉臨床学ー子ども家庭福祉のフィールドワークー	児童虐待時代の福祉臨床学ー子ども家庭福祉のフィールドワークー	-	-	明石書店
中原隆	ナカハラタカシ	2002.3	児童相談所の緊急一時保護面接場面にみる虐待対応の制度的課題ー「児童相談所運営指針」についてー	児童相談所の緊急一時保護面接場面にみる虐待対応の制度的課題ー「児童相談所運営指針」についてー	平安女学院大学研究年報 3	25-36	平安女学院大学
松田美智子 他	マツダミチコ	2002.3	警察の児童虐待に対する取組みー児童虐待防止法施行1年の状況ー	警察の児童虐待に対する取組みー児童虐待防止法施行1年の状況ー	Valiant (月刊警察ヴァリアント) 20-3	23-29	東京法令
		2002.3	児童虐待に関する研究(第2報告)	児童虐待に関する研究(第2報告)	法務総合研究所研究年報 19	1-186	法務省法務総合研究所

林弘正	ハヤシヒロマサ	2002.3	児童虐待（シリーズ：被害者各論第1回）	日本被害者学会	被害者学研究 12	41-57	日本被害者学会
中原隆	ナカハラタカシ	2002.3	警察の児童虐待に対する取組みー児童虐待防止法施行1年の状況一		捜査研究 51-3	22-29	東京法令出版
影山秀人	カゲヤマヒデヒト	2002.3	特集 子どもの福祉と家族・地域・自治体		研究年報 20	1-204	神奈川大学法学研究所
叶和夫	カノウカズオ	2002.3	子ども虐待の現状と法制度上の課題（特集 子どもの福祉と家族・地域・自治体）ー連続講演会「子どもの福祉と家族・地域・自治体」ー 法律問題の面からー児童虐待について思うー 札幌大学学生相談室報告書第16号より（資料）		研究年報 20	37-61	神奈川大学法学研究所
松田直子	マツダナオコ	2002.3	児童虐待防止に関する方策		札幌法学 13-1・2	97-106	札幌大学法学会
池谷和子	イケヤカズコ	2002.3	アメリカ児童虐待防止法における1997年「養子と安全な家族に関する法律」について		国際公共政策研究 6-2	319-330	大阪大学大学院国際公共政策研究科
池田由子 矢花美子	イケダヨシコ ヤバナフミコ	2002.3	わが国における児童虐待防止運動の歴史ーとくに明治時代における原胤昭の業績を中心としてー		比較法 39	377-408	東洋大学比較法研究所
根木康孝	ネキヤスタカ	2002.3	子ども虐待対応の最前線ー東京都児童相談センターを訪ねてー（特集DVー脱暴力の取り組みと司法の介入・援助ー）		東洋大学発達臨床研究紀要 2	46-59	東洋大学発達臨床研究所
村尾泰弘 他	ムラオヤヒロ	2002.3	プロジェクト研究「児童養護施設等における『被虐待児』の対応について」中間報告		月報司法書士 361	6-11	日本司法書士会連合会
村尾泰弘	ムラオヤヒロ	2002.3	児童養護施設における心理臨床の特質についてープロジェクト研究「児童養護施設等における『被虐待児』の対応について」中間報告の一部としてー		立正大学社会福祉研究所年報 4	51-58	立正大学社会福祉研究所
岩井宣子 編	イワイヨシコ	2002.3	児童虐待防止法ーわが国の法的課題と各国の対応策ー		立正大学社会福祉研究所年報 4	59-69	立正大学社会福祉研究所
横田光平	ヨコタコウヘイ	2002.3	親の権利・子どもの自由・国家の関与（1）ー憲法理論と民法理論の統合的理解ー	法学協会事務所	法学協会雑誌 119-3	359-449	尚学社 法学協会 事務所
加藤曜子	カトウヨウコ	2002.3	市町村児童虐待防止ネットワーク調査研究報告書-子育て支援を目的とする地域ネットワーク実態調査（平成13年度児童環境づくり等調査研究事業）		-	-	平成13年度児童環境づくり等調査研究事業
新潟県福祉保健部健康対策課 新潟県医師会編	ニイガタケンフクシホケンブケンコウカイ ニイガタケンイシカイ	2002.3	乳幼児健康診査の手引 改訂第4版		-	-	新潟県福祉保健部



池本壽美子	イケモトスミコ	2002.4.1	児童の性的虐待と刑事法		判例タイムズ 1081	66-82	判例タイムズ社
村井美紀 小林英義 編	ムライミキ コバヤシヒデヨシ	2002.4.20	虐待を受けた子どもへの自立支援—福祉実践からの提言—		-	-	中央法規 出版
		2002.4.26	地域医療への支援体制を強化—児童虐待対策で専門里親を養成—(北海道)—(特集 都道府県政令指定都市2002年度厚生・労働・環境関係予算(16)北海道、東京都、新潟県)		厚生福祉 5015	7-8	時事通信 社
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2002.5	児童相談所長の申立てによる親権喪失の宣告(昭和54.5.16東京家八王子支審判)		別冊ジュリスト 162(家族法判例百 選<第6版>)	90-91	有斐閣
小林美智子	コバヤシミチコ	2002.5	児童虐待の実態と予防 虐待発生の背景 (特集 健やか親子21と周産期医学—小児医療・保健の立場から—子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減)		周産期医学 32-5	687-691	東京医学 社
山崎嘉久	ヤマザキヨシヒサ	2002.5	児童虐待の実態と予防 医療機関における虐待への対応 (特集 健やか親子21と周産期医学—小児医療・保健の立場から—子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減)		周産期医学 32-5	699-702	東京医学 社
古田薫	フルタカオ	2002.5	「矯正の理論と実践」 「児童虐待と犯罪・非行」に関する研究動向 (特集 アメリカ犯罪学会第53回年次大会)		罪と罰 39-3	28-38	日本刑事 政策研究 会
		2002.5.10	児童虐待の申し立て、10年で8倍—最高裁が実態調査		厚生福祉 5017	14	時事通信 社
許末恵	キヨスエ	2002.6	体罰等を理由とする児童の福祉施設への収容の承認(平成13.4.23福岡家審判) <家事裁判例紹介>		民商法雑誌 126-3	419-432	有斐閣
浅井春夫	アサイハルオ	2002.6	ケース研究 虐待事例にみる母子の相互関係 (特集 母と子の良い関係)	児童研究会	児童心理 56-8	816-820	金子書房
		2002.6.4	児童虐待のリスク評価にチェックリスト—埼玉県が児童相談所で活用—		厚生福祉 5024	5	時事通信 社
イギリス保健 省・イギリス 教育雇用省 著 松本伊知朗 屋代通子 訳	イギリスホケン シヨウ・イギリス ナイムシヨウ・イ ギリスキョウウイ コヨウシヨウ マツモトイチロウ ヤシロシミチコ	2002.6.15	子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー —児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン—		-	-	医学書院
		2002.6.28	母子保健マニュアルを改訂—埼玉県、児童虐待増に対応—		厚生福祉 5031	5	時事通信 社
最高裁判所事 務総局家庭局	サイコウサイバン シヨジムソウキョ クカテイキョク	2002.7	資料 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情		家庭裁判月報 54-7	132-152	最高裁判 所事務総 局
大竹由紀子	オオタケユキコ	2002.7	児童虐待防止法、DV防止法と家事調停(調停委員研修資料第69回)		調停時報 152	8-17	日本調停 協会連合 会



筒井隆志	ツツイタカシ	2002.7	現代家族の危機－児童虐待・DVへの政策的対応－ (特集 国民の安心と安全)			立法と調査 230	52-55	財務省印刷局
		2002.7	特集 日本子ども虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会)			子ども虐待とネグレクト 4-1	5-161	日本子ども虐待防止研究会
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2002.7	シンポジウム 児童虐待防止法の施行がもたらしたもの (特集 日本子ども虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))			子ども虐待とネグレクト 4-1	40-48	日本子ども虐待防止研究会
岩在嘉彦	イワサヨシヒロ	2002.7	研修講演 児童虐待問題における法的な取り組み (特集 日本子ども虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))			子ども虐待とネグレクト 4-1	59-65	日本子ども虐待防止研究会
井出浩 他	イデヒロシ	2002.7	分科会報告 親へのアプローチプログラム (特集 日本子どもの虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))			子ども虐待とネグレクト 4-1	134-137	日本子ども虐待防止研究会
倉石哲也 他	クラシテツヤ	2002.7	分科会報告 児童虐待とソーシャルワーク (特集 日本子どもの虐待防止研究会第7回学術大会(兵庫大会))			子ども虐待とネグレクト 4-1	138-141	日本子ども虐待防止研究会
浦田雅夫	ウラタマサオ	2002.7	児童虐待対応協力員からみた児童虐待の今日的課題			子ども虐待とネグレクト 4-1	184-187	日本子ども虐待防止研究会
石川丹	イシカワアカシ	2002.7	実践報告 札幌市児童相談所における虐待123事例の研究－発達の剥奪と挽回－	鉄道弘済会		社会福祉研究 84	97-102	鉄道弘済会
浦野真美子 他	ウラノマミコ	2002.8	ある夫婦関係調整事件－「子の虐待」と親権者指定－<ケース研究>			ケース研究 272	99-147	家庭事件研究会
中原隆	ナカハラタカシ	2002.8	児童虐待への対応要領－警察における平成13年中の取扱い状況を踏まえて－			警察時報 57-8	17-27	警察時報社
		2002.8	行政のうごき 児童虐待防止対策の推進についての通知	地域保健研究会		地域保健 33-7	91-93	地域保健研究会
		2002.8	特集 家庭内の暴力			罪と罰 39-4	11-37	日本刑事政策研究会
林弘正	ハヤシヒロマサ	2002.8	児童虐待への刑事法的アプローチ (特集 家庭内の暴力)			罪と罰 39-4	11-21	日本刑事政策研究会
川上幸子	カワカミサチコ	2002.8.9	少年非行が深刻な状況－児童虐待の相談増える・2002年版青少年白書－			厚生福祉 5042	2~3	時事通信社
白樫裕	シラガシユタカ	2002.9	児童虐待防止ネットワークと民生委員・児童委員への期待 (特集 地域福祉を拓く民生委員・児童委員の力)	全国社会福祉協議会		月刊福祉 85-11	26-28	全国社会福祉協議会

林弘正	ハヤシヒロマサ	2002.9	児童虐待と不作為犯論 (特集 不作為犯論をめぐる諸問題)			現代刑法 4-9	32-38	現代法律出版
法務省人権擁護局調査救済課	ホウムシヨウケンケンヨウサキョウサチヨウサキョウサイク	2002.9	ある児童虐待事案を処理して 人権擁護機関の救済活動			人権のひろば 27	17-19	人権擁護協力会
小宮信夫	コミヤノブオ	2002.9	児童虐待と米国のCASA(裁判所児童擁護員)			立正大学文学部論叢 116	63-74	立正大学文学部
毎日新聞児童虐待取材班	マイニチシンブンジドウキョクタイシユゼイハン	2002.9.20	殺さないでー児童虐待という犯罪ー			-	-	中央法規出版
南部さおり	ナンブサオリ	2002.10	児童虐待としての「代理人によるミュニヒハウゼン症候群」ー社会・医療・司法手続きにおけるMSBPの問題点ー			犯罪社会学研究 27	60-73	日本犯罪社会学会
田辺等	タナベヒトシ	2002.10	児童虐待の構図ー家族精神保健の援助がもつとも必要な家族たちー (特集 児童虐待と支援・援助の諸相)			教育科学研究会 教育 52-10	4-91	国士社
田中哲	タナカサトシ	2002.10	乳幼児への虐待・とくにネグレクトをめぐる (特集 児童虐待と支援・援助の諸相)			教育科学研究会 教育 52-10	4-12	国士社
佐々木光郎	ササキミツロウ	2002.10	「虐待親」への支援・援助ー司法福祉の現場からー (特集 児童虐待と支援・援助の諸相)			教育科学研究会 教育 52-10	13-21	国士社
野坂聡	ノザカサトル	2002.10	児童相談所の役割ー学校との連携の視点からー (特集 児童虐待と支援・援助の諸相)			教育科学研究会 教育 52-10	40-47	国士社
森望	モリノブム	2002.10	児童虐待防止法改正と社会的養護の再構築ー児童虐待防止法(特集 児童養護と子どもたち)ー(児童福祉施設をめぐる新しい動き)			世界の児童と母性 53	75-82	国士社
小林英義	コバヤシヒデヨシ	2002.10	虐待を受けた子どもへの自立支援 (特集 児童養護と子どもたち)ー(児童福祉施設をめぐる新しい動き)			世界の児童と母性 53	1-61	資生堂社会福祉事業財団
許斐有望月彰他編	コノミキウモチヅキアキラ	2002.10.20	子どもの権利と社会的子育て 社会的子育てシステムとしての児童福祉			世界の児童と母性 53	42-45	資生堂社会福祉事業財団
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2002.10.20	第1部 子供の権利と社会的子育ての理論			世界の児童と母性 53	54-57	資生堂社会福祉事業財団
		2002.10.20	第2部 子供の自立支援と社会的子育て			子どもの権利と社会的子育てシステムとしての児童福祉	-	信山社
		2002.10.20	被虐待児の家庭引取りに関する法的諸問題 (第1部 子供の権利と社会的子育ての理論)			子どもの権利と社会的子育てシステムとしての児童福祉	123-136	信山社
		2002.10.20	第2部 子供の自立支援と社会的子育て			子どもの権利と社会的子育てシステムとしての児童福祉	-	信山社

野田正人	ノダマサト	2002.10.20	終章 児童虐待と社会的介入 (第2部 子供の自立支援と社会的子育て)	許斐有望月彰他編	子どもの権利と社会的子育て システムとしての児童福祉	223-252	信山社
惣脇美奈子	ソウワキミナコ	2002.11	児童虐待と児童福祉機関	野田愛子他	判例タイムズ臨時増刊 1100「家事関係裁判例と実務245題」	160-161	判例タイムズ社
惣脇美奈子	ソウワキミナコ	2002.11	児童虐待と家庭裁判所	野田愛子他	判例タイムズ臨時増刊 1100「家事関係裁判例と実務245題」	162-163	判例タイムズ社
最高裁判所事務総局家庭局	サイコウサイバンシヨジムソウキョクカテイキョク	2002.11	児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情<資料>		ケース研究	204-189	家庭事件研究会
		2002.11	特集 児童虐待	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	10-57	全国社会福祉協議会
厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課虐待防止対策室	コウセイロウウキョクシヨウドウウキンシトウ・ジドウカテイキョクフクシカギヤクタイボウシツタイサクシツ	2002.11	I、児童虐待防止法施行後の状況と施策動向 (特集 児童虐待)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	12-15	全国社会福祉協議会
佐藤拓代	サトウタクヨ	2002.11	児童虐待ケースをめぐる保健所・市町村健康センターの関わり (特集 児童虐待)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	22-24	全国社会福祉協議会
磯谷文明	イソガエフミアキ	2002.11	児童虐待ケースに対する弁護士関わり (特集 児童虐待)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	28-30	全国社会福祉協議会
藤岡孝志	フジオカカカシ	2002.11	児童福祉施設における被虐待児のための援助のあり方と今後の方向性 (特集 児童虐待)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	42-45	全国社会福祉協議会
神戸信行	コウベノブユキ	2002.11	児童福祉施設における被虐待児への心理的支援 (特集 児童虐待)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	46-49	全国社会福祉協議会
安部計彦	アベカズヒコ	2002.11	「虐待をする保護者」への援助 (特集 児童虐待)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	50-53	全国社会福祉協議会
才村純	サイムラジュン	2002.11	児童虐待防止ネットワークを考える (特集 児童虐待)	全国社会福祉協議会	月刊福祉 85-13	54-57	全国社会福祉協議会
		2002.11	特集1 児童虐待防止法の見直しにむけてー児童虐待防止法から考える近未来像	全社協養護施設協議会	児童養護 33-2	4-20	全国社会福祉協議会養護施設協議会

菅原哲男	スガワラテツオ	2002. 11	施設長の視点から 入所風景に見られる家族の激しい質的变化 (特集1 児童虐待防止法の見直しにむけてー児童虐待防止法から考える近未来像)	全社協議施設協議会	児童養護 33-2	13-16	全国社会福祉協議会
横田光平	ヨコタコウヘイ	2002. 11	親の権利・子どもの自由・国家の関与 (2) ー憲法理論と民法理論の統合的理解ー	法学協会事務所	法学協会雑誌 119-11	2109-2167	法学協会事務所
岩井宜子	イワイヨシコ	2002. 11. 30	児童虐待への社会的対応システムの構築に向けて	内田文昭先生古稀祝賀論文編集委員会	内田文昭先生古稀祝賀論文集	563-571	青林書院
		2002. 12	特集 児童虐待防止法見直しに向けて		子どもの虐待とネグレクト 4-2	204-302	日本子ども虐待防止研究会
平湯真人	ヒラユマサト	2002. 12	児童虐待防止法・児童福祉法改正への提言および意見 (JaSPCAN理事会案 (平成14年11月28日) (特集 児童虐待防止法見直しに向けて))		子どもの虐待とネグレクト 4-2	204-209	日本子ども虐待防止研究会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	2002. 12	法改正に向けてー児童相談所からの提言 (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)		子どもの虐待とネグレクト 4-2	210-216	日本子ども虐待防止研究会
三宅芳宏	ミヤケヨシヒロ	2002. 12	児童養護施設からの提言 (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)		子どもの虐待とネグレクト 4-2	217-225	日本子ども虐待防止研究会
佐藤喜宣	サトウヨシノブ	2002. 12	法改正に向けてー医療の現場から (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)		子どもの虐待とネグレクト 4-2	226-231	日本子ども虐待防止研究会
中村正	ナカムラタダシ	2002. 12	ダイバージョンによる加害者・虐待者への介入的援助 (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)		子どもの虐待とネグレクト 4-2	232-241	日本子ども虐待防止研究会
斎藤学	サイトウサトル	2002. 12	加害者対策をめぐりいくつかの疑問：児童虐待の場合		子どもの虐待とネグレクト 4-2	242-252	日本子ども虐待防止研究会
横湯園子	ヨコユヅノコ	2002. 12	国連子どもの権利委員会による政府初回報告審査「最終所見」から第2回政府報告まで (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)		子どもの虐待とネグレクト 4-2	253-263	日本子ども虐待防止研究会
妹尾栄一	セノオエイイチ	2002. 12	児童虐待の現況ー調査結果から見える深刻な実態ー (特集 児童虐待防止法見直しに向けて)		子どもの虐待とネグレクト 4-2	264-275	日本子ども虐待防止研究会



小林登	コバヤシノボル	2002.12	1. 虐待発生と対応の実態 (特集 児童虐待防止法見直しに向けて) - (児童虐待全国実態調査(平成13年度厚生科学研究費補助金〔子ども家庭総合研究事業〕児童虐待および対策の実態把握に関する研究)) 2. 児童虐待全国実態調査 (特集 児童虐待防止法見直しに向けて) - (児童虐待全国実態調査(平成13年度厚生科学研究費補助金〔子ども家庭総合研究事業〕児童虐待および対策の実態把握に関する研究))		子どもの虐待とネグレクト 4-2	276-289	日本子どもの虐待防止研究会
小林登	コバヤシノボル	2002.12	2. 児童虐待全国実態調査 (特集 児童虐待防止法見直しに向けて) - (児童虐待全国実態調査(平成13年度厚生科学研究費補助金〔子ども家庭総合研究事業〕児童虐待および対策の実態把握に関する研究))		子どもの虐待とネグレクト 4-2	290-302	日本子どもの虐待防止研究会
井村たかね 中田美子	イムラタカネ ナカダヨシコ	2002.12	父母の離婚と児童虐待		子どもの虐待とネグレクト 4-2	317-323	日本子どもの虐待防止研究会
才村純	サイムラジュン	2002.12	講演 児童虐待対策の動向と課題 (〔同志社大学福祉学会〕第16回年次大会報告 テーマ: 福祉現場にルネッサンスの風を)		同志社大学福祉学 16	5-18	同志社大学福祉学会
片岡佳美	カタオカヨシミ	2002.12	地域社会における児童虐待の危機介入に関する一考察 - 関係機関へのアンケート調査の結果から -	法と心理学会	法と心理 2-1	51-62	日本評論社
横田光平	ヨコタコウヘイ	2002.12	親の権利・子どもの自由・国家の関与 (3) - 憲法理論と民法理論の統合的理解 -	法学協会事務所	法学協会雑誌 1119-12	2405-2463	法学協会事務所
滝本シゲ子	タキモトシゲコ	2003	家庭内における性的虐待と刑事法	龍谷大学矯正・保護課程委員会	矯正講座 24	103-126	成文堂
細越亜起子	ホソコシアキコ	2003	児童相談所における児童虐待への取り組み - 東京都と青森県との比較 -		現代行動科学会誌 19	9-16	現代行動科学会
磯谷文明	イソガエフミアキ	2003	虐待に対する法的手段の適切な活用 - 研修講演より -		子どもの虹情報研修センター紀要 1	58-67	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
松井一郎	マツイイチロウ	2003	児童虐待の国際比較		子どもの虹情報研修センター紀要 1	77-83	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
松浦信二	マツウラシンジ	2003	児童虐待防止法改正における一考察		秋草学園短期大学紀要 20	137-149	秋草学園短期大学
保条成宏	ホジョウマサヒロ	2003	特集 社会変化と家庭における暴力 - 家庭と法をめぐる今日の課題 - 児童虐待に対する刑事処罰とその限界 (1) - 「不作為による幫助」の事案をめぐって - (共同研究・シリーズ「法学の新世紀に向けて」(1)特集 社会変化と家庭における暴力 - 家庭と法をめぐる今日の課題 -)		中京法学 38-2	115-211	中京大学法学会
阿部信眞	アベノブマサ	2003	児童虐待の背景と家族問題 (教育基本法と教育政策 - 「日本教育政策学会」公開シンポジウム 子育ての危機と教育・福祉政策)	日本教育政策学会	日本教育政策学会年報 10	122-126	八月書館
小泉千沙恵 他	コイズミチサエ	2003	児童虐待をめぐる法と取り組みの課題 - 実効性ある法運用に向けて -		法学会誌 53	8-47	明治大学法学会

	2003	日本子ども家庭総合研究所紀要(児童虐待に関する研究(第3報告))	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	1-153	法務省法務総合研究所
	2003	第2部 聞き取り調査(児童虐待に関する研究(第3報告))	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	33-106	法務省法務総合研究所
	2003	第3部 「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文(児童虐待に関する研究(第3報告))	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	107-153	法務省法務総合研究所
岩井宜子	2003	児童虐待対策への法的課題(児童虐待に関する研究(第3報告)) ー(第3部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文)	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	109-117	法務省法務総合研究所
奥山貞紀子	2003	本研究から見えてきた子どもや家族への治療やケアに対する示唆(児童虐待に関する研究(第3報告))ー第3部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	118-124	法務省法務総合研究所
柏女霊峰	2003	児童虐待防止市町村ネットワークの可能性(児童虐待に関する研究(第3報告))ー(第3部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文)	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	125-132	法務省法務総合研究所
松原康雄	2003	児童虐待における心理的虐待の位置(児童虐待に関する研究(第3報告))ー第3部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	133-139	法務省法務総合研究所
西嶋嘉彦	2003	児童虐待：連鎖模様(児童虐待に関する研究(第3報告))ー第3部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	140-146	法務省法務総合研究所
大原美知子	2003	児童虐待ー親アプローチの現状と課題ー(児童虐待に関する研究(第3報告))ー(第3部「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文)	法務総合研究所	法務総合研究所報告 22	147-153	法務省法務総合研究所
樫原義比古 岩志和一郎 鈴木博人 高橋由紀子 訳	2003	子どもの監護教育と親の宗教上の信念ーアメリカの子ども虐待および治療拒否の事例を通してー		湊川女子短期大学紀要 37	89-96	湊川女子短期大学
愛知県健康福祉部児童家庭課 足立区子ども家庭支援センター	2003	ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳(2) 被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル 実践から生まれた実用版マニュアル PART1 児童虐待の初期対応と早期発見のために		比較法学37-1	219-231	早稲田大学比較法研究所
和氣安男	2003.1	平成14年上半年の少年非行等の概要について(下)児童虐待事件の減少/他		警察時報 58-1	44-55	警察時報社
藤井和子	2003.1	児童虐待ー子供の権利と権利の侵害としてー(かかわる・みとめる・つなげるー全国学校教育相談研究会第37回研究大会より)		月刊生徒指導 33-2	42-47	学事出版
平湯真人	2003.1	講演録 子どもの人権はどのように守られるかー児童虐待を中心にー	人権擁護協力会	人権のひろば 5-5	27-30	人権擁護協力会

横田光平	ヨコタコウヘイ	2003.1	親の権利・子どもの自由・国家の関与(4)―憲法理論と民法理論の統合的理解―	法学協会事務所	法学協会雑誌 120-1	138-199	法学協会 事務所
和田美智代	ワダミチヨ	2003.1.13	「しつけ」と児童虐待―改正ドイツ民法1631条を手がかりに― (第2部 労働・家族問題等とその新展開)	「21世紀における社会保障とその周辺領域」編 集委員会	21世紀における社会保障とその周辺領域 古橋エツ子の選歴記念論文集	229-242	法律文化 社
高坂和史	コウサカカズシ	2003.2	青森県の虐待防止・児童相談所事業	子どもの権利条約 総合研究所	子どもの権利研究 2	20-22	日本評論 社
鈴木博人	スズキヒロヒト	2003.2	家事裁判例紹介 継父のDV・児童虐待を理由とする福祉施設 入所承認(静岡家裁平成13.7.9審判)		民商法雑誌 127-4・ 5	722-727	有斐閣
初川愛美	ハツカワマナミ	2003.2	児童虐待の防止等に関する法律の歴史的意義と課題		大学院研究年報 〔法学研究科篇〕 32	273-289	中央大学
横田光平	ヨコタコウヘイ	2003.2	親の権利・子どもの自由・国家の関与(5)―憲法理論と民法理論の統合的理解―	法学協会事務所	法学協会雑誌 120-2	362-425	法学協会 事務所
三木妙子 岩志和一郎 他	ミキタエココ イワシワイチロウ	2003.2.25	家族ジェンダーと法		-	-	成文堂
武部知子	タケベトモコ	2003.3	アメリカにおける児童虐待関係事件の実務		家庭裁判月報 55-3	1-70	最高裁判 所事務総 局
西澤哲 他	ニシザワサトル	2003.3	特集1 座談会 近未来像と児童虐待防止法・児童福祉法の改正	全社協養護施設 協議会	児童養護 33-4	4-25	全国社会 福祉協議 会養護施 設協議会
三枝有	サエグサタモツ	2003.3	児童虐待における刑事法の在り方		中京法学 37-3・4	265-292	中京大学 法学会
塩見准一	シオミジュンイチ	2003.3	児童虐待が問題となる家事事件における家庭裁判所と児童相談 所との連携の実情及びその在り方	家庭裁判所調査 官研修所	調研紀要 75	47-66	家庭裁判 所調査官 研修所
池谷和子	イケヤカズコ	2003.3	アメリカにおける児童虐待防止法制の歴史的研究		比較法 40	371-398	東洋大学 比較法研 究所
森伸子	モリノブコ	2003.3	家族からの被害経験を有する在院者の処遇に関する一考察		刑政 114-3	26-36	矯正協会
横田光平	ヨコタコウヘイ	2003.3	親の権利・子どもの自由・国家の関与(6)―憲法理論と民法理論の統合的理解―	法学協会事務所	法学協会雑誌 120-3	563-624	法学協会 事務所
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2003.3.31	子ども虐待に関する研究(6)	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 39	7-46	日本子ども 家庭総 合研究所
		2003.3.31	児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究(子ども虐 待に関する研究(6))	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 39	7-46	日本子ども 家庭総 合研究所
		2003.3.31	子ども家庭相談体制のあり方に関する研究(3)	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭総 合研究所紀要 39	47-70	日本子ども 家庭総 合研究所

柏女靈峰 他	カシワメレイホウ	2003.3.31	市町村保健センターの子ども家庭相談援助活動の実態と機能－ クロス分析から－（子ども家庭相談体制のあり方に関する研 究(3)）	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭 総合研究所紀要 39	47-70	日本子ども家庭 総合研究所
才村純	サイムラジュン	2003.3.31	児童相談の実施体制に関する市町村調査	日本子ども家庭 総合研究所研究 企画・情報部	日本子ども家庭 総合研究所紀要 39	215-236	日本子ども家庭 総合研究所
望月彰	モチヅキアキラ	2003.4	保育問題としての児童虐待	全国保育問題研 究連絡協議会編 集委員会	季刊保育問題研究 200	54-57	全国保育 問題研究 連絡協議 会
林弘正	ハヤシヒロマサ	2003.4	児童虐待の現況と刑事法的介入	日本刑法学会	刑法雑誌 42-3	311-328	有斐閣
家庭裁判所調 査官研究所/監 修	カテイスアイバン シヨチヨウサカン ケンシユウジヨ	2003.4	児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究－深刻化のメカニ ズムを探る－	法学協会事務所	法学協会雑誌 120-4	1-80	司法協会
横田光平	ヨコタコウヘイ	2003.4	親の権利・子ども自由・国家の関与(7)－憲法理論と民法 理論の統合的理解－	武蔵野大学	-	800-865	法学協会 事務所
小西聖子 伊藤晋二	コニシタカコ イトウシンジ	2003.4.30	犯罪心理学－加害者のところ、被害者のところ－（武蔵野大 学通信教育部テキストシリーズ）	武蔵野大学	-	-	角川学芸 出版
青木建	アオキタツル	2003.5	児童虐待防止法施行後の状況と施策動向＜資料＞	武蔵野大学	家庭裁判月報 55-5	193-210	最高裁判 所事務局
巻美矢紀	マキミサキ	2003.5	公私区分－DV法、児童虐待－（特集I ニュースをみて憲法 がわかる!）		法学セミナー 48-5	28-29	日本評論 社
小林成隆	コバヤシシゲタカ	2003.5	児童虐待の防止等に関する法律の改正に当たっての提言		名古屋文理短期大 学紀要 27	5-12	古屋文 理短期大 学
小林理英子	コバヤシリエコ	2003.5	ヒューマンライツ&ロー 児童虐待(1) 児童虐待の基礎知識と 現状		NIBEN Frontier(二 弁フロンティア) 16	2-5	第二東京 弁護士会
横田光平	ヨコタコウヘイ	2003.5	親の権利・子ども自由・国家の関与(8)－憲法理論と民法 理論の統合的理解－	法学協会事務所	法学協会雑誌 120-5	995-1058	法学協会 事務所
堀川宏郷 桃井真里子	シオカワヒロサト モモイマリコ	2003.6	児童福祉法に基づく委託一時保護入院症例の検討－小児科病棟 に求められるもの－	日本小児精神 経学研究会	小児の精神と神経 43-2	107-111	日本小児 精神神経 学研究會
川田昇	カワダノボル	2003.6	代理によるコミュニケーションハブゼン症候群と児童虐待(入所承認)(平 成12.11.15宮崎家都城支審判)＜家事裁判例紹介＞		民商法雑誌 128-3	399-403	有斐閣
鈴木庸裕	スズキノブヒロ	2003.6	児童虐待と地域におけるソーシャルワーク－オランダリオ州子ど も家庭サービス法改正に関わるCAS活動の変容より		福島大学教育学部 論集 教育・心理部 門 74	17-26	福島大学 教育学部
社会保障審議 会	シヤカイホシヨウ シンギカイ	2003.6	「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書		-	-	社会保障 審議会 児童部 会
横田光平	ヨコタコウヘイ	2003.6	親の権利・子ども自由・国家の関与(9)－憲法理論と民法 理論の統合的理解－	法学協会事務所	法学協会雑誌 120-6	1210-1274	法学協会 事務所
		2003.6.13	児童虐待防止へ市町村の取り組み強化促す－社保審専門委が報 告書案－		厚生福祉 5117	5-6	時事通信 社



			2003.7	「児童虐待防止等に関する専門委員会」報告書「待ち支援」から要支援家庭への積極的なアプローチによる支援			厚生サロン 23-9	50-61	日本厚生協会の協賛による「児童虐待防止」に関する研究
			2003.7	特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会)			子どもの虐待とネグレクト 5-1	4-105	日本子ども虐待防止研究会
阿部潤	アバジュン		2003.7	指定講演 児童虐待に対する家庭裁判所の取り組み (特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))			子どもの虐待とネグレクト 5-1	4-7	日本子ども虐待防止研究会
三沢直子 他	ミサワナオコ		2003.7	東京都における虐待への地域での取り組み-子ども家庭支援センターを中心としたネットワーク作り- (特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))			子どもの虐待とネグレクト 5-1	21-25	日本子ども虐待防止研究会
網野武博 他	アミノタケヒロ		2003.7	児童虐待を里親制度から考える (特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))			子どもの虐待とネグレクト 5-1	26-30	日本子ども虐待防止研究会
平湯真人 他	ヒラユマサト		2003.7	分科会報告 法的介入規定の解釈と司法審査の課題 (特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))			子どもの虐待とネグレクト 5-1	45-49	日本子ども虐待防止研究会
藤岡淳子 他	フジオカジュンコ		2003.7	分科会報告 非行の背景としての虐待について考える (特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))			子どもの虐待とネグレクト 5-1	56-58	日本子ども虐待防止研究会
佐野信也 他	サノシンヤ		2003.7	分科会報告 児童虐待とネットワーク・ミーティング-実務上の諸問題について- (特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))			子どもの虐待とネグレクト 5-1	59-68	日本子ども虐待防止研究会
吉村奏恵 他	ヨシムラカナエ		2003.7	分科会報告 学校における子ども虐待の発見 (特集 日本子ども虐待防止研究会第8回学術集会(東京大会))			子どもの虐待とネグレクト 5-1	81-85	日本子ども虐待防止研究会
浜田雄久	ハマダタケヒサ		2003.7	JaSPCAN虐待に関する制度検討委員会による「児童養護施設における処遇困難児等の対応に関する実態調査報告」の概要			子どもの虐待とネグレクト 5-1	106-108	日本子ども虐待防止研究会
倭文真智子 他	シトリマチコ		2003.7	『虐待問題への心理的援助に関する調査』報告と児童虐待防止法改正への提言			子どもの虐待とネグレクト 5-1	118-129	日本子ども虐待防止研究会
相模あゆみ 他	サガミアユミ		2003.7	児童虐待による死亡の実態-平成12年度児童虐待全国調査実態より			子どもの虐待とネグレクト 5-1	141-150	日本子ども虐待防止研究会

二宮恒夫 他	ニノミヤツネオ	2003.7	ネグレクト事例における母親とその家族への個別・家族療法的支援		子どもの虐待とネグレクト 5-1	254-258	日本子どもの虐待防止研究会
松岡典子	マツオカノリコ	2003.7	DV事例から見たNPOの限界と可能性ー子育て相談室の現場からー		子どもの虐待とネグレクト 5-1	259-263	日本子どもの虐待防止研究会
村瀬修	ムラセオサム	2003.7	児童虐待防止市町村ネットワークの意義と課題ー静岡県西部児童相談所の実践からー		子どもの虐待とネグレクト 5-1	264-269	日本子どもの虐待防止研究会
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2003.7	特集 現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望	子どもの権利条約総合研究所	子どもの権利研究 3	1-59	日本評論社
最高裁判所事務総局家庭局	サイコウサイバンシヨジムソウキョクカテイキョク	2003.7	児童福祉法と日本の子どもー児童虐待防止法改正の課題を中心にしてー (特集 現代日本の子ども権利の展望)	子どもの権利条約総合研究所	子どもの権利研究 3	12-15	日本評論社
高田宣子	タカタノリコ	2003.7	沈黙させられた子どもたちへーJanice Mirikitaniの作品における近親相姦と虐待のテーマについてー		家庭裁判月報 55-7	137-154	最高裁判所事務総局
五月女友美子 他	ソウトメユミコ	2003.7	研究・症例 虐待を否認する母親から法的手段で分離保護した2歳児男児例		秘文論叢 57	91-111	日本大学法学部
		2003.7.11	資料 社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書(上)		小児科臨床 56-7	1619-1622	日本小児医事出版社
		2003.7.15	資料 社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書(中)		厚生福祉 5125	11-15	時事通信社
		2003.7.18	資料 社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書(下)		厚生福祉 5126	12-17	時事通信社
野瀬綾子	ノセアヤコ	2003.8	児童虐待当事者の権利擁護と福祉サービスの管理(1)ーアメリカの児童保護システムからの示唆ー		厚生福祉 5127	11-17	時事通信社
望月彰	モチヅキアキラ	2003.8	児童虐待ケースにおける警察と児童相談所の協力関係について(〔日本司法福祉〕学会分科会レポート)		民商法雑誌 128-4・5	607-645	有斐閣
		2003.8	特集 子どもの権利擁護と自己決定ー子ども観の転換を軸に		司法福祉学研究 3	51-55	日本司法福祉学会
岩佐嘉彦	イワサヨシヒコ	2003.8	児童虐待と子どもの自己決定ー現場から(特集 子どもの権利擁護と自己決定ー子ども観の転換を軸に)		法律時報 75-9	4-65	日本評論社
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室	コウセイロウドウシヨウコウウキントウ・ジンドウカテイキョクソウラムカギヤクタイボウシタイサクシツ	2003.8	「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書<資料>		法律時報 75-9	33-36	日本評論社
中澤智	ナカザワトシ	2003.8	『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究』家庭裁判所調査官研修所監修<本の紹介>		厚生労働 58-8	42-49	厚生問題研究会
		2003.8			ケース研究 276	92	家庭事件研究会



荒木義修	アラキヨシノブ	2003. 11	権威主義的パソナリテ ウム 親と子の法と政策)	法政論叢 40-1	58-65	日本法政 学会
三枝有	サエグサタモツ	2003. 11	児童虐待に対する刑事法の新たな役割 の法と政策)	法政論叢 40-1	66-78	日本法政 学会
加藤佳子	カトウケイコ	2003. 11	フランスにおける児童虐待への取組み－家庭と課題－	法政論叢 40-1	142-157	日本法政 学会
		2003. 11	特集 社会変化と家庭における暴力－家庭と法をめぐる今日的 課題－	中京法学 38-2	115-211	中京大学 法学会
保条成宏	ホジョウマサヒロ	2003. 11	児童虐待に対する刑事処罰とその限界(1)－「不作為による幫 助」の事実をめぐって－(特集 社会変化と家庭における暴力 －家庭と法をめぐる今日的課題)	中京法学 38-2	157-211	中京大学 法学会
福岡久美子	フクオカクミコ	2003. 11	児童虐待に関する憲法学的試論	阪大法学 53-3・4	421-446	大阪大学 家庭事件 研究会
岩田泰子	イワタヤスコ	2003. 11	児童虐待	ケース研究 277	43-63	家庭事件 研究会
佐藤和英	サトウカズヒデ	2003. 11	ドイツにおける「児童虐待」に関わる家庭裁判所の手続き及び 少年局の活動について<実務ノート>	ケース研究 277	179-189	家庭事件 研究会
		2003. 11	ひろば時論 児童虐待防止法施行3周年に思う	法律のひろば 56- 11	3	
読売新聞政治 部	ヨミウリシンブン セイジブ	2003. 11. 10	法律はこうして生まれた－ドキュメント立法国家－ (中公新 書ラクレ)	-	-	中央公論 社
		2003. 12	特集1 児童福祉に果たす司法の役割	子どもの虐待とネ グレクト 5-2	301-313	日本子ど もの虐待 防止 研究会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	2003. 12	親権の制限・回復、立入り調査、性的虐待裁判をめぐって (特集1 児童福祉に果たす司法の役割)	子どもの虐待とネ グレクト 5-2	301-307	日本子ど もの虐待 防止 研究会
平湯真人	ヒラユマサト	2003. 12	虐待問題への司法関与：議論状況と理論的実際的問題点 (特 集1 児童福祉に果たす司法の役割)	子どもの虐待とネ グレクト 5-2	308-313	日本子ど もの虐待 防止 研究会
		2003. 12	特集2 もう1つの児童虐待	子どもの虐待とネ グレクト 5-2	314-319	日本子ど もの虐待 防止 研究会
坪井節子	ツボイセツコ	2003. 12	児童売春と児童ポルノ－日本の現状－ (特集2 もう1つの児童 虐待)	子どもの虐待とネ グレクト 5-2	314-319	日本子ど もの虐待 防止 研究会
尾崎京子 他	オザキキョウコ	2003. 12	『子ども虐待対応の手引き』活用実態調査	子どもの虐待とネ グレクト 5-2	380-395	日本子ど もの虐待 防止 研究会



坂本洋子 他	サカモトヨウコ	2003.12	地域ネットワークにおける地方自治体の取り組み			子どもの虐待とネグレクト 5-2	427-432	日本子どもの虐待防止研究会
田中チカ子	タナカチカコ	2003.12	社会保障審議会児童部会報告書—児童虐待に対応した変革求められる児童相談所—			厚生サロ 23-14	36-45	日本厚生協会
塚田敬義	ツカダケイギ	2003.12	児童虐待防止法改正と社会的養護の方向と課題			松山東雲短期大学 研究編集 34	1-11	松山東雲短期大学
中谷瑾子	ナカタニキンコ	2003.12	社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」(平成15年11月)		日本小児精神神経学研究会	小児の精神と神経 43-5	393-405	日本小児精神神経学研究会
大江洋	オオエヒロシ	2004	医事紛争予防学 医師が母親による児童虐待を疑う 家裁が児童の施設入所を承認			日経メディカル 32-12	116-118	日経BP社
東野充成 山瀬範子	ヒガシノミツナリ ヤマセノリコ	2004	児童虐待防止法と関係性 (シンポジウム・法の声1:法と情動) —(第1分科会『法言説の構造と情動—法の話りと関係性』)		日本法社会学会	法社会学 60	47-58	信山社
牛尾直行	ウシノオナオユキ	2004	児童虐待防止法立法過程にみる子ども観		九州教育学会	九州教育学会研究 紀要 32	157-164	九州教育学会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	2004	親の教育権と子どもの学習権—児童虐待防止法改正議論における親権のあり方をめぐって— (第11回[日本教育制度学会]研究大会報告)—(課題別セッション1教育制度改革と学習権)			教育制度学研究 11	73-76	日本教育制度学会
才村純	サイムラジュン	2004	児童虐待対応の変遷と課題—児童相談所を中心に—			子どもの虹情報研 修センター紀要 2	7-13	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
保坂亨 他	ホサカトオル	2004	ドイツ、フランスの児童虐待防止制度—視察結果の概要—			子どもの虹情報研 修センター紀要 2	107-113	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
和田美智代	ワダミチヨ	2004	虐待の援助法に関する文献研究 (第1報:1970年代まで)戦後日本社会の「子どもの危機状況」という視点からの心理社会的分析			子どもの虹情報研 修センター紀要 2	114-123	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
南部さおり	ナンブサオリ	2004	ドイツにおける「親権」の最近の動向—懲戒権と児童虐待の視点から—			法政論叢 40-2	182-191	日本法政学会
加賀美尤祥	カガミユウショウ	2004	「症候群」としての児童虐待と「代理人によるコミュニケーション症候群」—医学的「症候群」証拠の意義と刑事裁判— 児童養護施設の現状について—社会的子育て支援のパラダイム転換と児童養護施設の役割(子どもの心のケア—温かく育むために—)			犯罪社会学研究 29	96-111	日本犯罪社会学会
						小児科臨床 57	1557-1561	日本小児医学出版社

李環媛 安山美穂	Kyoung won Lee ヤスヤママミホ	2004	しつけと虐待に関する研究－子どもたちの生活にかかわりをもつ人を対象にした調査に基づいて－	宮崎大学 教育学部 文化実践 センター 総合センター 紀要 12	117-129	宮崎大学 教育学部 文化実践 センター 総合センター 紀要 12	宮崎大学 教育学部 文化実践 センター 総合センター 紀要 12
Stephen Thompson		2004	児童養護施設における心的トラウマを抱えている子どもたちのケアについて－その子どもたちの基本的ニーズをもとにした実践の提起－	横浜女子 短期大学 研究紀要 19	11-25	横浜女子 短期大学 研究紀要 19	横浜女子 短期大学
柳川敏彦	ヤナガワ トシヒコ	2004	子どもの虐待防止の現状	和歌山県 立医科大学 保健看護学 部紀要 1	11-22	和歌山県 立医科大学 保健看護学 部紀要 1	和歌山県 立医科大学 保健看護学 部
中田 浩	ナカタ ヒロシ	2004	特集 虐待の社会病理	日本精神科 病院協会 雑誌 23-7	638-699	日本精神科 病院協会 雑誌 23-7	日本精神科 病院協会
中田 浩	ナカタ ヒロシ	2004	被虐待児の受け皿としての児童養護施設の現状 (特集 虐待の社会病理)	日本精神科 病院協会 雑誌 23-7	650-654	日本精神科 病院協会 雑誌 23-7	日本精神科 病院協会
奥山眞紀子	オクヤマ マキコ	2004	特集1 親子の絆－子ども虐待の現場から	発達 100	11-36	発達 100	ミネル ヴァ書房
犬塚峰子	イヌツカ ミネコ	2004	親子関係への支援－医療現場の試み－ (1)発達]創刊100号記念 生きている意味を語ろう－特集1 親子の絆－子ども虐待の現場か ら)	発達 100	17-23	発達 100	ミネル ヴァ書房
菱田理 藤澤陽子	ヒシダ オサム フジサワ ヨウコ	2004	家族再統合－児童相談所の取り組み－ (1)発達]創刊100号記念 生きている意味を語ろう－特集1 親子の絆－子ども虐待の現場か ら)	発達 100	24-30	発達 100	ミネル ヴァ書房
児童虐待防止 対策支援・治 療研究会	ジドウギヤクタイ ボウシタイサク シエン・チリョウ ケンキョウカイ	2004	親子関係の再構築－福祉施設の現場から－ (1)発達]創刊100号 記念 生きている意味を語ろう－特集1 親子の絆－子ども虐待の現 場から)	発達 100	31-36	発達 100	ミネル ヴァ書房
厚生労働省 雇用均等・児童 家庭局総務課 虐待防止対策 室	コウセイロウドウ シヨウコヨウケン シヨウドウドウ キョクソウカ ギヤクタイボウ シタイサクシツ	2004	子ども・家族への支援・治療をするために－虐待を受けた子ども とその家族と向き合うあなたへ－	-	-	-	日本児童 福祉協会
本間博彰 小野善郎	ホンマ ヒロアキ オノヨシロウ	2004	児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について	-	-	-	厚生労働 省
杉山登志郎	スギヤマ トシロウ	2004	児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研 究 平成15年度厚生科学研究補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究事業 被虐待児の医学的総合治療システムのあり方に関する研究 平 成15年度厚生科学研究	-	-	-	

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課	ユウセイロウドウコウコヨウキンシヨウジドウカウカテイキョクソウムカ	2004.1	「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」の取りまとめについて(児童部会報告書)	厚生問題研究会	厚生労働 59-1	28-30	厚生問題研究会
申榮鎬	Shin Yong ho	2004.1	韓国における親権法の現状と課題(上)＜第16回アジア家族法3国会議報告＞		戸籍時報 565	4-14	日本加除出版
川田昇	カワダノボル	2004.1.27	特集 児童虐待対策を抜本見直しへー行政の介入機能強化など提言・厚生労働省ー		厚生福祉 5169	2-4	時事通信社
鈴木博人	スズキヒロヒト	2004.2	児童福祉施設収容承認(継父の性的虐待を放置した母)(平成高決)＜家事裁判例紹介＞		民商法雑誌 129-4・5	766-770	有斐閣
初川愛美	ハツカワマナミ	2004.2	児童福祉施設収容承認(継父の性的虐待を放置した母)(平成高決)＜家事裁判例紹介＞		民商法雑誌 129-4・5	771-775	有斐閣
申榮鎬	Shin Yong ho	2004.2	韓国における親権法の現状と課題(下)＜第16回アジア家族法3国会議報告＞		大学院研究年報[法学研究科篇] 33	301-316	中央大学
土屋恵司	ツチヤケイジ	2004.2	アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律(アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律)＜翻訳・解説＞	国立国会図書館及び立法考査局	外国の立法 219	10-20	紀伊国屋書店
土屋恵司	ツチヤケイジ	2004.2	児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革ー「2003年児童及び家族の安全保持法」による改正後の合衆国法典第42編[保健及び福祉]第67章[児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革]の規定ー(アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律)	国立国会図書館及び立法考査局	外国の立法 219	21-66	紀伊国屋書店
		2004.2	特集 子どもにも優しいまちづくりー地方分権時代の子ども施策	子どもの権利条約総合研究所	子どもの権利研究 4	4-88	日本評論社
白山真知子	シロヤママチコ	2004.2	虐待防止ネットワーク 摂津市 児童虐待防止ネットワーク事業(特集 子どもにも優しいまちづくりー地方分権時代の子ども施策)ー(各地で進む“子どもにも優しい”まちづくり)	子どもの権利条約総合研究所	子どもの権利研究 4	65-67	日本評論社
笹井康治	ササイコウジ	2004.2	虐待防止ネットワーク 沼津市 子育てSOSサポート事業(特集 子どもにも優しいまちづくりー地方分権時代の子ども施策)ー(各地で進む“子どもにも優しい”まちづくり)	子どもの権利条約総合研究所	子どもの権利研究 4	68-71	日本評論社
佐伯裕子	サエキユウコ	2004.2	虐待防止ネットワーク 三鷹市 子ども家庭支援センター事業(特集 子どもにも優しいまちづくりー地方分権時代の子ども施策)ー(各地で進む“子どもにも優しい”まちづくり)	子どもの権利条約総合研究所	子どもの権利研究 4	72-74	日本評論者
倭文真智子	シトリマチコ	2004.2	児童虐待：子どもと親の現状ー全国の統計と実務からの報告ー		犯罪と非行 139	133-151	日立みらい財団
		2004.2	社会保障審議会児童部会報告書ー児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性についてー	全国社会福祉協議会	月刊福祉 87-2	104-114	全国社会福祉協議会
		2004.2	児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性についてー社会保障審議会児童部会報告書よりー		社会保険 55-2	4-6	全国社会保険協会連合会
		2004.2	特集 児童虐待問題をかかえる親・家族への支援ー再発・連鎖防止の観点から		生活教育 48-2	6-46	へるす出版

佐々木光郎	ササキミツシロウ	2004.2	子どもを虐待した親にどう関わっているかー司法福祉の現場から (特集 児童虐待問題をかかえる親・家族への支援ー再発・連鎖防止の観点から)		生活教育 48-2	28-33	へるす出版
		2004.3	特集1 社会保障審議会児童部会「報告」を受けて	全社協議施設協議会	児童養護 34-4	4-23	全国社会福祉協議施設協議会
野田正文	ノダマサフミ	2004.3	<児童相談所>児童虐待問題への対応について (特集1 社会保障審議会児童部会「報告」を受けて)	全社協議施設協議会	児童養護 34-4	10-13	全国社会福祉協議施設協議会
小原宏之	オハラヒロユキ	2004.3	児童虐待と刑事法の対応		中京大学大学院生法学研究論集 24	77-110	中京大学大学院法学研究科
		2004.3	家庭のなかの子どもたちー児童虐待の現状と法的課題ー<現代法政研究室第3回市民公開シンポジウム>		九州国際大学法学論集 10-2・3	1-74	九州国際大学法学会
松前真介	マツマエシンスケ	2004.3	現代社会の児童虐待 (家庭のなかの子どもたちー児童虐待の現状と法的課題ー<現代法政研究室第3回市民公開シンポジウム>)		九州国際大学法学論集 10-2・3	11-33	九州国際大学法学会
神野礼斉	ジンノレイセイ	2004.3	親権とは何か (家庭のなかの子どもたちー児童虐待の現状と法的課題ー<現代法政研究室第3回市民公開シンポジウム>)		九州国際大学法学論集 10-2・3	35-44	九州国際大学法学会
安部計彦	アベカズヒコ	2004.3	児童虐待の実態と法的課題 (家庭のなかの子どもたちー児童虐待の現状と法的課題ー<現代法政研究室第3回市民公開シンポジウム>)		九州国際大学法学論集 10-2・3	45-55	九州国際大学法学会
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2004.3	親権者の同意がある場合に児童福祉施設入所措置承認審判がなされた事例(平成14.12.6千葉家市川出張所審判)<判例研究>(子ども・教育と裁判)		季刊教育法 140	84-88	エイデル研究所
大矢武史	オオヤタケシ	2004.3	内縁の夫による自己の子供に対する虐待行為を阻止しなかった被告人に、無罪を言い渡した第一審判決を破棄して、傷害致死幫助罪の成立を認めた事例(平成12.3.16札幌高判)<判例研究>		朝日大学大学院法学研究論集 4	83-105	朝日大学大学院法学研究所
久禮義一	クレイシカズ	2004.3	児童虐待防止対策の課題ー法と行政の視点からー		関西外国語大学人権教育思想研究 7	83-100	関西外国語大学人権教育思想研究所
後藤弘子	ゴトウヒロコ	2004.3	「けなげ」な子どもと児童虐待 (特集 被害にあう子どもたち)資料 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案と要綱 04年3月12日衆議院可決		青少年問題 51-3	16-21	青少年問題研究会
玉井邦夫	タマイクニオ	2004.3	児童虐待に関する学校の対応についての調査研究 (文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書)		賃金と社会保障 1336	57-62	労働旬報社
小林英義 小木曾宏 編	コバヤシヒデヨシ オギソヒロシ	2004.3.20	児童自立支援施設の可能性ー教護院からのバトンタッチー(ニューウェーブ子ども家庭福祉)		-	-	ミネルヴァ書房



藤井誠二	フジイセイジ	2004.3.26	子どもを救え！苦悩する現場—児童虐待防止法改正—	子ども家庭総合研究所研究企画・情報部	金曜日 12-12	48-53	金曜日
高橋重宏 他	タカハシシゲヒロ	2004.3.31	子ども虐待に関する研究(7)	子ども家庭総合研究所研究企画・情報部	日本子ども家庭総合研究所紀要 40	7-57	日本子ども家庭総合研究所
才村純 他	サイラムラジュン	2004.3.31	児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究(その2) (子ども虐待に関する研究(7))	子ども家庭総合研究所研究企画・情報部	日本子ども家庭総合研究所紀要 40	7-57	日本子ども家庭総合研究所
安永智美	ヤスナガサトミ	2004.3.31	虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究(1)	子ども家庭総合研究所研究企画・情報部	日本子ども家庭総合研究所紀要 40	159-164	日本子ども家庭総合研究所
藤川洋子 山内陽子	フジカワヨウコ ヤマウチヨウコ	2004.3.31	虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究 (虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究 (1))	子ども家庭総合研究所研究企画・情報部	日本子ども家庭総合研究所紀要 40	159-164	日本子ども家庭総合研究所
鮎京眞知子	アユキヨウマチコ	2004.4	特集 子どもの虐待へのケアと支援		そだちの科学 2	1-121	日本評論社
安永智美	ヤスナガサトミ	2004.4	警察の役割と課題—虐待事例— (特集 子どもの虐待へのケアと支援)		そだちの科学 2	41-44	日本評論社
藤川洋子 山内陽子	フジカワヨウコ ヤマウチヨウコ	2004.4	家庭裁判所の役割と課題—虐待事例— (特集 子どもの虐待へのケアと支援)		そだちの科学 2	45-50	日本評論社
鮎京眞知子	アユキヨウマチコ	2004.4	弁護士としての役割と課題—虐待事例— (特集 子どもの虐待へのケアと支援)		そだちの科学 2	51-54	日本評論社
平湯真人	ヒラユマサト	2004.4	特集 虐待無残 子供たちの叫び		論座 107	46-71	朝日新聞社
橋本和明	ハシモトカズアキ	2004.8	児童虐待防止法見直し 平湯真人弁護士に聞く—子どもを積極的に守る法改正が必要だ— (特集 虐待無残 子供たちの叫び)		論座 107	64-65	朝日新聞社
小林智智子	コバヤシミチコ	2004.12	岸和田事件からみえる課題 (特集2 岸和田事件)		—	—	創元社
津崎哲郎	ツザキテツロウ	2004.12	岸和田事件をめぐって…福祉の立場から (特集2 岸和田事件)		子どもの虐待とネグレクト 6-3	317-325	日本子ども虐待防止虐待防止研究会
兼田智彦	カネタトモヒコ	2004.12	岸和田事件をめぐって…学校関係者として (特集2 岸和田事件)		子どもの虐待とネグレクト 6-3	326-331	日本子ども虐待防止虐待防止研究会
大阪府児童虐待問題緊急対策検討チーム	オオサカフジドウ ギヤクタイモシ イキンキョウタイ サクケントウチ ム	2004.12	資料 大阪府レポート 子どもの明日を守るために—児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言 (特集2 岸和田事件)		子どもの虐待とネグレクト 6-3	332-336	日本子ども虐待防止虐待防止研究会
石田勝之	イシダカツユキ	2005.3	特別企画 児童虐待事件における司法関与		法律時報77-3	66-95	日本評論社
		2005.7	子どもたちの悲鳴が聞こえる—児童虐待防止法ができるまで—		—	—	中央公論事業出版



年	月	法律・政令・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
		4 改正少年法施行			東京都 児童虐待防止対策「児童養護施設における被虐待児個別対応職員 の配置」開始
		5 東京都町田市で4歳男児が母親の交際相手の男に殴られ死亡。保育園から虐待の疑いが児童相談所に通報されていた。			東京都 児童虐待防止対策「児童養護施設等母子生活支援施設」における 心理療育担当職員の配置開始「児童養護施設は平成11年度開始」
		5 厚生労働省の調査で、6割の世帯が子育てに悩み、10年前に比べて10ポイント増。			東京都 「TOKYO子育て情報サービス」開始
		6 「民生委員・児童委員の定数基準について」厚生労働省通知			大阪府 子ども家庭センター 大阪教育大学附属池田小学校事件を受け、こ このケアへの取組み
		6 「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」設立シンポジウム開催 東京 飯田橋			大阪府 子ども家庭センター 「子どもの虐待防止ハンドブック」改訂版作成
		6 大阪教育大学附属池田小学校に男性が侵入して児童8名を殺害し、児童13名、教諭2名に傷害を負わす。			大阪府 子ども家庭センター「子どもの権利ノート」改訂版作成
		8 「母子生活支援施設における暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」厚生労働省通知 (雇発第509号)			大阪府 子ども家庭センター「カウンセリング強化事業」の実施
		8 「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」厚生労働省通知 (雇発第509号)			
		9 「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」第2回シンポジウム開催 東京			大阪府 子ども家庭センター 虐待対応課の創設
		9 (児童虐待防止協会) 第53回保健文化賞受賞			大阪府 子ども家庭センター 次長兼虐待対応課長の配置
		10 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)施行			大阪市 大阪市中央児童相談所に児童虐待対策班、通称「な」にわっ子支援 版を設置
		12 「児童生徒が児童福祉施設に入所している場合等の出席停止の手続について」文部科学省初等中等教育局児童生徒課通知			大阪市 行政、児童虐待に係る諸団体が参画し、大阪市児童虐待防止連絡 会議を設置
		12 「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」第1回ハレット実施 東京 (子どもの虐待死を悔み、命を讃える市民集会・ハレット) (子どもの虐待防止センター) OCAPブックNo.2 『ある性的虐待の記録 - 障害児への虐待を考える』発行			大阪市 児童家庭支援センター・博愛社(淀川区)を設置
		(子どもの虐待防止センター) OCAPブックNo.3 『児童虐待防止法』発行			
2002		1 新潟地裁、9年におよぶ女性監禁事件で佐藤宣行被告に懲役14年の判決。	2002	4	東京都 児童虐待防止対策「虐待対策班」の設置開始
(平成14)		2 ヨットスクール体罰事件の最高裁判決で、戸塚宏被告の懲役6年実刑が確定。	(平成14)		東京都 児童虐待防止対策「児童虐待防止区市町村ネットワーク事業」開始
		2 「児童虐待に係る通告先の拡大」及び「通告を受けた場合の措置」について、厚生労働省通知 (雇発第0214001号)			東京都 児童虐待防止対策「家族再統合のための治療援助事業」開始
		3 山形地裁、中学生マツト死事件で元生徒7人の関与を否定し、遺族の賠償請求を棄却する判決。			東京都 「開業医小児医療研修」開始
		3 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働省令第38号)			大阪府 子ども家庭センター 「大阪府子ども家庭センター危機管理マンユ ール」作成
		4 厚生労働省、親族里親制度の創設を決定。			大阪府 子ども家庭センター 施設と子ども家庭センター共同で「虐待を受け た施設入所児童の治療プログラム」作成に着手
		4 最高裁判所家庭局が虐待を理由として昨年度の家庭裁判所への申し立て状況とめる。申し立て件数は過去最多の169件、10年前の8 倍。うち子どもを親から引き離すことを認めた123件について、虐待していたのは母親49%、父親36%、ネグレクト44%が最も多い。			大阪府 子ども家庭センター 各センターにDVセンターの機能を新たに追加 (母子相談課に専任主査の配置)
		5 「民生委員・児童委員の研修」について、厚生労働省通知 (雇発第0522001号)			大阪府 子ども家庭センター 保健師4名配置(中央2名、東大阪1名、堺1名)
		5 (児童虐待防止協会) 特定非営利活動法人「児童虐待防止協会」として再発			大阪府 「大阪府子ども総合プラン」の策定
		6 「児童虐待防止法」特定非営利活動法人「児童虐待防止協会」として再発			大阪府 「広げよう児童虐待防止ネットワーク」作成
		6 児童福祉法に基づき指定居宅支援事業者等の人員、設備および運営に関する基準を定める省令 (厚生労働省令第82号)			大阪府 「子育てってどんなの？」(母子健康手帳とともに配布する啓発冊子) 作成
		6 「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」厚生労働省通知 (健発第0619001号・雇発第0619001号)			大阪府 「母子家庭等自立支援センター事業」の実施
		6 厚生労働省、2000年の児童虐待防止法施行後62人の子どもが虐待死と報告。			大阪市 24区に児童虐待防止連絡会議を設置
		7 児童福祉法施行規則および児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令 (厚生労働省令第96号)			大阪市 24区の保健福祉センターに、児童虐待に関する相談・通報等に対す る担当係長を配置
		7 児童福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第255号)			大阪市 24区の保健福祉センターに42名の「子ども家庭支援員」を配置し、軽 度な虐待経験のある家庭への派遣及び育児相談・支援等を開始。
		7 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (政令第256号)			
		8 厚生労働省、2001年度無認可保育施設状況調査発表。無認可施設は2000年度よりも5%増の6,111ヶ所、そのうちベビーホテルの約8割が 指導基準に不適合			
		8 厚生労働省、2001年国民生活基準調査発表。一世帯平均所得1.5%減の616万円。「生活が苦しい」は4年連続、特に子育て世帯は6割、 母子家庭は8割強に達する。			
		9 里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修 (厚生労働省告示第290号)			
		9 少年警察活動規則(国家公安委員会規則第20号)制定			
		9 里親の認定等に関する省令 (厚生労働省令第115号)			
		9 里親が行う養育に関する最低基準 (厚生労働省令第116号)			
		9 「里親制度の運営について」厚生労働省通知 (雇発第0905002号)			
		9 「里親支援事業の実施について」厚生労働省通知 (雇発第0905005号)			
		12 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令 (厚生労働省令第168号)			
		12 文部科学省、「学校への不審者侵入の危機管理マニュアル」発表。			



年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
2003 (平成15)		1 東京都、乳幼児窒息死事件で「ちびっ子園」前社長に有罪判決。 4 神奈川県川崎市、学童保育廃止、小学校全児童を対象とした「わくわくプラザ」へ。 4 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第189号） 6 厚生労働省、2002年人口動態統計、合計特殊出生率は過去最低の1.32。 6 東京都の児童相談所が5月に、親の同意なしに立ち入り調査をして、母親からの虐待が疑われる小学6年生男児を保護していたことが判明。児童虐待防止法見直し作業にも影響を与える。 7 長崎市幼稚園児（4歳）行方不明。翌日駐車場で発見。7月9日、長崎県警が幼稚園児殺害事件で市内男子中学生14生補導。児童相談所へ報告。 7 次世代育成推進法 参院で可決成立 7 少子化社会対策基本法、参院で可決・成立。国の少子化対策に初めて妊婦支援策が盛り込まれる。 8 厚生労働省、1歳未満の子どもの持つ親の育児休業を最長2年未満に延長。 8 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第130号） 8 厚生労働省、2004年度から虐待防止センターを併設し、児童相談所に「児童虐待と非行問題を中心に対応する機関」と明確に位置づけ、育児や保育など 9 厚生労働省社会保険審議会児童部会、児童相談所に「児童虐待と非行問題を中心に対応する機関」と明確に位置づけ、育児や保育などの相談業務を市町村に委託する方針を決定。 9 長崎市幼稚園児殺害事件の少年、精神鑑定で「広汎性発達障害」の一種と診断される。長崎家庭裁判所、第2回審判で長崎事件の少年を児童自立支援施設送致と1年間の行動制限（保護処分）を決定。 9 大阪地裁、池田小学校児童殺傷事件の宅間被告に死刑判決 10 村山市における美子殺人・死体遺棄事件（山形） 10 神戸市児童虐待事件の少年（現在21歳）返還当日は、遺族に通知予定。 10 「地域」における保健師の保健活動について」厚生労働省（発第101010003号） 10 「地域」における保健師の保健活動について」厚生労働省（発第101010003号） 10 「地域」における保健師の保健活動について」厚生労働省（発第101010003号） 10 文部科学省、「こころの相談員」の配置を2003年度で打ち切り、スクールカウンセラーの拡充に切り替える方針。 10 厚生労働省、社会保険審議会報告、児童福祉施設、18歳以上も支援を継続する必要。 11（児童虐待防止協会） OSAKA NPO アワード 2003 「先駆性でがんばりまよう賞」受賞 11 児童福祉施設の高齢者たち（茨城県、東京都）厚生労働省に奨学金創設を要望 11 虐待事件（大阪府岸和田市） 中学3年生男子 虐待（約3ヶ月間）に及ぶ監禁により病院に運ばれる。 11 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第469号） 12 児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第521号） 12 厚生労働省、児童福祉法改正方針決定。児童相談所を対応が困難な事例を扱う専門機関に位置づけ、育児など相談業務を市町村に移すなど。	2003 (平成15)		東京都「専門養育家庭制度」開始 東京都「親族里親制度」開始 大阪府「子ども家庭センター」岸和田市虐待事件 大阪府「子ども家庭センター」虐待手引き」の改訂 大阪府「大阪府子どもライオンクラブセンター」開設 大阪府「大阪府母子家庭等自立支援計画」策定 大阪府「児童虐待問題緊急対策検討チームから緊急提言」
2004 (平成16)		1 岸和田事件 被害児、中学3年生男児の異父と、その内縁の妻 殺人未遂容疑で逮捕 1 「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知（15初児生第18号） 1 「児童虐待防止対策」における適切な対応について」厚生労働省通知（雇児総発第0130001号） 1 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第1号） 1 愛知県豊川市で母親が自分の頬に腫を立、頭を殴った腹を蹴るなどした虐待が原因で6歳の女子児童が死亡。 3（児童虐待防止協会）大阪方式マザーグループ「育児困難な母親たちのグループケア」冊子発行 3 三重県、虐待に関する条例公布。「子どもを虐待から守る条例」（三重県条例第39号） 3 大阪府で1年7ヶ月にわたり自宅に監禁されていた小学6年生の児童が衰弱死。母親と知人を逮捕 3 「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」厚生労働省通知（雇児総発第0331001号） 3 「家庭の養育力」に着目した母子保健対策の推進について」厚生労働省通知（雇児総発第0331001号） 3 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第111号） 3 児童福祉施設最低基準及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第27号） 4 小児科学会、過去5年調査、虐待で脳死・重障害129例、軽症含め疑い1,452例。（朝日新聞） 4 文部科学省調査、公立小中学校を連続30日以上欠席の子どものうち、3割1万3,900人と学校側直接会えず。文部科学省「虐待にあていないかなどを知るためにも面接必要」（「文部科学省通達」） 4 「現在長期開校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知（16初児生第2号） 4 「現在長期開校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果」を踏まえた対応について」厚生労働省通知（雇児総発第0415001号） 4 警察庁、「少年非行総合対策推進要綱」を7年ぶり改定。児童虐待の対応強化等を盛り込む。 5 厚生労働省調査、合計特殊出生率1.29で過去最低。自治体別の最低は東京都渋谷区0.75。最高は沖縄県多良間町3.14。 5 厚生労働省調査、一世帯の平均所得600万円切る。 6 長崎県佐世保市、市立小学校で6年生女児（11歳）が同級生女児（12歳）の首をカッターナイフで切り殺害。 6 少子化社会対策大綱可決。 6 文部科学省調査、児童虐待に関する学校の対応について、5人に1人が「児童虐待経験した経験」あり。教師の3人に1人が「校内で処理を望んだ」。 6 東京都新宿区、団地で中2の女子生徒（13歳）が男児（5歳）を突き落とす。東京都児童相談センター、加害女子生徒、加害者送致。同家裁は保護措置決定。後に少年鑑別所に。	2004 (平成16)		東京都 児童虐待防止対策「通年開所」開始 東京都 児童虐待防止対策「非常勤弁護士」の配置開始 東京都 「病後居保事業 改修補助」開始 東京都 「母子家庭自立支援給付金事業」開始 東京都 「特定不妊治療費助成」開始 東京都 「自立援助ホームの自定着居進事業」開始 大阪府 「子ども家庭センター」堺市・和泉市・高石市虐待事件 大阪府 「子ども家庭センター」大阪府虐待対応の手引き」改訂 大阪府 「子ども家庭センター」虐待対応 12名増員 大阪府 「子ども家庭センター」非行専任ケースワーカー 心理職の配置 大阪府 「子ども未来プラン」策定 大阪府 「大阪府市町村家庭相談援助指針作成」



年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
		6 厚生労働省全国児童相談所長会議、全国の児童相談所が2003年度に処理した児童虐待件数、過去最高の2万6,573件。			
		7 児童養育、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第64号)施行			
		7 全国児童養育連携協議会調査、児童保護の施設数1万4,678ヶ所(前年比6%増)過去最高、需要に追いつかず。			
		7 厚生労働省調査、児童虐待者について、虐待の認識なし4割。			
		7 高知県議会、子どもの権利や家庭の役割などを盛り込んだ「子ども条例」可決。都道府県レベルでは初めて(8月施行)。			
		8 「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所」における取扱い等について「厚生労働省通知(雇児発第0813003号)			
		8 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について「厚生労働省通知(雇児発第0813002号)			
		8 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について「文部科学省通知(文科生第313号)			
		8 大阪府堺市、19歳の少年が餓死しているのが発見される。発見時身長182cm、体重32kg。			
		8 文部科学省、臨床心理士らが幼稚園を巡回し、幼稚園教諭や保護者の子育て相談に応じる「保育カウンセラー制度」を創設する方針を決定、2005年度予算の概算要求に盛り込む(2005年5月に決定)			
		8 文部科学省調査、全国の公立小中学校高校の児童生徒が2003年度に起こした構内暴力は3万1,278件(前年比6.2%増)で3年ぶりに増加。いじめも2万3,351件(前年比5.2%増)に。			
		9 栃木県小山市、父子家庭の幼い兄弟が同居していた父の友人によって誘拐殺害される。(虐待事件)			
		9 2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて死にます。その事件が起き、その事件を機に子ども虐待防止を目指す小山市の「カンガルーOYAMA」が、2005年にオレンジボンキャンパーンを始める。「カンガルーOYAMA」、「NPO法人里親支援のアン基金プロジェクト」、「児童虐待防止全国ネットワーク」は、3者間独自に相互協力する場として「オレンジボンキャンパーン」推進センターを設け、2006年からは「児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口を担い、厚生労働省との協働により全国的に活動を広げる。			
		9 厚生労働省調査、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を訪問し養育支援を行う、家庭訪問事業不届。125市町村の実施で国の相対数139%にとどまる。			
		9 警察庁「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」警察庁丙少発第34号等(通達)			
		11 「児童委員の活動要領の改正について」厚生労働省通知(雇児発第1108001号)			
		12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第64号)施行			
		12 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第402号)			
		12 児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第412号)			
		12 児童福祉法の一部を改正する法律の施行について「厚生労働省通知(雇児発第1203001号)			
		12 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第178号)			
		12 厚生労働省「子ども・子育て応援プラン」を発表。2005年度から5年間取り組む少子化対策(新エンゼルプランから改称)。特に働き方の見直し、子育て支援、若者の自立支援の3点に重点。			
		12 養護施設者支援法成立			
		厚生労働省「虐待や親の離婚等、家族間の調整が必要な家庭が多いことから、児童相談所をはじめとする関係機関や児童を直接ケアする職員等と連携を図りながら、施設の入所前から退所後に至る総合的な家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を児童養護施設に配置			
2005 (平成17)		1 「児童虐待防止協会」大阪府からの委託事業「大阪府児童虐待問題市町村職員研修事業」実施。2005年1月～3月	2005 (平成17)	4	東京都 「家庭的養護推進モデル事業」開始 大阪府 子ども家庭センター 児童相談業務IT化の推進-新児童相談システムの構築に向けて検討(19年度開始予定) 大阪府 市町村が行う児童相談業務の支援をするため、大阪府市町村児童相談相談援助指針の配布を行うとともに、市町村児童相談担当職員への研修を実施する。 大阪府 大阪市中央児童相談所の児童虐待対策班を「児童虐待対策室」として発展的に改組 大阪府 児童虐待の発見、通報、啓発等に協力していただくことを目的とする「大阪府児童虐待予防地域協力員」の養成を開始。対象は、主任児童委員及び市民ボランティア。 大阪府 「エンゼルサポーター」派遣事業を開始。出産後も多くの家庭に對する家事援助とともに、虐待のおそれがある家庭等に對する相談・援助も行う。 大阪府 「専門的家庭訪問支援」事業を開始。育児不安や孤立感等をもつ、虐待のおそれのある出産後間もない養育者に對して、保健師及び助産師が一定期間、定期的に訪問型育児支援を行う。 大阪府 「子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業実施要領」制定 大阪府 「専門的家庭訪問支援事業実施要領」制定 大阪府 「エンゼルサポーター」派遣事業実施要領制定
		2 「市町村児童相談援助指針について」厚生労働省通知(雇児発第0214002号)			
		2 「児童福祉司の任用資格要件に関する指針」厚生労働省通知(雇児発第0225003号)			
		2 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」厚生労働省通知(雇児発第0225001号)			
		3 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」厚生労働省通知(雇児発第0330008号)			
		3 「児童養護施設等のケア形態の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」厚生労働省通知(雇児発第0330001号)			
		3 「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について「厚生労働省通知(雇児発第0318001号)			
		3 厚生労働省「乳幼児突発死(SIDS)」に関するガイドライン」発表。厚生労働省研究班			
		4 発達障害者支援法施行			
		5 「児童虐待防止対策支援事業の実施について」厚生労働省通知(雇児発第0502001号)			
		6 「児童虐待防止協会」大阪府からの委託事業「大阪府市町村児童相談担当者等研修事業」実施。2005年6月～12月			
		9 厚生労働省、子どもの虐待を防ぐため、虐待を繰り返す親に對する心理療法の取り組みを2006年度から開始することを決定(児童福祉施設で「家庭療法」を施す)			



資料 8 児童虐待司法関係統計

表 A 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し—全国家庭裁判所

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25			246	241	86	28	125	2		97
26			261	262	82	22	153	5		96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	-	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221 (5)	75 (2)	146 (3)	136 (3)	34	-	97	2	3	85 (2)
39	176 (2)	85 (2)	91 (-)	109 (2)	24	8	74	2	1	67 (-)
40	203 (6)	67 (-)	136 (6)	125 (1)	31	3	90	1	-	78 (5)
41	177 (5)	78 (5)	99 (-)	115 (-)	23	11	81	-	-	62 (5)
42	159 (6)	62 (5)	97 (1)	104 (1)	14	6	80	3	1	55 (5)
43	151 (10)	55 (5)	96 (5)	89 (2)	11	16	60	1	1	62 (8)
44	159 (10)	62 (8)	97 (2)	98 (2)	27	7	61	2	1	61 (8)
45	150 (11)	61 (8)	89 (3)	80 (4)	6	7	64	3	-	70
46	129 (12)	70 (7)	59 (5)	84 (7)	25	2	54	3	-	45 (5)
47	157	45	112 (1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83 (2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74 (5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102 (-)	78	17	3	57	-	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85 (9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94 (9)	100	18	8	74	-	-	44
54	140	44	96 (11)	87	10	3	73	1	-	53
55	135	53	82 (2)	86	12	7	65	-	2	49
56	136	49	87 (-)	87	13	5	68	1	-	49
57	130	49	81 (2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73 (1)	71	19	5	46	1	-	44
59	113	44	69 (6)	77	18	3	56	-	-	36
60	110	36	74 (1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65 (2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88 (2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	-	1	55
平成元年	160	55	105 (1)	111	16	9	82	4	-	49
2	130	49	81 (7)	65	10	6	49	-	-	65
3	164	65	99 (3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82 (6)	82	8	11	61	-	2	52
5	106	52	54 (1)	71	5	12	53	-	1	35
6	147	35	112 (1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66 (9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122 (-)	103	13	19	70	-	1	53
9	161	53	108 (3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112 (1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67	-	1	52
12	160	52	108	109	13	11	82	-	3	51
13	153	51	102	89	17	8	63	-	1	64
14	194	64	130	142	17	18	100	-	7	52
15	155	52	103	102	7	29	65	-	1	53
16	167	53	114	115	30	24	61	-	-	52
17	191	52	139	137	22	18	94	-	3	54
18	179	54	125	139	15	20	102	-	2	40
19	143	40	103	103	15	11	76	-	1	40

注) ・ ( ) 内は涉外事件の内数  
 ・ 昭和23～26年については昭和27年版を参照  
 ・ 「-」については該当数値のない場合  
 ・ 空欄については記載なし

資料： 最高裁判所事務総局 『司法統計年報』 3, 家事編』 昭和27年～平成19年

表B 児童福祉法28条の事件

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和27年	6	-	6	6	6	-	-	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	-	2
30	8	2	6	4	4	-	-	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1	6
34	14	6	8	7	7	-	-	-	-	7
35	12	7	5	12	5	-	7	-	-	-
36	20	-	20	13	9	-	4	-	-	7
37	14	7	7	10	5	-	5	-	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	-	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	-	7
41	13	7	6	11	10	-	1	-	-	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	-	10
43	36	10	26	28	23	-	5	-	-	8
44	15	8	7	11	8	-	3	-	-	4
45	9	4	5	5	2	-	3	-	-	4
46	27	4	23	13	9	-	4	-	-	14
47	31	14	17 (-)	20	14	3	3	-	-	11
48	30	11	19 (-)	23	16	-	7	-	-	7
49	24	7	17 (-)	12	5	-	7	-	-	12
50	34	12	22 (-)	24	14	2	8	-	-	10
51	25	10	15 (-)	19	8	-	11	-	-	6
52	26	6	20 (-)	23	13	-	10	-	-	3
53	28	3	25 (-)	24	16	2	6	-	-	4
54	32	4	28 (3)	20	14	1	3	-	2	12
55	26	12	14 (-)	17	12	1	4	-	-	9
56	20	9	11 (-)	11	4	-	5	-	2	9
57	20	9	11 (-)	14	8	-	6	-	-	6
58	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
59	23	3	20 (-)	17	14	-	3	-	-	6
60	18	6	12 (-)	16	16	-	-	-	-	2
61	14	2	12 (-)	14	9	-	5	-	-	-
62	13	-	13 (-)	7	4	-	3	-	-	6
63	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
平成元年	17	3	14 (-)	10	3	-	4	-	3	7
2	44	7	37 (-)	33	19	2	12	-	-	11
3	32	11	21 (-)	25	17	-	8	-	-	7
4	26	7	19 (1)	22	18	-	4	-	-	4
5	19	4	15 (-)	12	6	-	6	-	-	7
6	35	7	28 (-)	20	12	-	8	-	-	15
7	51	15	36 (1)	43	18	1	22	-	2	8
8	62	8	54 (-)	51	39	-	12	-	-	11
9	74	11	63 (1)	49	36	-	13	-	-	25
10	90	25	65 (1)	69	40	1	26	-	2	21
11	118	21	97	81	58	-	23	-	-	37
12	179	37	142	142	101	6	35	-	-	37
13	206	37	169	170	131	2	36	1	-	36
14	165	36	129	133	93	6	34	-	-	32
15	184	32	152	139	106	4	24	5	-	45
16	279	45	234	221	163	9	44	5	-	58
17	285 [43]	58 [-]	227 [43]	195 [-]	141 [-]	6 [-]	40 [-]	8 [-]	-	90 [43]
18	445 [185]	90 [43]	355 [142]	373 [169]	325 [156]	2 [-]	45 [13]	1 [-]	-	72 [16]
19	377 [75]	72 [17]	305 [58]	300 [59]	251 [56]	4 [-]	45 [3]	-	-	77 [16]

注) ・ () 内は渉外事件の内数  
 ・ [] 内は児童福祉法28条2項の事件の内数  
 ・ 「-」については該当数値のない場合  
 ・ 空欄については記載なし  
 ・ 昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

資料： 最高裁判所事務総局 『司法統計年報 3、家事編』 昭和27年～平成19年



表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等	児福祉法28条		親権喪失等	児福祉法28条		親権喪失等	児福祉法28条
昭和23年	229		昭和43年	96 (5)	26	昭和63年	92 (2)	15 (-)
24	258		44	97 (2)	7	平成元年	105 (1)	14 (-)
25	246		45	89 (3)	5	2	81 (7)	37 (-)
26	261		46	59 (5)	23	3	99 (3)	21 (-)
27	405	6	47	112 (1)	17 (-)	4	82 (6)	19 (1)
28	338	10	48	83	19 (-)	5	54 (1)	15 (-)
29	594	6	49	74 (5)	17 (-)	6	112 (1)	28 (-)
30	395	6	50	102 (-)	22 (-)	7	66 (9)	36 (1)
31	282	8	51	97 (8)	15 (-)	8	122 (-)	54 (-)
32	225	10	52	85 (9)	20 (-)	9	108 (3)	63 (1)
33	244	13	53	94 (9)	25 (-)	10	112 (1)	65 (1)
34	182	8	54	96 (11)	28 (3)	11	88	97
35	156	5	55	82 (2)	14 (-)	12	108	142
36	138	20	56	87 (-)	11 (-)	13	102	169
37	135	7	57	81 (2)	11 (-)	14	130	129
38	146 (3)	15	58	73 (1)	15 (-)	15	103	152
39	91 (-)	7	59	69 (6)	20 (-)	16	114	234
40	136 (6)	9	60	74 (1)	12 (-)	17	139	227 [43]
41	99 (-)	6	61	65 (2)	12 (-)	18	125	355 [142]
42	97 (1)	14	62	88 (2)	13 (-)	19	103	305 [58]

注) ・ ()内は渉外事件の内数

・ []内は児童福祉法28条2項の事件の内数

・ 「-」については該当数値のない場合

・ 昭和23～26年については昭和27年版を参照

資料：最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3, 家事編』 昭和27～平成19年

表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て—全国家庭裁判所

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
昭和28年			46						
29			27						
30			19						
31			28						
32			19						
33			35						
34			31						
35			30						
36			14						
37			10						
38			6						
39			10						
40			13						
41			7	…					
42			5	…					
43			18	…					
44			9	…					
45			8	…					
46			15	…					
47			9	…					
48			6	…					
49			5	…					
50			16	…					
51			10	…					
52			11	…					
53			4	…					
54			14	…					
55			14	…					
56	23	2	21	18	6	-	11	1	5
57	26	5	21	18	9	-	9	-	8
58	24	8	16	17	9	1	7	-	7
59	33	9	24	25	10	1	13	1	8
60	33	6	27	24	4	4	13	3	9
61	29	7	22	23	10	2	11	-	6
62	37	8	29	20	7	2	11	-	17
63	50	17	33	37	13	2	19	3	13
平成元年	59	13	46	40	23	1	16	-	19
2	44	19	25	27	10	3	14	-	17
3	40	17	23	30	12	3	14	1	10
4	29	10	19	23	10	2	10	1	6
5	48	6	42	39	22	3	11	3	9
6	56	9	47	38	17	4	15	2	18
7	50	18	32	40	6	2	31	1	10
8			52(23)	46(19)	12(6)	6(-)	26(13)	2(-)	16(6)
9			55(19)	57(23)	21(6)	1(-)	34(16)	1(1)	14(2)
10			53(30)	57(28)	28(21)	7(2)	22(5)	-	10(4)
11			55	49	19	6	22	2	16
12			65	68	26	2	37	3	12
13			68	53	19	10	21	3	27
14			65	68	17	21	29	19	24
15			75	74	31	8	34	1	25
16			82	74	23	11	40	-	33
17			106	108	36	15	56	1	31
18			94	101	38	17	43	3	24
19			96	92	39	7	40	6	28

注) ・ ()内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数

・ 「-」については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合

・ 空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局 『司法統計年報』 3、家事編』 昭和27～平成19年

表E 児童との面会又は通信の制限の申立て—全国家庭裁判所（特別家事審判規則18条の2）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成17年			6	6	2	1	3	-	-
18			7	5	1	-	2	2	2
19			8	7	3	-	4	-	3

注) ・「-」については該当数値のない場合  
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局 『司法統計年報 3, 家事編』 平成17～19年

表F 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法28条6項）

	28条1項容認審判		28条2項容認審判	
	総数	うち勧告の あったもの	総数	うち勧告の あったもの
平成17年度	121	15	84	17
18	164	22	69	6
19	165	23	68	10

資料：最高裁判所事務総局家庭局 『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成17年4月1日～平成18年3月31日』  
 『同 平成18年4月1日～平成19年3月31日』  
 『同 平成19年4月1日～平成20年3月31日』

表G 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法28条2項）

	承認の対象		合計
	1回目の 期間更新	2回目の 期間更新	
平成19年度	40	28	68

資料：最高裁判所事務総局家庭局 『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成19年4月1日～平成20年3月31日』

表H 嬰兒殺の検挙人員

	認知件数	検挙件数	検挙人員			
			計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92.4
49	190	160	153	13	140	91.5
50	207	177	156	17	139	89.1
51	183	161	152	19	133	87.5
52	187	168	151	12	139	92.1
53	163	149	137	12	125	91.2
54	165	142	120	9	111	92.5
55	167	154	122	7	115	94.3
56	138	123	111	9	102	91.9
57	138	124	118	9	109	92.4
58	146	127	106	6	100	94.3
59	112	106	97	9	88	90.7
60	129	120	109	10	99	90.8
61	99	93	78	3	75	69.2
62	107	102	87	5	82	94.3
63	91	78	70	4	66	94.3
平成元年	85	74	56	5	51	91.1
2	82	81	69	3	66	95.7
3	71	64	47	2	45	95.7
4	67	57	49	1	48	98
5	66	63	57	5	52	91.2
6	45	43	34	2	32	94.1
7	52	49	38	4	34	89.5
8	52	51	39	6	33	84.6
9	41	40	38	3	35	92.1
10	38	37	32	4	28	87.5
11	26	24	19	-	19	100
12	33	31	29	4	25	86.2
13	40	33	35	4	31	88.6
14	29	25	21	1	20	95.2
15	27	26	18	6	12	66.7
16	24	23	21	1	20	95.2
17	27	23	19	1	18	94.7
18	22	21	17	1	16	94.1
19	23	22	18	0	18	100

注) ・「-」については該当数値のないもの

資料：警察庁 犯罪統計書 『昭和48年の犯罪』～『平成19年の犯罪』 平成12年以降は警察庁のホームページ上で情報公開されている。



表Ⅰ 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
①検挙件数											
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20	4	19
12	186	31	92	20	4	-	15	9	13	2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17	3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20	-	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16	3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12	3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7	2	32
18	297	48	133	15	14	1	14	26	20	2	39
19	300	39	156	15	16	2	22	10	16	1	38
②検挙人員											
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22	5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17	3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23	3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20	4	20
16	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
18	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
19	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年～20年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表 J 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）

1) 全事件

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	60	22	47	8	64	1	-	6
13	50	31	46	9	74	2	-	4
14	43	34	34	5	60	3	-	5
15	49	40	23	7	58	2	-	4
16	81	41	30	11	72	7	-	11
17	77	47	43	1	69	3	-	2
18	86	56	52	24	96	8	-	7
19	91	55	46	23	97	1	-	10

2) 殺人

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	9	-	3	-	23	-	-	-
13	5	-	4	1	26	-	-	2
14	3	1	-	-	15	-	-	1
15	6	1	3	-	16	-	-	-
16	7	2	-	1	21	1	-	1
17	2	1	2	-	20	-	-	-
18	10	2	3	-	34	-	-	-
19	7	-	-	1	29	-	-	2

注) 無理心中、出産直後の嬰兒殺を除く

3) 傷害・傷害致死

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	28 (8)	10 (-)	31 (7)	3 (-)	26 (9)	1 (-)	-	6 (2)
13	30 (5)	14 (3)	31 (9)	3 (2)	27 (10)	2 (2)	-	2 (1)
14	23 (2)	14 (2)	29 (4)	4 (1)	24 (7)	3 (2)	-	4 (2)
15	25 (5)	24 (5)	17 (4)	1 (1)	27 (8)	2 (-)	-	2 (2)
16	48 (10)	20 (2)	21 (2)	6 (2)	32 (9)	6 (1)	-	9 (3)
17	48 (7)	23 (1)	28 (2)	-	37 (8)	3 (1)	-	2 (-)
18	42 (5)	26 (3)	29 (3)	6 (1)	36 (5)	8 (-)	-	6 (2)
19	57 (4)	24 (2)	28 (2)	11 (3)	44 (6)	1 (-)	- (-)	6 (-)

注) ()内は傷害致死事件の内数  
傷害事件件数には傷害致死事件件数も含まれる

4) 暴行

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	1	1	1	-	1	-	-	-
13	5	-	2	-	2	-	-	-
14	2	-	1	-	2	-	-	-
15	4	-	1	-	-	-	-	1
16	7	2	4	-	3	-	-	-
17	4	2	1	-	2	-	-	-
18	7	5	1	1	1	-	-	-
19	6	1	5	-	4	-	-	-

5) 逮捕監禁

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁 の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁 の妻	その他 (女性)
平成12年	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	1	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	1	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	1	-	-	-
19	1	-	1	-	1	-	-	-

## 6) 強姦

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	5	2	7	1	-	-	-	-
13	1	1	-	2	-	-	-	-
14	2	4	1	-	-	-	-	-
15	1	3	-	2	-	-	-	-
16	9	4	1	1	1	-	-	-
17	6	6	3	1	-	-	-	-
18	4	6	3	1	-	-	-	-
19	6	11	2	2	1	-	-	-

## 7) 強制わいせつ

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	2	1	3	3	-	-	-	-
13	1	1	3	-	-	-	-	-
14	1	2	1	-	-	-	-	-
15	-	1	-	2	-	-	-	-
16	-	6	1	1	-	-	-	-
17	2	4	1	-	-	-	-	-
18	4	7	5	10	1	-	-	-
19	-	5	4	1	-	-	-	-

## 8) 保護責任者遺棄

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	3	1	1	-	12	-	-	-
13	3	2	1	-	17	-	-	-
14	5	-	1	-	19	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	4	-	-	-	11	-	-	1
17	1	-	-	-	7	-	-	-
18	6	-	2	-	18	-	-	1
19	2	-	1	1	15	-	-	2

## 9) 重過失致死傷

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	1	-	-	-	2	-	-	-
13	1	-	1	-	1	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	2	-	-	-	1	-	-	-
17	1	-	-	-	2	-	-	-
18	1	-	-	-	2	-	-	-
19	1	-	-	-	-	-	-	-

## 10) その他(児童福祉法違反および青少年保護条例違反)

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	11	7	1	1	-	-	-	-
13	4	13	4	3	1	-	-	-
14	7	12	1	1	-	-	-	-
15	8	8	2	2	-	-	-	-
16	4	7	3	2	2	-	-	-
17	13	11	8	-	1	-	-	-
18	12	10	9	6	3	-	-	-
19	11	14	5	7	3	-	-	-

注) ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および青少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所『犯罪白書』平成11年～20年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表K 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）

①平成12年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	-	10	-	1		2	1	1	-	7
母親の内縁の夫	47	3	31	7	1		7	3	1	-	1
その他	8	-	3	-	-		1	3	-	-	1
母親等	71	23	33	11	1		-	-	12	2	-
実母	64	23	26	9	1		-	-	12	2	-
養母・継母	1	-	1	-	-		-	-	-	-	-
その他	6	-	6	2	-		-	-	-	-	-

②平成13年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	-	14	3	-		1	1	2	-	13
母親の内縁の夫	46	4	31	9	2		-	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	-		2	-	-	-	3
母親等	80	28	31	13	2		-	-	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		-	-	17	1	1
養母・継母	2	-	2	2	-		-	-	-	-	-
その他	4	2	2	1	-		-	-	-	-	-

③平成14年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	-	21
実父	43	3	23	2	2	-	2	1	5	-	7
養父・継父	34	1	14	2	-	1	4	2	-	-	12
母親の内縁の夫	34	-	29	4	1	-	1	1	1	-	1
その他	5	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1
母親等	68	16	31	11	2	-	-	-	19	-	-
実母	60	15	24	7	2	-	-	-	19	-	-
養母・継母	3	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-
その他	5	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-

④平成15年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	183	26	98	25	6		6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	-	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	-		3	1	2	1	8
母親の内縁の夫	23	3	17	4	1		-	-	-	-	2
その他	7	-	1	1	-		2	2	-	-	2
母親等	64	16	31	10	1		-	-	14	2	-
実母	58	16	27	8	-		-	-	13	2	-
養母・継母	2	-	2	-	-		-	-	-	-	-
その他	4	-	2	2	1		-	-	1	-	-

⑤平成16年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13	-	15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7	-	9	-	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2	-	4	6	-	-	7
母親の内縁の夫	30	-	21	2	4	-	1	1	-	-	3
その他	11	1	6	2	-	-	1	1	-	-	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	-	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	-	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	11	9	9	3	-	-	-	-	1	-	-

⑥平成17年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7	-	16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4	-	6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2	-	6	4	-	-	11
母親の内縁の夫	43	2	28	2	1	-	3	1	-	-	8
その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
母親等	74	20	42	9	2	-	-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2	-	-	-	7	2	1
養母・継母	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-

⑦平成18年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
父親等	218	15	103	12	14	-	14	26	8	1	37
実父	86	10	42	5	7	-	4	4	6	1	12
養父・継父	56	2	26	3	5	-	6	7	-	-	10
母親の内縁の夫	52	3	29	3	1	-	3	5	2	-	9
その他	24	-	6	1	1	-	1	10	-	-	6
母親等	111	34	50	7	1	1	-	1	19	2	3
実母	96	34	36	5	1	1	-	1	18	2	3
養母・継母	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	6	2	-	-	-	-	1	-	-

⑧平成19年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
父親等	215	8	120	11	12	2	21	10	4	1	37
実父	91	7	57	4	6	1	6	-	2	1	11
養父・継父	55	-	24	2	1	-	11	5	-	-	14
母親の内縁の夫	46	-	28	2	5	1	2	4	1	-	5
その他(男性)	23	1	11	3	-	-	2	1	1	-	7
母親等	108	31	51	6	4	1	1	-	17	-	3
実母	97	29	44	6	4	1	1	-	15	-	3
養母・継母	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	10	2	6	-	-	-	-	-	2	-	-

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数が0のとき又は非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成13年～19年版 財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)



表L 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	児童福祉法28条第1項・第2項による措置		親権喪失宣告の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求	承認	請求	承認	請求	承認
昭和49年度	14	10	5	-	70	57	2	2
50	10	2	4	-	51	46	-	-
51	9	6	-	-	27	26	1	1
52	5	5	-	-	49	50	2	2
53	8	7	-	-	32	30	2	1
54	5	4	1	1	40	33	1	1
55	2	1	-	-	37	41	1	1
56	2	2	1	-	21	23	-	-
57	6	3	3	2	23	21	1	1
58	4	4	-	1	25	26	-	-
59	14	13	2	-	21	17	-	-
60	3	3	1	-	25	19	-	-
61	-	1	-	1	14	18	-	-
62	5	5	-	-	11	11	-	-
63	6	3	1	-	9	8	1	1
平成元年度	3	-	-	-	8	8	-	-
2	19	15	2	-	8	4	-	-
3	10	9	2	3	15	13	-	-
4	7	5	1	1	9	8	-	-
5	5	1	1	-	7	6	-	-
6	4	3	1	1	8	4	1	1
7	31	11	2	-	7	4	-	-
8	35	19	3	-	10	8	-	-
9	49	36	3	1	8	7	2	2
10	39	22	9	2	10	5	-	-
11	88	48	1	6	14	8	1	1
12	127	87	8	-	7	3	-	-
13	134	99	4	1	11	6	-	1
14	117	87	3	3	9	10	-	-
15	140	105	3	-	8	6	-	-
16	186	147	4	1	7	8	-	-
17	176	147	2	2	6	5	-	-
18	185	163	3	2	4	4	1	-
19	235	182	4	1	14	9	2	2

注) 「-」については係数のない場合

資料：厚生省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）』 昭和49年度～平成11年度  
 厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』 平成12年度～平成19年度

表M 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

	知事勧告	家庭裁判所勧告
平成17年度	-	9
18	1	16
19	2	31

注) 「-」については係数のない場合

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』 平成15年度～平成19年度

表N 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（立入調査・警察官の同行）

	立入調査	警察官の同行
平成15年度	249	247
16	287	364
17	243	320
18	238	340
19	199	342

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』 平成15年度～平成19年度

平成18・19年度研究報告書  
虐待の援助法に関する文献研究  
(第4報：2000年代)  
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究  
第3期 (2000年6月から2004年4月まで)

平成21年 3月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 保坂 亨  
吉田 恒雄  
共同研究者 鈴木 博人  
田澤 薫  
加藤 洋子  
阿部 純一  
近藤 由香

印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)